

平成 24 年度海外農業情報調査分析事業(アジア)

第一部 中国：第 12 次 5 力年計画における農業・農村政策に見る今後の「三農政策」の展開方向

2013 年 3 月

プロマーコンサルティング



PROMAR CONSULTING

T: +81 (0)3 6222 0003, F: +81 (0)3 3206 0004

www.promarconsulting.com

No. 3 Ishibashi Bldg. Suite 600,
1-10-12 Shinkawa Chuo-ku

*For further information about this report, please
contact:*

Chisa Ogura

cogura@promarconsulting.com

要旨

第12次5ヶ年計画

食糧増産の重視

中国は2011年に新しく「国民経済と社会発展 第12次5ヶ年計画(2011~2015)」を策定し、この中で三農政策、特に食糧生産とそのための傾斜配分をより重視した方針を打ち出している。

食糧増産は中国共産党にとって建国以来最重要課題であって、農家請負制の導入から始まる改革開放も食糧増産のために始まったとも言えるが、1990年代末から2000年代初頭に導入された農業構造改革と地域的農業立地調整の結果、当初の想定以上に穀物が減産、一方で2000年代末にかけて国際的な穀物価格が高騰する局面に至り、2008年に「国家食糧安全中長期計画綱要(2008~2020)」を制定して食糧生産をより重視する方向に農業政策が動いてきた。2008年に目標として設定された穀物増産は既に達成しているものの、経済発展の進む中で依然として農地や農業労働力の減少に直面しており、第12次5ヶ年計画もこの流れに沿ったものである。

第12次5ヶ年計画では、主要な政策手段としては①財政投入の強化と支援水準の引き上げ、②コメと小麦の最低買い上げ価格制度の維持・価格引き上げと、トウモロコシを含むその他の作物・畜産物での緊急備蓄を活用した市場調整の強化、③4種の農家直接補助の拡大と農業保険・農業金融の拡充を実施するとしている。

また、「全国優勢農產品区域配置計画(2008~2015)」に従って新たに「七区二十三帯」の農業戦略構造区分を策定し、これら重点地域に投入を傾斜配分させる。例えば、トウモロコシでは東北地区(春トウモロコシ)と黄淮海地区(夏トウモロコシ)、汾渭平原地区(トウモロコシ)、コメでは東北地区(ジャポニカ主産地、水田化を推進)と長江流域地区(ジャポニカ転換と二毛作を推進)、華南主産区(高級インディカ米と二毛作を推進)のそれぞれ3ヶ所が重点地域となっている。

中国では、農地の農外転用は基本的に省政府によるもので、農外転用の利益が省政府の重要な財源となってきており、また中国の経済発展にともなう急速な工業化・都市化の中で農外転用は加速する傾向にあった。第12次5ヶ年計画ではこれまで必ずしも登記が必要とされてこなかった農村土地請負権について、2018年までに登記を完了させている。これを基礎としながら、土地収用制度の改革を実施して農外転用を制限し、一方では請負権の交易市場を形成して担い手への農地の集積を進めるとしている。ただし、これらは中長期的に対応が必要な課題となっている。

中国では若年層の農外転出によって農業担い手の高齢化が急速に進行しており、近代的な農業生産・農業経営の担い手育成が必要とされている。第12次5ヶ年計画では、近代的な農業の担い手として、農家請負制は維持しながらも、大規模化・専業化を進め、「家庭農場(2013年一号文件以降に強調されたコンセプトで、農村戸籍を持つ農家で、家族構成員を主な労働力としながら、大規模で集約化された農業生産をめざし、農業所得を主な所得とする農業経営体を指す)」を育成し、同時に農民専業合作社(協同組合)、供銷合作社、農民經紀人(仲買人)、龍頭企業(農村をリードするような企業)等の多様な形式による農業生産経営に対するサービス提供を政策的に支

「七区二十三帯」の農業戦略構造区分

農地請負権の登記と農地集積・担い手

水利と科学技術

援する。

中国では、主要作物の単収は徐々に向上しているものの、米国等の先進国に比べると依然として単収が低いレベルに留まっていることは、耕地と担い手の確保に並んで大きな課題の一つである。第12次5ヶ年計画では、灌漑や農地改良など農業インフラ整備の確保を進め、土壤流出・劣化の課題に立ち向かうと共に、科学技術の開発と普及によって、品種や栽培技術の改良、土壤改良や節水技術等の開発を行うことが重要視されている。水利事業に対しては2011年の1号文件で、2011～2020年の10年間にこれまでの予算を倍増させた年平均4,000億元以上の投資を行うと定めている。科学技術については、遺伝子組換えを含む品種改良、技術普及、機械化、施肥最適化、病害虫防除、情報化、高効率栽培・節水・疫病対策等の分野において技術開発を推進するとともに、龍頭企業等あるいは「農業科学技術特派員」等によって末端への普及体制の強化を図るとしている。

物流

また、食糧産地の重点地域への傾斜が深まるに従い、「北糧南運」等の産地から消費地への物流ルートの強化もますます重要になっている。第12次5ヶ年計画では、物流分野では生産地・中継地での積載施設の整備を進め、食糧のバルク輸送網を築くほか、加工分野では、生産中心地域における食糧・油糧種子の加工基地建設を進める。

「買い物かご」

中国では、食糧（穀物・油糧種子・いも類等）以外の農水産品を「買い物かご」产品（野菜・果実・食肉・卵・乳製品・魚介を指す）と総称しているが、特に近年の季節的、構造的、地域的な不足・価格高騰や、品質安全事件が度々発生している。中国では1998年から「買い物かごプロジェクト」が継続して実施されているが、第12次5ヶ年計画においても、品目別のプロジェクト実施のほか、卸売市場形成を図って必要に応じて政府による買い入れ介入などが行える体制を整え、さらに産直の取り組みを強化、また安全性確保のためのトレーサビリティ向上・検査体制強化を図るとしている。

未利用バイオマス

また、未利用バイオマスのうち、従来家畜排せつ物を利用したメタンガスの利用が促進されてきたが、これについても第12次5ヶ年計画において引き続き推進するとともに、藁や茎等の未利用資源活用も第12次5ヶ年計画から新たに目標として加えられた。劣化が目立つ草地の保全・再生のプロジェクトも重要施策として取り上げられている。

「農民・農村」

三農問題のもう一つの核である「農民」「農村」分野については、第12次5ヶ年計画においても、都市と農村のバランスのとれた発展をキーワードに、引き続き農民增收を課題としているが、農産物生産からの収入増に加え、加工・流通・農村観光等の収入増、さらに賃金等の農外収入増を一層重視している。加えて、都市との著しい格差のあった農村教育・福祉分野でも、義務教育無料化と医療保険が2003年から、最低生活保障制度が2007年から始まり、養老年金制度も2012年から全国展開しており、これら中央政府財政政策を通じた「移転性収入」もより拡充させていく方向である。農村の生活インフラでは、飲料水供給、道路、エネルギー、電気供給網、住宅改良、情報設備整備等の実施、また公共サービスの充実や環境保護の推進等が挙げられている。中国の近年の方針として従来の沿岸大都市中心の経済開発ではなく、内陸部・東北部の発展と、大都市以外の地方における全面的・包括的発展を推進しているが、これを反映して農村についても「県域経済」の発展を推進している。

はじめに

本冊子は、農林水産省委託事業「平成 24 年度海外農業情報調査分析事業(アジア)」のうち、「中国第 12 次 5 ケ年計画における農業・農村政策に見る今後の「三農政策」の展開方向」の調査報告をとりまとめたものである。

中国では、2011 年に 2015 年までの 5 年間を対象とした第 12 次 5 ケ年計画が策定された。本報告書では、第 12 次 5 ケ年計画と、共産党が毎年年初に発表する一号文件において、三農政策がどのように扱われ、今後どのような方向性を持つかという点をとりまとめた。特に中国は 2007 年以降国際的な穀物価格高騰を受けて食糧生産の確保をより重視する方向を打ち出し、様々な施策の導入を進め、第 12 次 5 ケ年計画の三農関連部門で最重要の課題としているため、本事業では特に食糧政策に注目しながら分析している。

なお、事業の実施にあたって、東京農業大学国際農業・貿易研究室 菅沼圭輔教授（議長）、桃山学院大学経済学部 大島一二教授、農林中金総合研究所基礎研究部 主任研究員 阮蔚氏の 3 名を招いた検討委員会を 3 回開催し、事業実施と報告書とりまとめの各段階でご指導いただいた。また、2012 年 9 月 17 日～19 日において北京におけるヒアリング調査を実施した。本事業の成果の多くは現地調査におけるヒアリングに基づいており、ご協力いただいた方々に深く感謝している。本報告書が、今後の中国農業事情と日中農業関係を検討する上での一助となれば幸いである。

プロマーコンサルティング
常務取締役 吉田 里絵

目次

| | |
|---|----|
| 1 中国農業政策の変遷と予算の動き | 1 |
| 1.1 改革開放後の農業政策の流れと近年の主な動き | 1 |
| 1.2 中国の三農関係予算の推移 | 6 |
| 2 第 12 次 5 ヶ年計画（2011～2015）における三農政策の展開方向 | 9 |
| 2.1 「国民経済・社会発展第 12 次 5 ヶ年計画（2011～2015）」における三農政策展開の特徴 | 9 |
| 2.2 中央政府財政投入の継続・強化、重点地域への傾斜、法制度強化 | 10 |
| 2.3 第 12 次 5 ヶ年計画における三農関連の目標数値と現状 | 15 |
| 2.4 食糧生産増強の重視と主要な課題 | 17 |
| 3 第 12 次 5 ヶ年計画における農業発展関連の各分野における施策 | 24 |
| 3.1 主に食糧に関連する課題と発展推進方向・施策 | 24 |
| 3.2 野菜・果実・食肉・魚介類－「買い物かごプロジェクト」 | 39 |
| 3.3 未利用バイオマス活用・環境保全 | 43 |
| 添付資料 1 中国三農政策関連機関と五ヶ年計画 | 45 |
| 三農政策関連機関 | 45 |
| 「国民経済・社会発展 5 ヶ年計画」と三農関連の各部門計画 | 48 |
| 添付資料 2 全国農業と農村経済発展第 12 次 5 ヶ年計画（2011～2015 年） | 58 |
| 添付資料 3 2012 年 1 号文件《農業科学技術の創出を推進し持続的に農産物供給保障能力を増強することに係る若干の意見》 | 87 |
| 添付資料 4 参考文献 | 96 |

図表目次

図

| | |
|-------------------------------------|----|
| 図 1 中国中央政府の 2012 年三農関係予算..... | 6 |
| 図 2 「七区二十三帶」農業戦略構造..... | 12 |
| 図 3 中国の主要な穀物・油糧種子生産量及び作付面積の推移 | 21 |
| 図 4 主要作物優勢区配置イメージ図..... | 25 |
| 図 5 主要な食糧流通ルート | 34 |
| 図 6 コメ加工産業と小麦加工産業の配置図..... | 35 |
| 図 7 榨油産業の配置図..... | 36 |
| 図 8 主要な商業機能区分の分布図 | 41 |

表

| | |
|--|----|
| 表 1 国家食糧安全中長期計画（2008～2020）と関連計画..... | 3 |
| 表 2 中国の一号文件（2004～2013 年） | 4 |
| 表 3 中国政府予算と執行額（2009～2012 年） | 7 |
| 表 4 省別の農林水産事務及び食糧関係予算（2010 年） | 8 |
| 表 5 政府の最低買い上げ価格の推移..... | 11 |
| 表 6 「七区二十三地帯」における戦略的枠組み | 13 |
| 表 7 中国農業関連の法律整備状況 | 14 |
| 表 8 「第 11 次 5 ヶ年計画」と「第 12 次 5 ヶ年計画」時期の農業・農村経済発展の重要指標 | 16 |
| 表 9 中国の食糧需要の展望（「国家食糧安全中長期計画綱要」）と、2012 年の達成状況 | 17 |
| 表 10 中国の年間一人当たり食料購買量（都市）/消費量（農村）の推移 | 20 |
| 表 11 中国の大豆・トウモロコシ・小麦・コメ需給の推移 | 22 |
| 表 12 中国の主要な穀物・油糧種子等貿易量の推移 | 23 |
| 表 13 土地使用権の移転形態 | 28 |
| 表 14 有効灌漑面積の増加指標 | 29 |
| 表 15 有効灌漑面積の増加指標 | 30 |
| 表 16 重点的農業科学技術刷新分野 | 32 |
| 表 17 中国の三農問題に係る主要な部局 | 47 |
| 表 18 三農関連の主要な各部門別の第 12 次 5 ヶ年計画（2011～2015）計画（公表年月順） | 48 |
| 表 19 第 11 次及び第 12 次 5 ヶ年計画の農業関連項目の目次 | 49 |
| 表 20 農業部「全国農業・農村経済発展第 12 次 5 ヶ年計画」目次 | 50 |
| 表 21 国家発展改革委員会「全国農村経済発展 12 次 5 ヶ年計画」目次 | 51 |
| 表 22 「全国農村経済発展 12 次 5 ヶ年計画」における主要な発展目標 | 52 |
| 表 23 国家食糧局「食糧業界第 12 次 5 ヶ年発展計画綱要」目次 | 53 |
| 表 24 「現代農業発展計画（2011-2015）」における主要な発展目標 | 55 |
| 表 25 第 12 次 5 ヶ年計画の第 7 章「美しい新農村」の主要な内容 | 56 |

注)

本事業は、農林水産省の委託により、プロマーコンサルティングが実施したものであり、本報告書の執筆の責任はプロマーコンサルティングにある。

[本事業担当者]

プロマーコンサルティング

| | | |
|---------|------------|-------|
| 吉田 里絵 | 常務取締役 | 責任者 |
| 小倉 千沙 | シニアコンサルタント | マネジャー |
| 黒木 彩子 | シニアコンサルタント | 調査員 |
| 川江 心一 | コンサルタント | 調査員 |
| ポール・ツアイ | アナリスト | 調査員 |
| 渡辺 直子 | アシスタント | 調査補助 |

[換算レート]

換算レートは特に注記の無い限り以下を使用した。

| | 日本円/米ドル | 人民元/米ドル |
|--------|---------|---------|
| 2011 年 | 79.97 | 6.460 |
| 2010 年 | 88.09 | 6.771 |
| 2009 年 | 93.52 | 6.831 |
| 2008 年 | 104.23 | 6.950 |
| 2007 年 | 117.93 | 7.606 |
| 2006 年 | 116.25 | 7.973 |
| 2005 年 | 109.64 | 8.191 |
| 2004 年 | 108.28 | 8.277 |
| 2003 年 | 116.41 | 8.277 |
| 2002 年 | 125.60 | 8.277 |

出所) 日本円：財務省貿易統計、人民元：IMF

1 中国農業政策の変遷と予算の動き

中国は 2011 年に新しく「国民経済と社会発展 第 12 次 5 ヶ年計画（2011～2015）」を策定し、この中で三農政策、特に食糧生産とそのための傾斜配分をより重視した方針を打ち出している。この章では、第 12 次 5 ヶ年計画に至る中国の農業政策のこれまでの変遷、農業政策制定に係る共産党及び政府各部局、政府予算の配分についてとりまとめる。

1.1 改革開放後の農業政策の流れと近年の主な動き

1.1.1 三農問題の発生と新社会主義農村

改革開放後の農業政策の進展と「三農問題」の顕在化

食糧増産は中国共産党にとって建国以来最重要課題であって、農家請負制の導入から始まる改革開放も食糧増産のために始まったとも言える。1990 年代には改革開放の成果、そして増産政策と好天により食糧生産は大幅に伸長したが、1990 年代後半に中国は一転して過剰生産による価格低迷、それによる農家所得の伸び悩みに直面した。その時期、中国は WTO 加盟を申請していたが¹、加盟にあたっては農産物市場の開放が必須条件となるため、それに向けて生産と流通面での様々な改革を急速に推し進めが必要となった。そこで中国は 1990 年代末から 2000 年代初頭にかけて、食糧生産では東北等の重点地域を中心生産地帯とし、沿岸地域では高付加価値作物である園芸や畜産とそれらの加工を振興し、一方で過剰な開墾による環境悪化を防ぐために傾斜地は森林に戻すという「退耕還林」政策を施行するといった方法を通じて、農業構造改革と地域的農業立地調整を行った。

ところが 2000 年以降、構造調整に加えて干害等の影響もあり、食糧生産は当初計画以上に急減し、中国の自給を脅かす段階に迫った。その上、沿岸地域では急速な経済発展が進み、農家所得と都市住民所得の経済格差はますます大きくかい離していった。中国では戸籍の移動が厳しく制限されており、教育や社会保障等公共サービスは農村・都市でもともと大きな格差があつて一種の身分制度ともなっていたが、こういった二元的な関係は都市経済成長にともなってより明確な差として現れてきた。一方で、1993 年以降の分税制導入以降、中央政府財源が強化されるなかで地方財政はひつ迫し、農村からの各種の税や費用搾取がより一層強化される結果となる。こういった中で土地開発等に起因する農民暴動が頻発するなど、問題が顕在化するようになってきた。中国の人口の過半数はいまだ農村人口であり、これは農業生産だけの問題ではなく、広く社会的な混乱を招く恐れがあるという認識の下、ここで、中国において「三農問題」、つまり農業生産の低迷、農家所得増の鈍化、農村部の疲弊の三つの問題が大きく注目されるようになる。

このような背景の下、2002 年に成立した胡錦濤体制下の中国共産党では、三農問題が党にとって最も重要な政策課題の一つと位置づけられ、2002 年の第 16 期中国共産党全国代表大会（党大会）において三農問題が全面的に取り上げられた。中国共産党は 2004 年に実に約 20 年ぶり²に、農業に係る課題を「一号文件」として取り上げた。一号文件は、中国共産党中央委員会が新年最初に発する通達で、その内容はその年の最重要課題として位置づけられており、2004 年以降、2013 年現在まで毎年農業関連の課題が取り

¹ 中国は 1986 年にガット加盟申請、1995 年にガット失効に伴い WTO 加盟を申請。日中や米中、EU 中の交渉合意を経て 2001 年 11 月に加盟が承認され、2001 年 12 月に WTO 加盟が発効。

² 1982 年以降 5 年間の改革開放初期には、やはり農業関連の課題が一号文件となっていた。（阮 2004）

上げられている。中国では一号文件に基づいて政府予算が傾斜配分されるため、一号文件についての審議と関連部局の折衝は、日本の各省の概算予算要求とその国会での審議にあたると説明する研究者もいる。2004 年の一號文件において中国共産党は、今後食糧は需給に基づいて価格を定めると示し、同年、政府は食糧流通市場改革を実施して流通を自由化するとともに、市場価格の変動から生産者を守るための最低買付制度を打ち出した。さらに同年、農村における減税の施行、そして食糧生産農家への直接支払いを含む財政支援の実施を開始し、ここで中国の農業政策は大きな転換を迎えることとなった。

都市・農村の発展の調和と、社会主義新農村の建設

三農政策の中では、「都市と農村の発展に調和をもたらす」という点と、「社会主義新農村の建設」という 2 点がキーワードとなっている。最初に都市と農村の調和というコンセプトが示されたのは、2002 年の第 16 期共産党大会全国代表大会（党大会）において、経済発展には調和をもたらすことが必要であると打ち出された際である。続いて、2004 年 9 月の第 16 期第 4 回共産党中央委員会全体会議（中全会）において、「工業が農業を補助し、都市が農村を引き上げる」との方向性が示され、「社会主義調和社会の建設」が党にとって重要な課題として目標として挙げられた。

翌 2005 年 10 月の第 16 期第 5 回中全会においては、「社会主義新農村の建設」が新たな政治目標として示された。これは、農民の自主性を重んじて主体的な取組を推進するとともに、そこで共産党員がリーダーシップを發揮することが期待されている。従来のトップダウン型を改め、自主的な活動に対する政策的支援を通じ、道路や電気、エネルギー、住宅、産業育成、教育・訓練等の各分野を充実させ、農村と都市の格差の緩和を進めるとの内容である。さらに 2006 年 10 月の第 16 期第 6 回中全会において、「社会主義調和社会建設の若干の重大問題に関する決定」が決議され、二元化した都市・農村の格差拡大の緩和や農村社会保障体制完備等が盛り込まれた。

また、2006 年に制定された中国政府の経済・社会関連の 5 ヶ年計画である「国民経済と社会発展第 11 次 5 ヶ年計画（2006～2010 年）」においては、2004 年以来の農業・農村改革の方向性が継続され、またその中で「社会主義新農村の建設」が、重要性がきわめて高い課題として挙げられており、具体的には、食糧穀物増産、農村収入倍増、食品安全・環境保護・農業競争力の強化、農村における社会インフラ・技術インフラの整備等が盛り込まれている。2006 年には、農業からの搾取を象徴する存在であった農業税が全面的に廃止され、また食糧生産の回復を図るために 1999 年から続いた退耕還林政策のうち、耕地から林地への転換を中断した。

1.1.2 2007 年以降の食糧増産に向けた動き

2007 年の世界の穀物価格急騰と中国共産党・政府の動き

2007 年以降、国際的穀物価格が急騰する現状に直面する中で、中国は国内での食糧生産の確保を従来以上に重要視するようになり、2008 年 7 月に国務院常務会議において「国家食糧安全中長期計画綱要（2008～2020）」及び「吉林省増産 1000 万トン商品食糧能力建設総体計画」を併せて採択した。同綱要では現在の生産水準と 2020 年時点での国内需要推計を比較すると約 4800 万トンが不足するとして食糧増産に向けた様々な施策を実施することが謳われている。

関連して、翌 8 月には同じく国務院常務会議において「全国土地利用総体計画綱要（2006～2020）」が採択され、現在のおよそ 18 億ムー（中国で用いられる面積の単位「畝」で、1/15 ヘクタールを指す。18 億ムー=約 1.2 億ヘクタール）の耕地を 2010 年には 18.18 億ムー、2020 年にも 18.05 億ムーと同じ面積の確保を目標とし、建設用地転用等による耕地減少を補うため、2010 年までに 1,710 万ムー（約 114 万

ヘクタール)、2020 年までに 5,500 万ムー（約 367 万ヘクタール）を新たに開墾・再開墾するとされた。また、各省別に耕地面積と都市建設用地面積の指標が挙げられている。

同 2008 年 10 月には、第 17 期第 3 回共産党中央委員会全体会議（中全会）において、「農村改革発展を推進するための若干の重大問題に関する決定」が決議された。中全会において農業分野を主な対象とする決定の決議が行われるのは 1979 年、1991 年、1998 年に続く 4 回目で、約 10 年ぶりのことである。本決定において、実現すべき目標の第一にはやはり、十数億人の人口を養うだけの食糧生産の確保・基本的自給方針の堅持が謳われている。次いで農民の権益保護や都市・農村の調和のとれた社会発展、共産党による農村行政の監督強化等が主な目標とされている。

翌 2009 年には国家食糧安全中長期計画綱要に基づき、「全国食糧生産能力 5000 万トン増大計画（2009～2020）」が制定された。この中では、食糧主要産地 13 省の中で核心地域として 680 県（市、区、国営農場を含む）、非主産県のうち 11 省で重要な 120 県（市、区）の計 800 県を選出し、食糧増産促進に伴う投資を集中させるとしている。第 11 次 5 ヶ年計画時の 13 省 484 県（場）に比べ、さらに拡充されている。特に①灌漑条件の改善と中低産農地の改良、②優良品種の選択、③生産方法の改良、④重要な技術的措置の普及、⑤農業機械化水準の向上、⑥病害虫のコントロール、以上 6 点が重視された。また、その他、耕地保護や水資源保護、食糧備蓄体制等の計 10 項目において、下表に示すような個別の具体的な計画・政策措置が制定された。

表 1 国家食糧安全中長期計画（2008～2020）と関連計画

| 中長期計画 | 関連計画 |
|--------------------------|---|
| 国家食糧安全中長期計画綱要（2008～2020） | <ul style="list-style-type: none"> ・ 全国 5000 万トン食糧生産能力増強計画（2009～2020） ・ 耕地保護・土地整理再開墾開発計画 ・ 農業・食糧科学技術発展計画 ・ 飼料節約型畜牧行業発展計画 ・ 油糧及び食用植物油発展計画 ・ 食糧现代物流発展計画 ・ 食糧備蓄体制建設計画 ・ 食糧加工業発展計画 ・ 居住民科学健康食糧・油脂消費の政策措置 |

出所）国家食糧安全中長期計画綱要（2008～2020）

2011 年以降の動き—引き続き、食糧生産に対する重視

こういった経緯の中で 2011 年 3 月に採択された「国民経済と社会発展第 12 次 5 ヶ年計画（2011～2015）」では、農業・農村部門については、第 11 次 5 ヶ年計画に引き続き農業の強化と農民優遇政策によって社会主義新農村建設を加速することが掲げられているが、第 11 次 5 ヶ年計画に比べ、さらに食糧生産重視、食糧安全保障能力増強の観点を打ち出していることが最も大きな特徴となっている。「全国食糧生産能力 5000 万トン増大計画（2009～2020）」に沿って、5000 万トンの食糧増産達成目標を改めて示すとともに、そのための農業構造の戦略的調整手段として「七区二十三帶」の重要地域への傾斜配分を促進させることとしている。このほか、食糧安全保障能力強化のために、科学技術革新の推進と農業に関連する様々なサービス産業の発展が最も重要な点として挙げられている。次いで、農民の增收と生活条件の改善、都市と農村の一体的制度の構築等が挙げられ、農村と都市の二元構造から生まれる矛盾の緩和を図る方針が示されており、また土地請負制度下における土地登記を完成させ、土地請負経営権の流通市場を形成する等の項目が含まれている。

また、2011 年と 2012 年の一号文件はそれぞれ水利と科学技術が目玉となり、いずれも食糧作物の単収

増加に直接寄与する点を意識した内容となっている。2011 年の一號文件は「水利改革発展を加速する決定」と題され、干ばつ対策のための水利インフラへの投資拡大が掲げられた。中国における水利事業への投資は 2010 年に約 2,000 億元となっているが、一號文件ではこれを倍加して、2011～2020 年の 10 年間に年平均 4,000 億元以上の投資を行うと定めている。なお、水利事業の実施内容には新たな灌漑基盤施設の建設に加え、防災事業や水配分、水管理制度の改善等が盛り込まれている。

2012 年の一號文件は「農業科学技術の創出を推進し持続的に農産物供給保障能力を増強することに係る若干の意見（卷末添付資料 3 の邦訳参照）」と題され、農業科学技術が国家食糧安全保障の基礎であるとして、食糧分野に関しては品種改良と種苗業の発展、防災・減災のための各種措置、節水技術や機械化等に係る技術改良、加工・貯蔵分野での改良等が重視されている。また、科学技術普及の充実についても、大学を卒業した人材を活用する大学生「村官」計画に言及し、末端での普及活動にこういった人材を活用できるよう必要な予算措置をとるほか、農業科学技術に係る人材教育に力を入れるとしている。

表 2 中国の一號文件（2004～2013 年）

- | | |
|----------|---|
| • 2004 年 | 農民収入増加に関する意見 |
| • 2005 年 | 農村産業基盤強化と農業の総合的生産能力向上に関する意見 |
| • 2006 年 | 社会主義新農村の建設に関する意見 |
| • 2007 年 | 現代的農業発展と着実な社会主義新農村建設に関する意見 |
| • 2008 年 | 確実な農業基盤インフラ拡充と農業発展・農民収入増加に関する意見 |
| • 2009 年 | 農業の安定的発展と農民収入増加促進に関する意見 |
| • 2010 年 | 都市と農村の発展力のバランスをとり、農業農村の堅実な発展に関する意見 |
| • 2011 年 | 水利改革発展を加速する決定 |
| • 2012 年 | 農業科学技術の創出を推進し持続的に農産物供給保障能力を増強することに関する意見 |
| • 2013 年 | 現代農業の発展と、農村発展活力をさらに増強することに関する意見 |

出所) 各一號文件による

1.1.3 土地請負経営権と農業の担い手

2012 年両会における「農村三権」の強調

また、中国で 2012 年 3 月に開催された全人代において、報告された「政府活動報告」³において初めて土地請負経営権、住宅用地使用権、集団利益分配権の三つの権利が、法律が農民に付与した財産権であるとの一文が含まれたことがニュースとなっている。また、これらの権利を総称して「農村三権」と呼ぶ。

これは地方政府によって農地から都市用地への転換が進められてきたが、立退きを迫られる農家に対して十分な補償や代替地が準備されてこなかったことが不満を招き、大きな社会不安の原因となっていたことから、これに対応するための動きである。中国の農地は「集団所有」となっており、農家請負制度の下で、各農家は使用権を割り当てられている。この集団所有地は都市の建設用地には直接用いることが出来ないことから、都市転用には省政府が収用して一度国有地に変換してからの転用となる。収用時の農家に対する補償は農地としての価値に基づき、これを省政府が都市用地として販売する際には巨額の利益が出る。この利益が貴重な省政府財源となっており、地方財政を支えている構図がある。また、都市開発の進展によって重要な食糧生産地域の確保が脅かされている側面もあることから、中央政府はなんとかこれに厳しい制限を設けたい考えである。一方で、こういった農地利用に関する権利関係を明確にすることによ

³ 「政府活動報告」の邦訳は中国共産党中央編集翻訳局ウェブサイトにて入手可能。

<http://www.cctb.net/bygz/wxfy/201203/W020120323448780181545.pdf>

って、土地の賃貸借・流動化を進め、農業経営層の大規模化を進める狙いもあるとみられる。

2013 年一号文件－近代的な農業経営主体の育成と「家庭農場」

新しく 2013 年 1 月に発表された一号文件は「現代農業の発展と、農村発展活力をさらに増強することに関する意見」と題され、農産物供給体制の確立の農業インフラの拡充、農業に対する支持・保護制度の維持・拡大、農業関連サービスの拡充等の各分野が包括して述べられているが、中でも今回の一号文件で最も重要だとされているのが、第 3 章にあたる「農業生産経営体制の刷新と農民組織化の高度化」である。

特に、農業生産発展推進の面からは、農村土地請負経営関係を安定させる一方で、請負権の流動化を通じ、「専業大規模農家」、「家庭農場」、「農民専業合作社（協同組合）」などの形での集約化、規模拡大、専業化を図るとしている。このうち、「家庭農場」は「全国農業・農村経済発展第 12 次 5 ヶ年計画」に登場し、一号文件の中では今回初めて登場して注目された比較的新しい農業経営主体の概念で、農村戸籍を持つ農家で、家族構成員を主な労働力としながら、大規模で集約化された農業生産をめざし、農業所得を主な所得とする農業経営体を指す。特に、企業による経営では食糧生産よりも収益性の高い園芸作物や畜産に転換されてしまいがちであるとの点が懸念されてきたことから、「家庭農場」という経営形態を重視するようになったとみられる。農業部は 2012 年一号文件に従って、2012 年 8 月に農村土地請負経営権流動モデル化管理サービス試験実施地区として、上海市松江や湖北省武漢、吉林省延辺等の 33 ヶ所を選定しており、新華社によれば、これら地区ではすでに 6670 戸の家庭農場がある。今後、全国的に展開を推進するにあたっての認証の仕組み等が整えられることとなる。

一方で、商業・工業企業による農業生産については、今後より厳格な参入規制と管理体制を強めるとしている。畜産や野菜・果樹等の大規模生産においては、今後も引き続き企業経営が振興されるものと考えられるが、中国政府が最も重視する食糧生産の担い手はやはり農民であるという点が強調されている。

次いで、「農民専業合作社」等を通じて農民の組織化をさらに強化する点が強調されている。また、「龍頭企業（国や省の認定する産業のリーディング企業で重要支援対象となる）」の合併等を通じてより大型の企業集団の創出をめざし、また農家との緊密な協力関係を築きながら、農業産業化を牽引させるとしている。

1.2 中国の三農関係予算の推移

中央政府予算

中国中央政府の予算は経済発展に伴い増加を続けており、特に「三農」関係は割合も年々増加し、2012 年には 12,286 億元（約 15 兆円）と前年比 24% 増、中央政府予算総額の 19.2% を占めた。三農関係の財政支出には、①農家直接補助、②農業生産向上、③食糧の貯蔵・流通、④農村の教育・衛生・福祉の四分野が含まれる。（右図・次頁表参照）

三農予算のうち①農家直接補助は、従来の価格支持政策では農家には直接恩恵が届かなかつたとの反省から、2004 年以降年々拡充されてきたもので、1) 食糧栽培農家への直接補助、2) 農業生産資材総合補助、3) 優良品種補助、4) 農業機械購入補助の 4 種類の補助から成る。

また、②と③に係るその他農業生産に直結する主な項目では、ダムやその他の灌漑施設、農村地区の電気網改造等の農業基礎施設建設に、食糧や食用油、石油や有色金属、特殊鋼材等の貯蔵のための経費があるほか、2010 年からは穀物価格の変動に備え、食糧リスク基金が設置された。

2011 年には、2011 年の 1 号文件の内容を反映して水利基盤整備への予算配分を増加させ、農業基礎施設建設に対する予算配分は 1,575 億元と前年から約 4 割増しになったが、決算状況では計 1,399 億元と予算に及ばなかった。それでも、2012 年はさらに予算配分を 1,654 億元（約 2 兆円）と増強させている。うち 693 億元が水利予算である。また、同年は、2012 年の 1 号文件の内容である科学技術への重視を反映し、さらに新しく、科学技術開発・普及に係る費用として 101 億元（約 1,260 億円）、中心的食糧産地開発に係る費用として 290 億元（3,600 億円）が充てられている。

④の農村の福祉や教育等に係る分野には、例えば農村貧困者の扶助などが挙げられる。農村に対する医療費及び年金等の補助も開始されており、支出額の増加率が最も高くなっている。

地方政府予算と地方移転

なお、中国では 1994 年より中央政府の政策の一部について、実施権限を地方政府に移管しており、農業政策についても一部の政策については実施内容や方法が省別、地区別、県別によって大きく異なる。省政府毎の農林水産事務及び食糧事務関連支出を表 4 に示した。また、中央政府予算のうち農林水産事務支出および社会保障・就業支出については地方に対する移転支出で、各省等に交付される形となっている。

2011 年の実績でみると、中国の総財政支出 10.9 兆元のうち中央政府支出は 5.6 兆元と約 52%、うち約 4 兆円は地方に移転され、地方支出は計 9.2 兆元となった。地方支出のうち中央政府からの地方移転を除く 5.3 兆元についてみると、三農支出は 1.9 兆円と 36% を占め、中央政府支出 1.0 兆円に比べて金額はほぼ 2 倍となっており、地方政府の果たす役割が依然として非常に大きいことが分かる。また、地方政府による支出額は省・地域によって大きく異なっている（12 頁表参照）。ただし近年は、中央政府支出の割合が徐々に増加している。

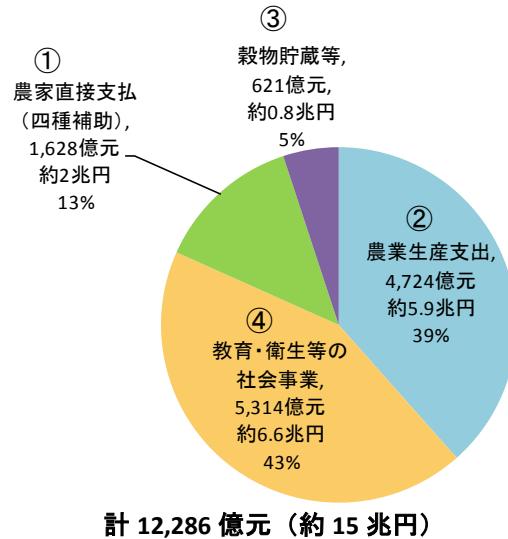


図 1 中国中央政府の 2012 年三農関係予算

表 3 中国政府予算と執行額（2009～2012 年）

単位:億元

| 項目 | 2009 年 | | 2010 年 | | 2011 年 | | 2012 年 | | | |
|--------------------------|---------------|---------------|---------------|---------------|----------------|----------------|----------------|---------------|---------------|--|
| | 予算額 | 執行額 | 予算額 | 執行額 | 予算額 | 執行額 | 予算額 計 | 中央 中央 | 地方移転 | |
| 全国財政支出総額 | 76,235 | 75,874 | 84,530 | 89,575 | 100,220 | 108,929 | 124,300 | | | |
| うち三農支出 | na | 20,043 | na | 24,213 | na | 29,342 | na | | | |
| シェア | na | 26.4% | na | 27.0% | na | 26.9% | na | | | |
| 中央財政支出総額 | 43,865 | 43,901 | 46,660 | 48,322 | 54,360 | 56,414 | 64,120 | 18,519 | 45,101 | |
| うち三農支出 | 7,161 | 7,253 | 8,183 | 8,580 | 9,885 | 10,498 | 12,286 | | | |
| シェア | 16.3% | 16.5% | 17.5% | 17.8% | 18.2% | 18.6% | 19.2% | | | |
| 農業生産支出 | 2,642 | 2,679 | 3,164 | 3,427 | 3,939 | 4,090 | 4,724 | | | |
| 教育・衛生等の社会事業 | 2,693 | 2,723 | 3,109 | 3,350 | 3,964 | 4,382 | 5,314 | | | |
| 四種補助 a, b, c, d | 1,231 | 1,275 | 1,335 | 1,226 | 1,406 | 1,406 | 1,628 | | | |
| 貯蔵 | 576 | 576 | 576 | 576 | 576 | 621 | 621 | | | |
| 地方財政支出(地方移転等含む) | 61,259 | 60,594 | 79,870 | 73,602 | 83,170 | 92,415 | 105,281 | | | |
| 地方財政支出(地方移転を除く) | 32,370 | 31,473 | 37,870 | 41,253 | 45,860 | 52,515 | 60,180 | | | |
| うち三農支出 | na | 12,790 | na | 15,633 | na | 18,844 | na | | | |
| シェア | na | 40.6% | na | 37.9% | na | 35.9% | na | | | |
| 三農支出関係の主な中央財政支出項目 | | | | | | | | | | |
| 1) 農林水事務支出 | 3,447 | 3,501 | 3,779 | 3,880 | 4,589 | 4,785 | 5,491 | 427 | 5,064 | |
| 農業基礎施設建設 | 1,295 | 1,169 | 1,150 | 1,352 | 1,575 | 1,399 | 1,654 | | | |
| 農業総合開発資金(農地改良) | 147 | 165 | 190 | 192 | 230 | 230 | - | | | |
| 農業科学技術・末端普及 | - | - | - | - | - | - | 101 | | | |
| 主要産地総合開発 | - | - | - | - | - | - | 290 | | | |
| 農業資材総合補助 a | 756 | 1,124 | 835 | 1,075 | 860 | 1,351 | 1,693 | | | |
| 優良品種補助 b | 155 | | 204 | | 220 | | | | | |
| 農機具購入補助 c | 130 | 145 | 145 | 68 | 175 | 1,351 | | | | |
| 農業保険料補助 | 80 | | 103 | | 94 | | | | | |
| 現代農業生産発展資金 | 65 | 65 | 80 | - | 90 | | | | | |
| 牧区生態保護補助 | - | - | - | - | - | 136 | 151 | | | |
| 郷村債務化解テスト | - | - | - | - | - | 183 | - | | | |
| 貧困者扶助 | 197 | 197 | 222 | 260 | 230 | 314 | 373 | | | |
| 合作社組織発展推進 | - | - | - | 114 | - | 163 | - | | | |
| 村レベル公益事業等 | - | - | - | 103 | - | - | 248 | | | |
| 生態効益補償基金 | - | - | - | 76 | - | - | - | | | |
| 2) 糧油物資貯蔵等事務支出 | 1,780 | 1,746 | 1,078 | 793 | 1,131 | 891 | 974 | 610 | 365 | |
| 重要物資貯蔵 | 783 | 721 | 657 | 258 | 704 | 450 | 518 | | | |
| 食糧直接補助 d | 190 | 151 | 100 | 151 | 134 | 320 | 320 | | | |
| 糧食リスク基金 | - | - | 236 | - | 293 | | | | | |
| 農村物流建設 | 74 | 76 | - | - | - | - | - | | | |
| 家電農村販売補助 | 200 | 320 | - | - | - | - | - | | | |
| 小型トラック購入補助 | 50 | | - | - | - | - | - | | | |
| 利息費用補助 | - | 99 | - | 109 | - | - | - | | | |
| 3) 社会保障・就業支出 | 3,351 | 3,297 | 3,582 | 3,785 | 4,414 | 4,716 | 5,751 | 571 | 5,180 | |
| うち 農村五保戸等補助 | 100 | na | - | - | 104 | 311 | - | | | |
| 就業資金 | 420 | 391 | 397 | - | - | - | - | | | |

出所) 財政部 中央地方予算執行状況と中央地方予算草案報告 各年版より著者作成

表 4 省別の農林水産事務及び食糧関係予算（2010 年）

単位：億元

| 一般予算支出 | 農林水産事務 | 農業・農村関連が含まれる主要な支出項目 | | | | |
|--------|--------|--------------------------|--------|------|-------|-------|
| | | 参考：耕地面積あたり農林水産事務支出（元/ha） | 食糧油糧種子 | 社会保障 | 環境保護 | |
| | | | 備蓄等 | 就業 | | |
| 地方計 | 73,884 | 7,742 | 6,360 | 677 | 8,680 | 2,372 |
| 北京 | 2,717 | 159 | 68,471 | 6 | 276 | 61 |
| 天津 | 1,377 | 67 | 15,222 | 5 | 138 | 27 |
| 河北 | 2,820 | 313 | 4,949 | 24 | 359 | 115 |
| 山西 | 1,931 | 202 | 4,973 | 12 | 274 | 82 |
| 内蒙古 | 2,274 | 281 | 3,932 | 60 | 292 | 108 |
| 遼寧 | 3,196 | 289 | 7,074 | 25 | 580 | 77 |
| 吉林 | 1,787 | 239 | 4,317 | 61 | 253 | 72 |
| 黒竜江 | 2,253 | 338 | 2,858 | 64 | 306 | 89 |
| 上海 | 3,303 | 152 | 62,276 | 14 | 363 | 47 |
| 江蘇 | 4,914 | 489 | 10,268 | 28 | 364 | 140 |
| 浙江 | 3,208 | 290 | 15,117 | 12 | 206 | 82 |
| 安徽 | 2,588 | 293 | 5,105 | 31 | 334 | 65 |
| 福建 | 1,695 | 160 | 12,054 | 14 | 148 | 40 |
| 江西 | 1,923 | 232 | 8,218 | 45 | 233 | 49 |
| 山東 | 4,145 | 466 | 6,200 | 31 | 417 | 113 |
| 河南 | 3,416 | 399 | 5,036 | 45 | 461 | 96 |
| 湖北 | 2,501 | 305 | 6,549 | 25 | 368 | 96 |
| 湖南 | 2,702 | 323 | 8,515 | 28 | 396 | 91 |
| 広東 | 5,422 | 325 | 11,482 | 39 | 470 | 239 |
| 広西 | 2,008 | 260 | 6,171 | 12 | 217 | 64 |
| 海南 | 581 | 88 | 12,052 | 2 | 74 | 15 |
| 重慶 | 1,709 | 159 | 7,119 | 10 | 237 | 69 |
| 四川 | 4,258 | 402 | 6,755 | 27 | 514 | 113 |
| 貴州 | 1,631 | 247 | 5,501 | 6 | 141 | 54 |
| 雲南 | 2,286 | 327 | 5,389 | 6 | 305 | 86 |
| 西藏 | 551 | 89 | 24,640 | 2 | 32 | 12 |
| 陝西 | 2,219 | 267 | 6,596 | 16 | 316 | 83 |
| 甘肅 | 1,469 | 196 | 4,213 | 10 | 215 | 68 |
| 青海 | 743 | 70 | 12,807 | 4 | 190 | 36 |
| 寧夏 | 558 | 94 | 8,511 | 2 | 35 | 31 |
| 新疆 | 1,699 | 220 | 5,346 | 12 | 166 | 51 |

出所）中国統計年鑑

2 第 12 次 5 ヶ年計画（2011～2015）における三農政策の展開方向

2011 年 3 月に「国民経済・社会発展 第 12 次 5 ヶ年計画（2011～2015）」が採択され、つづいて各部門・省等においてそれ各自別の 5 ヶ年計画が策定・実施に移されている。この章では、第 12 次 5 ヶ年計画における政策の枠組みと方向性、主な政策手段と、中でも特に重視されている食糧安全保障確保についての現状と展望についてとりまとめる。

2.1 「国民経済・社会発展第 12 次 5 ヶ年計画（2011～2015）」における三農政策展開の特徴

2010 年 10 月の第 17 期第 5 回中国共産党中央委員会全体会議（中全会）で採択された「国民経済・社会発展第 12 次 5 ヶ年計画の建議」に沿って、2011 年 3 月の全人代で「国民経済・社会発展第 12 次 5 ヶ年計画（2011～2015）」が採択された。これに従って農業部による「全国農業・農村経済発展第 12 次 5 ヶ年計画（卷末添付資料 2 における邦訳参照。）」や国家食糧局による「食糧業界第 12 次 5 ヶ年発展計画」等、各部門別計画の策定が進んでいる。（これら各部門の 5 ヶ年計画の内容については卷末添付資料 1 参照。）

三農分野については、前回の 5 ヶ年計画である第 11 次計画と比較すると、第 12 次計画においても枠組みや内容にあまり大きな変化はみられず、ほぼ全般にわたって、第 11 次 5 ヶ年計画の方向性をそのまま受け継いでいる格好である。

特に「農業」分野については、第 11 次計画期間中の 2008 年の段階で、前述の第 17 期第 3 回中全会「農村改革発展を推進するための若干の重大問題に関する決定」と国務院「国家食糧安全中長期計画綱要（2008～2020）」が発表され、続いて「全国食糧生産能力 5000 万トン増大計画（2009～2020）」をはじめ一連の長期計画が策定されたことを受け継ぎ、第 11 次に比べると食糧生産増重視の方向性が明確になってきた。この点については、2.4 節で詳しく課題と展望についてとりまとめる。

三農問題のもう一つの核である「農民」「農村」分野については、都市と農村のバランスのとれた発展のために引き続き農民增收を課題としているが、農産物価格保護や食糧作物最低購入価格制度等を通じた農産物生産からの収入増に加え、加工・流通・農村観光等からの収入増をはかるだけでなく、賃金等の農外収入の増加を促すことにより一層注力している。

加えて、都市との著しい格差のあった農村教育・福祉分野でも、義務教育無料化や医療保険が 2003 年から、最低生活保障制度が 2007 年から始まり、養老年金制度も 2008 年からテストケースを開始して 2012 年から全国展開しており、また農家に対する資材補助等の直接補助金も併せ、こういった中央政府財政政策を通じた「移転性収入」についても、今後より拡充させていくとしている。

農村の生活インフラでは、飲料水供給、道路、エネルギー、電気供給網、住宅改良、情報設備整備等の実施、また公共サービスの充実や環境保護の推進等が挙げられている。また中国の近年の方針として従来の沿岸大都市中心の経済開発ではなく、内陸部・東北部の発展と、大都市以外の地方における全面的・包括的発展を推進しているが、これを反映して農村についても「県域経済」の発展を推進するとしている。

2.2 中央政府財政投入の継続・強化、重点地域への傾斜、法制度強化

続いて、今後どういった方向で三農分野の中でも特に「農業」分野についての財政支援を実施していくのかという点について、「全国農業・農村経済発展第 12 次 5 ヶ年計画」の末尾にとりまとめられている中央政府の財政投入等の政策手段の方針と「国民経済・社会発展第 12 次 5 ヶ年計画」を基に、第 12 次 5 ヶ年期間の方向性を示す。

2.2.1 財政投入の強化と支援水準の引き上げ

第 12 次 5 ヶ年計画時期には、食糧増産・食糧安全保障を確保し、農村と都市の均衡のとれた発展をはかるため、引き続き農業・農村への中央財政投入を継続的に拡大し、かつ農業・農村により傾斜させるとしている。実際に 8 ページ 1.2 節でみたように、中央政府による三農支出予算額は、2010 年の 8,183 億元に比べ、2011 年は 9,885 億元、2012 年は 12,286 億元に拡大している。中国の経済成長に伴って政府予算も毎年大きく拡大しているが、政府予算全体の伸びに比べても三農支出の増加率は大きく、中央政府予算におけるシェアは 2010 年の 17.5% から 2012 年の 19.2% にまで拡大しており、今後とも農業・農村への中央政府予算の投入額及び総予算額に占める割合が増加すると考えられる。

さらに第 12 次 5 ヶ年計画では、中央政府予算は重点的に農業農村インフラ施設建設に充てるとしている。2011 年は水利を重視するとの一号文件に基づき、農業基盤整備に対する支出は 1,150 億元から 1,575 億元に大きく増額され、2012 年も 1,654 億元が充てられた。現在も水利整備が不足し、さらに施設老朽化も目立ち、また農地の劣化が深刻で整備が必要な農地が多く存在すると認識されており、農業インフラに対する支出増加が継続されるとみられる。

そして、第 12 次 5 ヶ年計画では、省政府が得る土地転用に伴う収益についても、重点的に農業土地開発・農地水利・農村インフラ建設に充て、収益の全額を計上させ、また一定方向での使用を確保している。

2.2.2 価格支持・市場調整の強化

第 12 次 5 ヶ年計画において、これまで食糧作物生産の増加に大きな影響を与えてきた中央政府による最低価格買い上げ政策と主要農産物市場調整政策は堅持される。

中国では、2004 年からコメ、2006 年から小麦について、最低買い上げ価格政策が導入されたが、これを継続し、最低買い上げ価格を緩やかに高めていくこととしている。2012 年にはコメで 9~18%、小麦で 7~10%、2013 年にはコメで 7~10%、小麦で 10% 引き上げられ、今後も引き上げが続くものと考えられる。

トウモロコシ、大豆、菜種、綿花等のその他の食糧や農作物については、最低買い上げ価格政策はまだ導入されていないが、価格下落時には国家備蓄や臨時在庫の買い付けを行うことによって市場価格の調整を行っている。これらの、農産物の臨時在庫政策も維持され、適切な時期に臨時の在庫政策をとり、主要な農産品価格が合理的な水準を保つことができるようとしている。また、こういった市場介入による価格支持政策をより適時に実施することができるよう、農産物市場の形成や情報システムの導入によって、農産物価格形成機構と市場観測警報機構を整えるとしている。

表 5 政府の最低買い上げ価格の推移

| | 早生インデックス | 中・晩生インデックス | ジャポニカ | 白小麦 | 混合麦 | 紅小麦 | 単位：元/50kg |
|----------------|----------|------------|-------|-----|-----|-----|-----------|
| 2004 年 3 月 | 70 | — | — | — | — | — | |
| 2004 年 4 月、6 月 | 70 | 72 | 75 | — | — | — | |
| 2005-07 年 | 70 | 72 | 75 | — | — | — | |
| 2006-07 年 | — | — | — | 72 | 69 | 69 | |
| 2008 年 2 月 | 75 | 76 | 79 | 75 | 70 | 70 | |
| 同年 3 月 | 77 | 79 | 82 | 77 | 72 | 72 | |
| 2009 年 | 90 | 92 | 95 | 87 | 83 | 83 | |
| 2010 年 | 93 | 97 | 105 | 96 | 86 | 86 | |
| 2011 年 | 102 | 107 | 128 | 95 | 93 | 93 | |
| 2012 年 | 120 | 125 | 140 | 102 | 102 | 102 | |
| 2013 年 | 132 | 135 | 150 | 112 | 112 | 112 | |

出所) 2004~2011 年(河原 2011)、2012、2013 年国家糧食局ウェブサイト

さらに、食糧作物だけでなく、2010 年から豚肉の価格高騰が発生して大問題となったことや、野菜価格も高騰していることを反映し、畜産物等についても観測・警報システム構築強化を継続し、応急的調整対策プランを整備、さらに生鮮野菜における市場調整方法についても検討する。

加えて、第 12 次 5 ヶ年計画の期間中に、食糧供給保証のための目標価格政策の制定についても検討するとしている。近い将来に中国の食糧価格支持の方向が、市場介入による価格支持から、目標価格制度、つまり不足払い制度へと変わるとは考えられないが、中長期的な将来を睨んで、こういった方向への転換が有益かどうかについての検討が始まる段階にあると考えられる。

2.2.3 直接補助金・地方交付金の更なる強化と更なる傾斜配分、農業保険・農村金融の拡充

2004 年以降年々拡充されてきたもので、① 食糧栽培農家への直接補助、② 農業生産資材総合補助、③ 優良品種補助、④ 農業機械購入補助の、4 種類の農家直接補助については、やはりこれを維持している。例えば、① 食糧栽培農家への直接補助は、2005 年から主要な食糧生産省では全ての食糧生産農家、それ以外の省では省内の主要な食糧生産農家に対して提供しているなど、食糧主産地への傾斜を強めてきたが、第 12 次 5 ヶ年計画時にも更に、今後増加させる補助については、食糧等の主要農産物向けにより傾斜させ、かつ生産量・販売量が多い地域により傾斜させるとしている。また、こういった直接補助金と前述の市場調整政策を併せて、主産地で食糧や豚肉等重要農産物生産の利益を補償できるシステムの形成をはかるとしている。

加えて、中央政府予算による省政府への交付金についても、今後、食糧・油糧種子・養豚主産地への割合をさらに高め、重点地域への傾斜を強化するとしている。食糧主産県における農業投資プロジェクト実施に対する補助に係る地方への割当てを規格化し、主産地区の食糧リスク基金の地方政府への割当てを全面的に廃止する。主要食糧生産地区における県レベルの一人当たり財政水準を安定的に増加させる。

このほか、中国では米国の作物保険制度に倣い、2007 年からトウモロコシ、コメ、小麦、綿花、大豆の作物保険について、保険料補助の試験事業を実施、繁殖豚については全国的に保険を導入、その後順次規模と作物を拡大させている。第 12 次 5 ヶ年計画では、これら農業保険の更なる発展を促し、農業保険料に対する補助政策をより整備し、さらに農業大災害のリスクを分散するための新たな財政支援政策の有り方について研究するとしている。

また、農業への投資の制約要因ともなっている農村金融サービスの強化も図る。第 12 次 5 ヶ年計画時

には、①県の銀行業金融システムが新しく預金を集めてそれをその土地での融資に用いることを奨励し、審査・評価を強化し、現代的農業発展を促進する、②政策的金融の農業に対するサポートの度合いを高める、③村・鎮銀行等の新しい農村金融組織の建設を加速し、条件の合う農民専業合作社が信用事業を展開できるようサポートし、登記と管理方法を整備する、④農業融資に係る課税優遇措置、農村金融システムへの一定の費用補助、県の金融機関の農業向け融資拡大奨励等の政策を整備する、⑤農業信用融資担保組織の発展をサポートし、農村における有効な担保範囲を拡大する、の 5 点が重要事項として含まれた。

2.2.4 重点作物の重点地域への政策的比重の更なる傾斜

中国では 2004 年以降、農業構造の戦略的な調整を進めながら産地育成をはかるため、食糧主産地 13 カ省への交付金や直接農家補助の地域指定・傾斜によって政策的に支えてきており、またその傾斜配分を深めてきた。この基礎となつたのが「優勢農產品区域配置計画（2003～2007 年）」であった。これを 2008 年に改め、「全国優勢農產品区域配置計画（2008～2015 年）」及び各作物別の配置計画を策定して整備した。

第 12 次 5 ヶ年計画では、第 11 次 5 ヶ年計画に引き続き、土壤や気候の基礎条件が良く、生産水準が高く、食糧供給量が多い核心的な産地の建設にエネルギーを集中し、食糧主産地 13 省、食糧生産量 500 万トンを超える食糧生産拠点市、食糧生産量が 50 万トンを超える食料生産拠点県の生産能力確立を重点的に強化するとし、食糧の主要産地への資金投入・利益保障システムを構築し、主要産地の食糧生産拡大における積極性を引き出すとしている。さらに新しく、特に下図 2 に示す「七区二十三帶」との重点地域の区分が取り入れられている。

食糧作物のうち、トウモロコシでは、地域別には東北平原主産区、黄淮海平原主産区、汾渭平原主産区の 3 区が最も政策的に重要な対象地とされている。コメでは、東北及び長江流域、東南沿海の 3 カ所の水稻優位区を重点的に建設するとしている。小麦では、黄淮海、長江中下流域、西南、西北、東北の 5 カ所の優位地区の生産能力を高め、良質の専用品種の発展に力を入れ、土壤の保水力を高めるための半耕起・不耕起栽培を進展させるとしている。

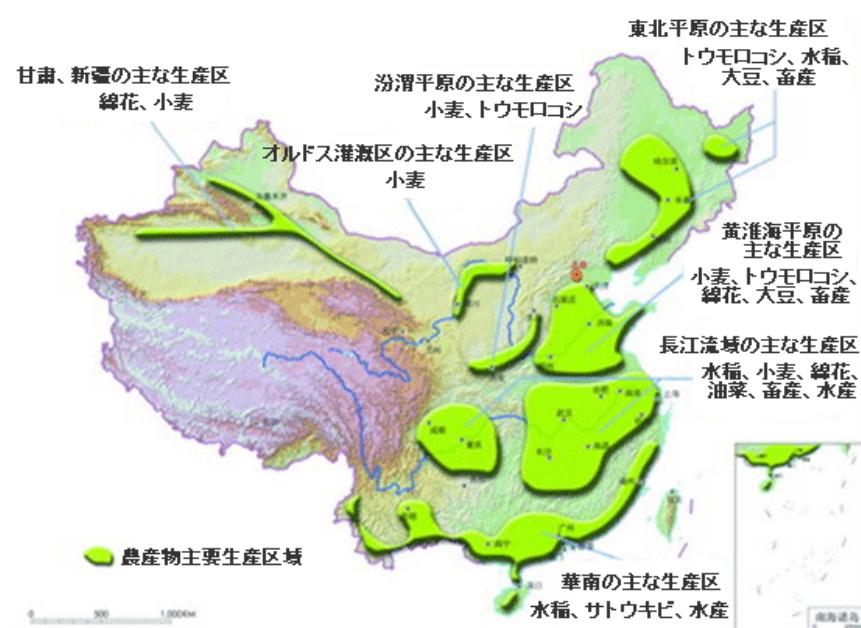


図 2 「七区二十三帶」農業戦略構造

出所) 科学技術振興機構 (JST) Science Portal China

「七区二十三地帶」に分類される各区の重点的な農業配置と、主要な政策目標は農業部「全国農業・農村経済発展第 12 次 5 ヶ年計画」においては以下のようにとりまとめられている。

表 6 「七区二十三地帶」における戦略的枠組み

（一）東北平原主産区

本地域は温帯に属し、土壤は肥沃で、耕地は平坦で連続しており、水土資源が良く整合しており、生態環境は比較的良好で、大規模機械化作業に適している。「第十二次五ヶ年計画」の時期は、主に高品質ジャポニカ米を生産する水稻産業地帯、主に穀粒とサイレージ兼用のトウモロコシを生産する専業トウモロコシ産業地帯、主に高油分の大豆を生産する大豆産業地帯、肉牛飼養、酪農、養豚を主とする畜産物産業地帯を重点的に建設する。

（二）黄淮海平原主産区

本地域は暖温帯に属し、地形は平坦で、農業生産に適した温度、雨量、日照等の気象条件を備え、我が国伝統的な農業地域で、農業生産の高度化水準と農民の科学的栽培水準が比較的高い。「第十二次五ヶ年計画」の時期は、主に硬質、中硬質、中間質小麦の良質専門小麦産業地帯、良質綿花産業地帯、主に穀粒とサイレージ兼用のトウモロコシを生産する専業トウモロコシ産業地帯、主に高タンパクの大豆を生産する大豆産業地帯、肉牛、肉羊、酪農、養豚、家禽を主とする畜産物産業地帯を重点的に建設する。

（三）長江流域主産区

本地域の大部分は亜熱帯季節風帯に属し、湖が多く、水資源が豊富で、気候は温暖湿潤、四季の区別がはっきりとし、年間積算温度は比較的高く、大雨と高気温が同じ時期にあり、我が国重要な農産物生産基地である。「第十二次五ヶ年計画」の時期は、主に二期作稻作を行う水稻産業地帯、主に良質軟質、中間質小麦を生産する良質専門小麦産業地帯、良質綿花産業地帯、キャノーラ（エルカ酸とグルコシノレートを含まない菜種品種）良質菜種産業地帯、養豚、家禽を主とする畜産物産業地帯、淡水魚類、川蟹を主とする水産物産業地帯を重点的に建設する。

（四）汾渭平原主産区

本地域は温帯半湿潤気候に属し、地層が深くて厚く、土壤は肥沃で、日照・温度・水分・土壤の条件のバランスが良い。「第十二次五ヶ年計画」の時期は、硬質、中間質小麦を主とする小麦産業地帯、穀粒とサイレージ兼用のトウモロコシを生産するトウモロコシ産業地帯を重点的に建設する。

（五）河套（オルドス）灌漑区主産区

本地域は気候が乾燥して雨量が希少で、地形は平坦で、黄河の河川水を利用して重力灌漑をおこなうのに適している。日照は十分で、積算温度は比較的高く、昼夜の温度差が大きく、農業生産気候条件は独特である。「第十二次五ヶ年計画」の時期は、硬質、中間質小麦を主とする小麦産業地帯を重点的に建設する。

（六）華南主産区

本地域は高温多雨で、四季常緑の熱帯～南亜熱帯区域に属し、丘陵が広がり、我が国の特色的な赤土（ラテライト）が集中的に分布している地域で、農業生産の類型は多様である。「第十二次五ヶ年計画」の時期は、主に良質高級インディカ米を生産する水稻産業地帯、サツマイモ産業地帯、クルマエビ、ティラピア、ウナギを主とする水産物産業地帯を重点的に建設する。

（七）甘肅、新疆主産区

本地域は、我が国西北の乾燥地区に属し、日照時間は長く、気温は十分で、オアシス灌漑農業と草食畜牧業を主とする。「第十二次五ヶ年計画」の時期は、硬質、中間質小麦を主とする小麦産業地帯と、良質綿花産業地帯を重点的に建設する。

同時に、その他の農業地区とその他の優位性があり差別性がある農産物産業地帯の建設を急ぐ。主に：西南と東北の小麦産業地帯、西南と東南のトウモロコシ産業地帯、南方の高たんぱく及び野菜用大豆生産地帯、北方の菜種生産地帯、東北、華北、西北、西南及び南方のジャガイモ産業地帯、広西、雲南、廣東、海南のサツマイモ産業地帯、海南、雲南と廣東の天然ゴム産業地帯、海南の熱帶農産物産業地帯、沿海部の養豚産業地帯、西北の肉牛・肉羊産業地帯、北京・天津・上海の郊外と西北の酪農産業地帯、黄海、渤海の水産物産業地帯など。

出所)「全国農業・農村経済発展第 12 次 5 ヶ年計画」

2.2.5 法制度の保障を強化する

中国政府は従前より、様々な分野において制度の法律化を進めている。下に農業関連の立法の現状を挙げたが、現在は食糧法が審議されている状況である。第 12 次 5 ヶ年計画では、引き続き農業関連の法律・法規の整備を継続し、現代農業発展投資、食糧安全、農産物品質安全、農業産業安全と生態安全、農民権利・収益保護、農産物補助政策等の方面で立法を強化し、国の農業強化、農業優遇政策の制度化と規範化を推進するとしている。

表 7 中国農業関連の法律整備状況

| 法律・計画 | 法規名 |
|-------|---|
| 法律 | 漁業法（1986 年）－2004 年改正 農業法（1993 年）－2002 年改正（2003 年施行） 農業技術普及法（1993 年） 鄉鎮企業法（1997 年） 農村土地請負法（2003 年） 農業機械化促進法（2004 年） 土地管理法（1994 年）－2004 年改正 種子法（2000 年）－種子法（1989 年）廃止、2004 年改正 畜牧法（2005 年） 農産物品質安全法（2006 年） 農民專業合作社法（2007 年） 食品安全法（2009 年） 食糧法（現在審議中） |

出所）2007 年までは（高屋 2010）を参照。以降の法令については著者作成

中国では現在に至るまで、共産党上層部の意見が最も重視されており、政府各部門の責任範囲から補助金の交付方法まで、法律で定められるのではなく、その都度決定される方式であった。改革開放と近代化の一環として、米国や日本等に似た法律による統治をめざし、各種法律の制定を急いでおり、法律の制定と法律に則った実施という点は、2006 年第 16 期 6 中全会において、「調和社会」実現のために「社会主義民主法制」を改善していくことが重要であると示されている他、また 5 ヶ年計画等にも繰り返し記述されている。

ただし、そもそも共産党が国家や法律を凌ぐ位置づけにあることは変わらず、また法律を順守するという習慣が十分に普及していない。「全国農業・農村経済発展第 12 次 5 ヶ年計画」においても、「法の執行体制を再編し、農業の総合的な法執行システム構築を強化し、法律執行条件を改善し、全国農業県全てにおいて農業について総合的に法律を執行し、農業の法律施行水準を全面的に引き上げる。農村の法律教育の程度を拡大し、農民と農村末端公務員の法律意識を増強する。」とされているが、こういった法制度化が実際にもたらす効果については依然として限定的と考えられる。

2.3 第 12 次 5 ヶ年計画における三農関連の目標数値と現状

農業部による「全国農業・農村経済発展第 12 次 5 ヶ年計画」では、2015 年に達成すべき重要な数値目標が挙げられている。次頁表では第 11 次 5 ヶ年期にあたる 2005 年から 2010 年までの状況と、第 12 次 5 ヶ年期末の 2015 年の目標値、各種統計数値等から 2011 年、2012 年の達成値を挙げた。

農産物の供給能力の項目については、食糧播種面積と食料総合生産能力については、2015 年の目標値はそれぞれ 16.0 億ムー（1 ムー=1/15 ヘクタール、1.07 億ヘクタール）以上、5.4 億トン以上との目標になっており、2010 年の段階で既にこれを超えているが、価格支持・農家直接補助によるインセンティブや水利・農地整備等の導入を積極的に進めたことにより 2011 年、2012 年と継続して増加している。

綿花、油糧種子、肉類、家禽卵については、概ね目標に沿って 2011 年、2012 年と生産が拡大してきた。牛乳・乳酸物についても成長しているが、供給の絶対量が不足していることに加えて、中国産乳製品の安全性懸念の面からも需要に国内供給が追い付いておらず、このため輸入が急拡大しているとの認識から、2015 年までの拡大目標が年平均 5.75% の成長と他の分野に比べて高く設定されているため、目標値には若干遠くなっている。第 12 次 5 ヶ年計画では、新たに水産物総生産量と水生動物の稚苗放流が含められ、タンパク源として肉類や家禽卵の他に養殖や内水面漁業、海洋漁業等の水産業がより重要視されるようになっている。

黒竜江省農墾と新疆生産建設兵団が大半を占める国有農場の総生産額は大きな成長を見せ、国内農業の大切な一翼を担っている。

基盤整備・科学技術・機械・投入物の分野では、有効灌漑面積が 2010 年の 8.98 億ムーに比べて 2011 年は 9.25 億ムーと 3% 増加し、順調に拡大している。総合機械化率も、2005 年に 36% であったものが、2010 年に 52%、2012 年には 57% と大きく改善を見せた。

農業生産経営組織方式の数値目標は、第 12 次 5 ヶ年計画より新たに取り入れられた。現代的農業経営を担う大規模専業経営を育成することを重視したために設けられた項目であり、合作社や龍頭企業等の産業化経営に組織されている農家の数や、乳牛と養豚の大規模化比率が指標となった。なお、乳牛では年間飼養頭数 100 頭以上、養豚では年間出荷頭数 500 頭以上が大規模経営とされている。2010 年から 2011 年の変化をみると、産業化経営に組織されている農家は 4.7% 増の 1.12 億戸となった。乳牛大規模化比率は 17% 増加して 33% となって、目標の年平均 10% 増を上回ったが、養豚の大規模化比率は 5.7% 増加して 37% にとどまり、目標の年平均 15% 増に届かなかった。

農業の付加価値額、農村居住民の平均所得はいずれも 2010 年から 2011 年に 17.3% 増、17.9% 増となっている。

農業資源利用と環境保護について、農村家庭でのメタンガス普及率は 2010 年から 2011 年に 3% 増と微増にとどまった。また、第 12 次 5 ヶ年計画から新しく農産物茎・藁総合利用率の項目が導入され、未利用バイオマス資源を有効活用していくことが謳われている。2010 年の利用率は 70.6% と推計されており、これを 2015 年までに 80% 以上に引き上げるとしている。

表 8 「第 11 次 5 ヶ年計画」 と 「第 12 次 5 ヶ年計画」 時期の農業・農村経済発展の重要な指標

| 類別 | 指標 | 11 次 5 ヶ年期 | | 12 次 5 ヶ年期 | | | 年平均成長率 (%) 2005~10 | 年平均成長率目標 (%) 2010~15 |
|---------|----------------------------|------------|------------|------------|------------|--------|-----------------------|-------------------------|
| | | 2005 確定 | 2010 確定 | 2011 確定 | 2012 推計 | 2015 | | |
| 農産物供給能力 | 食糧播種面積（億ムー） | 15.64 | 16.48 | 16.22 | 16.69 | >16.0 | 1.05 | - |
| | 食糧総合生産能力（億トン） | 4.84 | 5.46 | 5.71 | 5.9 | >5.4 | 2.44 | - |
| | 綿花総生産量（万トン） | 571 | 596 | 659 | 684 | >700 | 0.86 | >3.27 |
| | 油糧種子総生産量（万トン） | 3,077 | 3,230 | 3,307 | 3,476 | 3500 | 0.98 | 1.62 |
| | 砂糖原料総生産量（万トン） | 9,452 | 12,008 | 12,517 | 13,493 | >14000 | 4.9 | >3.12 |
| | 肉類総生産量（万トン） | 6,939 | 7,925 | 7,958 | 8,221 | 8500 | 2.69 | 1.41 |
| | 家禽卵総生産量（万トン） | 2,438 | 2,765 | 2,811 | 2,861 | 2900 | 2.55 | 0.96 |
| | 牛乳・乳製品総生産量（万トン） | 2,865 | 3,780 | 3,811 | 4,000 | 5000 | 5.7 | 5.75 |
| 農業農村 | 水産物総生産量（万トン） | 4,420 | 5,373 | 5,603 | 5,906 | >6000 | 3.98 | >2.23 |
| | 農産物質量安全例行モニタリング 総合格率（%） | 94.3 | 94.8 | - | - | >96 | [0.5] | >[1.2] |
| | 畜牧産業が農業総生産額に占める割合（%） | 33.7 | 30 | - | - | 36 | [-3.7] | [6] |
| 産業構造 | 漁業産業が農業総生産額に占める割合（%） | - | 9.3 | - | - | 10 | - | [0.7] |
| 農業 | 農産物加工業生産額と農業総生産額の比 | 1.1 | 1.7 | - | - | 2.2 | [0.6] | [0.5] |
| | 郷鎮企業付加価値（億元） | 5.05 | 11.2 | - | - | - | 12.9 | 10 |
| | 国有農場生産総生産額 | 1,359 | 3,381 | 4,405 | 5,008 | - | 20 | 9 |
| 投入物 | 農業科学技術進歩貢献率（%） | 48 | 52 | 53.5 | 54.5 | >55 | [4] | >[3] |
| 技術 | 農業機械総動力（億 kw） | 6.8 | 9.2 | - | - | 10 | 6.23 | 1.68 |
| | ・ 農作物耕作・播種・収穫総合機械化水準（%） | 36 | 52 | 53.5 | 57 | 60 | [16] | [8] |
| 設備条件 | 農地有効灌漑面積（億ムー） | 8.25 | 8.98 | 9.25 | - | - | 1.71 | [0.4] |
| | ・ 農業灌漑用水有効利用係数 | 0.45 | 0.5 | 0.51 | - | 0.53 | [0.05] | [0.03] |
| 農業生産 | 農村実用人材総量（万人） | - | 820 | - | - | 1300 | - | 6.8 |
| 経営 | 農業産業化経営組織引率農家数（億戸） | - | 1.07 | 1.12 | - | 1.3 | - | 3.97 |
| 組織方式 | 乳牛大規模化比率（%）（年飼養頭数 100 頭以上） | - | 28 | 33 | - | >38 | - | >[10] |
| | 養豚大規模化比率（%）（年出荷頭数 500 頭以上） | - | 35 | 37 | - | 50 | - | [15] |
| 農業収益 | 農林牧漁業付加価値額（億元） | 22,420 | 40,497 | 47,486 | - | - | - | 5 |
| | ・ 移出農業労働力（万人） | - | - | 15,863 | - | - | [4500] | [4000] |
| 農民所得 | 農村居住民平均所得（元） | 3,255 | 5,919 | 6,977 | - | >8310 | 8.9 | >7 |
| 農業資源 | 農産物茎・藁総合利用率（%） | - | 70.6 | - | - | >80 | - | >[11] |
| | 利用・適切な農家家庭メンバ利用普及率（%） | 12 | 33 | 34 | - | >50 | [21] | >[17] |
| 環境保護 | 各種水生動物の稚苗放流数（億尾） | - | 289 | 290 | 308 | - | - | [1500] |

出所）全国農業と農村経済発展第 12 次 5 ヶ年計画、農産物茎・藁総合利用率は第 12 次 5 ヶ年計画農作物茎藁総合利用実施法案、2011 年は中国統計年鑑 2012、及び 2011 年の国民経済・社会発展計画の執行状況と 2012 年の国民経済・社会発展計画草案、2012 年は農業部発表数値ほか

注）[]内は 5 年間の累計値。823 万農村実労働人口総量は 2008 年末の数値。農村居住民の平均所得は絶対値で、2010 年価格を用いて計算。成長率は実質価格を用いて計算。

2.4 食糧生産増強の重視と主要な課題

「国民経済・社会発展第 12 次 5 ヶ年計画（2011～2015）」の最大の特徴は、食糧生産増強と食糧安全保障を一段と重視しており、各第 12 次 5 ヶ年計画の中で「全国食糧生産能力 5000 万トン増大計画（2009～2020）」の着実な実施を強調していることである。

食糧生産については、①全国食糧能力 5000 万トン増産計画を着実に実施し、②耕地面積を確保し、③単収と品質を向上させ、④水利設備や低・中級の耕地改良等をすすめ、⑤食糧の物流・備蓄・緊急保障を強化する、という使命が示されている。さらに、これに関連して、ア)「七区二十三帶」といった重点地域への傾斜配分、イ) 農村インフラ整備の中での大型灌漑地区整備・ポンプ施設改良・干ばつ防止水源確保・小型水利施設等の農業水利の重視、ウ) 品種や生産・加工技術・未利用バイオマス活用等に関する科学技術革新、エ) 農業生産大規模化・近代化のための農業経営の担い手としての合作社・農民経紀人・龍頭企業の重視、等の点が重要対策事項として取り上げられている。

これは、1.1.2 節で説明した 2007 年以降の食糧増産重視の中国の政策的流れを引き継ぐものであり、「国家食糧安全中長期計画綱要（2008～2020）」に基づいて 2009 年に策定された「全国食糧生産能力 5000 万トン増大計画（2009～2020）」が、中国農業政策において非常に高い重要性を持っていることを示している。

2.4.1 食糧生産能力 5000 万トン増大の目標と現在までの達成度

しかし単純に食糧生産増大の達成度を見ると、実際には、既に価格支持や農家への直接補助等により食糧農家の収益を高めて生産拡大へのインセンティブを強化し、同時に水利開発と劣化農地の改良・農地拡大等の基盤整備を推し進めたことによって、結果として中国の食糧生産は 9 年間の連続増を達成して、2012 年の穀物生産量は 5 億 8957 万トンとなった。

「全国食糧能力生産 5000 万トン増大計画」の中では、国家統計局の推計に基づき、2020 年までに 5 億 7,250 万トンが必要として、2010 年生産量の推計値と比べ全体で約 4750 万トン増の見込みであり、これをカバーするために、およそ 5,000 万トンの増産の目標が立てられたのであった。つまり、2012 年の時点で、中国は既に 5000 万トンの食糧増産目標を達成しているといえる。

表 9 中国の食糧需要の展望（「国家食糧安全中長期計画綱要」）と、2012 年の達成状況

| | 計 | 直接食用 | 飼料 | 工業用 | |
|------------------------------|---------------------------------|--------------------------------|---------------------------------|---------------------------|----------------------|
| | | | | 計 | うち植物油 |
| 食糧需給の展望（2008 年時点での推計） | | | | | |
| 2010 年 | 5 億 2500 万トン 389kg/人 100% | 2 億 5850 万トン 192kg/人 49% | 1 億 8,700 万トン 139kg/人 36% | 7950 万トン 59kg/人 15% | 2410 万トン 17.8kg/人 |
| 2020 年 | 5 億 7250 万トン 395kg/人 100% | 2 億 4750 万トン 171kg/人 43% | 2 億 3,550 万トン 162kg/人 41% | 8950 万トン 62kg/人 16% | 2900 万トン 20.0kg/人 |
| 差異 | 4750 万トン | -1100 万トン | 4850 万トン | 1000 万トン | 490 万トン |
| 達成状況 | | | | | |
| 2012 年 | 5 億 8957 万トン | na | na | na | na |

出所）「国家食糧安全中長期計画綱要（2008～2020）」より著者推計

ただし、これら増産した食糧は現時点では大幅な在庫増には繋がっていない。畜産の拡大で飼料需要がますます旺盛になったことや、さらにトウモロコシを中心に工業加工需要も増加したことによって、食糧の需要もまた、2008 年に予測された以上の急速な拡大を見せた。一方で、国際的には穀物や油糧種子価格は継続して比較的高いレベルにあり、国内消費者物価に依然として穀物価格が重要な意味を持つ中国としては容易に輸入を拡大することができないという状況にある。

また弊社のインタビューした関係者も、5,000 万トン増の達成を理由に食糧生産に対する投入を減らすことは無く、今後もさらに食糧生産に対する投入は拡充される方向であると口を揃えた。理由としては、①中国の 10 数億人の食糧確保というは、依然として中国政府にとって重要な課題であることは変わらない、②消費者物価指数における食糧の重要性は依然として高く、消費者物価調整という共産党及び中央政府の非常に大きな政策目標に直結している、③都市化の進展や農地劣化、気象の不安定化、あるいは手の高齢化等によって依然として食糧生産は大きいリスクを抱えている、④世界的にも食糧需給はタイトな状況が続いている、中国が輸入を大きく増加させる危険性が高い、等が挙げられている。

2.4.2 食糧の消費・生産・貿易の展望

中国の食糧は穀物、油糧種子、イモ類等を含むが、中でも消費量が多く重要性が高いのが、トウモロコシ、コメ、小麦、大豆である。2012 年生産量はトウモロコシ 2.08 億トン、コメ 1.08 億トン、小麦 1.18 億トンとなり、これらはほぼ 100% 自給を達成している。一方大豆は国内消費の推計値 0.75 億トンに対して国内生産は 0.13 億トンとなり、自給率は 17% 程度に低下している。第 12 次 5 ヶ年計画における食糧政策でも、トウモロコシ、コメ、小麦の 3 作物が最も重視されている。以下で、これらの作物の現状と主要な課題についてとりまとめる。

コメと小麦

中国の食料消費の動向をみると、都市部では 1990 年代にはコメや小麦等の食糧消費は年間 100kg を切った。農村部では依然として食糧消費量は多いが、それでも 2000 年代に入って食糧消費が減少し、重点が肉や卵、水産物等に移行する傾向が明らかになってきた（13 頁表 6 参照）。これにより、人口増にも関わらず、コメと小麦の二つの主食作物については、中国の需要量はほぼ一定を保っている。

生産については、コメと小麦は振興政策の導入により 2003 年以降作付面積と生産量が回復しているものの、ようやく 1990 年代後半の水準に戻ったという段階で、2012 年生産量はコメ 1.08 億トン、小麦 1.18 億トンである（図 2）。

コメについては 1980 年代以降から継続してほぼ自給を達成している。表 8 にみるように、2004 年以降は毎年数十万トン程度を輸入しているが、一方で毎年数十万～百万トン強程度の輸出があり、概ね若干の輸出超過である。2012 年は輸入が 200 万トン超に増加したが、それも中国のコメ生産量に比べるとわずかな割合である。コメでは、総量としては、将来的にも概ね自給を達成できると見込まれる。課題となっているのは、ジャポニカ米の消費が伸びているため、インディカ米からジャポニカ米への切り替えを進めること（特に、ジャポニカ米生産中心地である東北産地の水田を拡大することによってジャポニカ米を振興する）と、都市化・工業化による水田減少圧力が依然として高いため、南方のインディカ米地域では 2 毛作の導入も重視されている。

小麦については、1978 年から 1996 年にかけては輸入超過で、毎年平均 1 千万トン程度の小麦を輸入していたが、その後はほぼ自給を達成している。作柄の影響等によって輸出入は毎年増減しているが、多くても 2012 年で 400 万トンと、やはり中国の小麦生産量に比べるとわずかな割合である。さらに経済発展に

つれて、1 人当たりの食糧消費減少傾向の中でもコメよりも小麦の減少が大きく、食糧としての小麦の比重が下がってきており、総量としては、将来的にも概ね自給を達成できると見込まれる。主な課題となっているのは、硬質、中硬質、中間質小麦で高品質の小麦生産を促進することである。また、小麦生産地帯は比較的乾燥がちの地域が多いため、半耕起・不耕起栽培を導入して保水力を高める措置が必要であるとされている。

ただし、国内トウモロコシ価格の高騰や、トウモロコシ産地分布の大きな偏りのために、小麦の飼料用利用が広まっていることが特筆される。2010 年頃から利用が拡大しており、2011 年では飼料用に用いられた小麦は 2200 万トンと、小麦生産量の 19% を占めるまでになった。弊社インタビューによれば、中国政府としては特に小麦の飼料用途での利用を促進する考えはなく、単純に市場原理に任せるとの考え方のようであるが、トウモロコシ価格の高騰が続いていることから、小麦の飼料用穀物としての重要性は今後ますます高まるのではないかと推察される。

トウモロコシ

一方で、主要な飼料・工業作物であるトウモロコシについては様相が異なる。食肉需要が大きく増加したため、飼料作物としてトウモロコシに対する需要もまた大きく拡大した。図 2 に見るように、トウモロコシについては 2000 年以降作付面積、生産量ともに継続して急速に拡大し、2009 年のトウモロコシ生産量は 1.64 億トン、2012 年には 2.08 億トンに達した。トウモロコシも小麦と同様に 1980 年代初めには多少の輸入超過であったが、小麦よりもかなり早い段階で自給を達成し、逆に 1984 年から 1994 年までは大幅な輸出超過となった。ただし 2000 年代後半には純輸出量は急速に縮小し、2010 年には遂に 160 万トンの純輸入に転落し、2012 年には 500 万トンに拡大している。しかしながら、現時点では、国内生産量に比べると、輸入量は小麦やコメと同じくごくわずかな量に過ぎない。なお、中国ではトウモロコシ消費量の 6 割強が飼料、2.5 割がデンプンやアルコール等の工業用に用いられている⁴。

今後の飼料作物需要の見通しとしては、経済発展に伴う食肉需要増が予測され、コメや小麦の食用穀物と異なり、引き続き需要増が続くと考えられる。主な飼料用作物供給は、表 7 と表 8 から推計すると、トウモロコシ 1 億 3 千万トン、大豆油カス 4200 万トン（主に輸入大豆が原料）、小麦 2200 万トン、輸入キャッサバペレット 500 万トンであり、これから単純に推計すると飼料作物供給のうち 6 割以上をトウモロコシが担っており、今後も重要性が非常に高い。一方で、トウモロコシ増産はこれまで生産面積増と単収増の両輪で達成してきたが、現在すでにトウモロコシが作付可能な産地ではほとんど全て連作で生産されるようになり、単収増も達成が徐々に難しくなってきている状況の中で、トウモロコシ生産が飼料需要に追いつくことは、いずれ間に合わなくなると推測される。

また、トウモロコシは、特に中国東北で大きく生産が拡大しているが、東北の主産地省の一つ吉林省では工業用利用が盛んであり、同省で生産されたトウモロコシは省内で加工される割合が高い。黒竜江省も工業利用の促進を政策的に推し進めている。一方で、南方では飼料不足感がある。トウモロコシの課題としては、生産拡大の他に、東北から南方への輸送回廊を強化し、輸送コストを引き下げることが重要になってきている。しかし一方では、国内の物流コストが高いため、逆に東北産のトウモロコシを工業加工もしくは海外へ輸出し、米国や南米から南方に輸入し、全体としてバランスをとるとの方向に進むことが良いとの考え方も提示されるようになってきている⁵。実際に、2005 年以降、中央政府の方針として工業用消費増が抑えられていたが、トウモロコシ生産が再び大きく伸びてきた 2009 年以降、再び工業用消費の割合が増加に転じている。

⁴ (河原 2010, p.27)

⁵ (郭 2009)

大豆

大豆は植物油需要が大きく増加するに伴い（下表 10）、輸入が大幅に増加し、国内生産は大きく減少した。中国では 1996 年に WTO 加盟の準備として大豆を関税割当制度に変更し、枠内税率は 3%、優遇税率は 40%、一般税率は 180% となった。しかし、いくつかの企業に対して枠内税率の 3% で自由に輸入できる権利を付与したため、実質的には自由貿易と変わらなくなっている⁶。2011 年の生産量は 2000 万トン弱であるのに比べて、2011 年の大豆輸入量は 5245 万トンに達し、国内搾油業の主な原料は輸入大豆に頼る構造となった。現状では黒竜江省が 80% 程度の生産量を占めるが、トウモロコシの生産が難しい寒冷な北方地域での生産となって、生産性は低く、単収も低迷しており、政策的支援もコメや小麦、トウモロコシに比べて低いことから、今後も大きく生産が増加することは無いとみられる。

中国政府は「95% の食糧自給率の確保」という点を謳っているが、大豆輸入が大きく増大したことによって実際のところ単純計算では既に食糧自給率は 95% を割っている。短期的にはトウモロコシ等飼料作物については自給を保つとみられるが、中長期的には輸入拡大の方向であると考えられ、さらに穀物や油糧種子等の原料輸入ではなく、食肉や油脂等の製品の輸入も徐々に増加させる方向にある。実際に、アルゼンチンやブラジル等との食肉検疫条件の合意等が進められており、今後の動向が注目される。

なお、他に、中国は海外農業投資も振興しており、ロシアや中南米、アフリカ等において農地投資や設備投資を増強させている。しかし、実際のところロシアにおける大豆生産はロシアの貿易障壁等のためにほとんどがロシア国内向けとなっており、中南米の農地確保は外国人の土地保有規制強化等のために大規模には進んでおらず、流通・加工施設等への投資は見られるものの、現段階では中国向け供給確保に直結している段階ではなく、中国における食糧安全保障の中でこういった海外投資が果たしている役割は今のところ非常に限定的である。

表 10 中国の年間一人当たり食料購買量（都市）/消費量（農村）の推移

単位:kg

| | 食糧 | | | | 植物油 | 食肉 | | | | | 卵 | 牛乳・乳製品 | 水産物 | 野菜 | 果実 | |
|------------|-----|-----|----|----|-----|----|----|---|----|---|----|--------|-----|-----|----|----|
| | 計 | コメ | 小麦 | 大豆 | | 計 | 豚 | 牛 | 鶏 | 羊 | | | | | 瓜 | 堅果 |
| 都市部 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1990 | 131 | - | - | - | 6 | 25 | 18 | 3 | 3 | - | 7 | 5 | 8 | 139 | 41 | - |
| 1995 | 97 | - | - | - | 7 | 24 | 17 | 2 | 4 | - | 10 | 5 | 9 | 116 | 45 | - |
| 2000 | 82 | - | - | - | 8 | 26 | 17 | 3 | 5 | - | 11 | 10 | 12 | 115 | 57 | - |
| 2007 | 78 | - | - | - | 10 | 32 | 18 | 4 | 10 | - | 10 | 18 | 14 | 118 | 60 | - |
| 2008 | - | - | - | - | 10 | 31 | 19 | 3 | 8 | - | 11 | 15 | - | 123 | 54 | - |
| 2009 | 81 | - | - | - | 10 | 35 | 21 | 4 | 10 | - | 11 | 15 | 11 | 120 | 57 | - |
| 2010 | 82 | - | - | - | 9 | 35 | 21 | 4 | 10 | - | 10 | 14 | - | 116 | 54 | - |
| 農村部 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1990 | 262 | 135 | 80 | - | 5 | 13 | 11 | 0 | 1 | 0 | 2 | 1 | 2 | 134 | 6 | - |
| 1995 | 256 | 129 | 81 | 2 | 6 | 13 | 11 | 0 | 2 | 0 | 3 | 1 | 3 | 105 | 13 | 0 |
| 2000 | 250 | 127 | 80 | 3 | 7 | 18 | 13 | 1 | 3 | 1 | 5 | 1 | 4 | 107 | 18 | 1 |
| 2007 | 199 | 109 | 64 | 2 | 6 | 21 | 13 | 1 | 4 | 1 | 5 | 4 | 5 | 99 | 19 | 1 |
| 2008 | 199 | 111 | 63 | 2 | 6 | 20 | 13 | 1 | 4 | 1 | 5 | 3 | 5 | 100 | 19 | 1 |
| 2009 | 189 | 106 | 60 | 2 | 6 | 20 | 14 | 1 | 4 | 1 | 5 | 4 | 5 | 98 | 21 | 1 |
| 2010 | 181 | 102 | 58 | 2 | 6 | 22 | 14 | 1 | 4 | 1 | 5 | 4 | 5 | 93 | 20 | 1 |

出所) 統計局 中国統計年鑑各年版 注) -:データ無し

⁶ (農林中金総合研究所 2009, p.158)

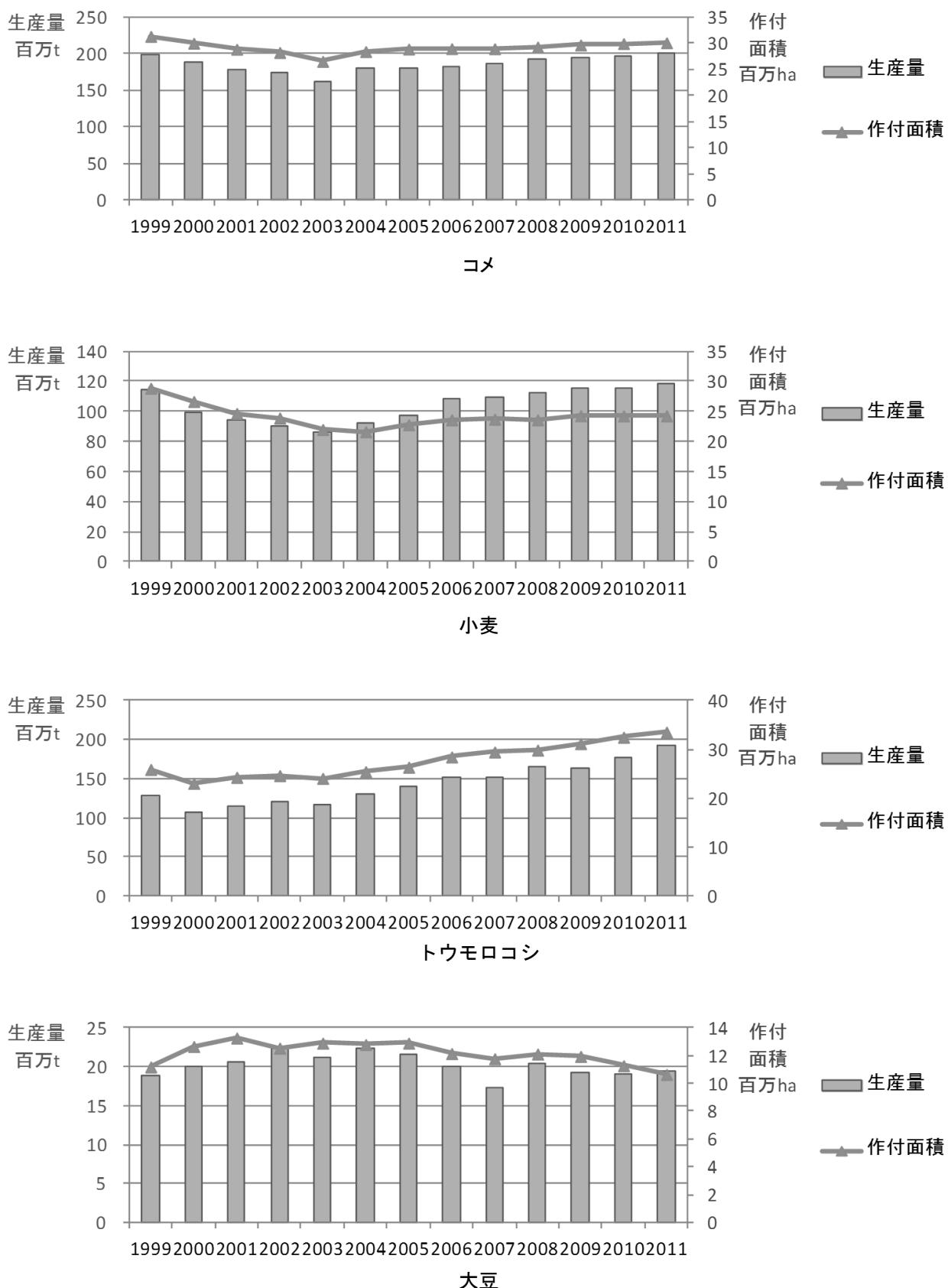


図 3 中国の主要な穀物・油糧種子生産量及び作付面積の推移

出所) 統計局 中国統計年鑑、中国社会科学院農村発展研究所・国家統計局農村社会経済調査司著 2012「中国農村経済形勢分析と予測」

表 11 中国の大豆・トウモロコシ・小麦・コメ需給の推移

| | 期首 在庫 | 生産 | 輸入 | 供給 | 輸出 | 国内消費 | | | | 期末 在庫 | 自給率 * |
|---------------|----------|-----|----|-----|----|------|------------|-----|----|----------|----------|
| | | | | | | 計 | 食用・ 工業用 | 飼料 | 搾油 | | |
| トウモロコシ | | | | | | | | | | | |
| 2001/02 | 102 | 114 | 0 | 216 | 9 | 123 | 29 | 94 | - | 85 | 100% |
| 2002/03 | 85 | 121 | 0 | 206 | 15 | 126 | 30 | 96 | - | 65 | 100% |
| 2003/04 | 65 | 116 | 0 | 181 | 8 | 128 | 31 | 97 | - | 45 | 100% |
| 2004/05 | 45 | 130 | 0 | 175 | 8 | 131 | 33 | 98 | - | 37 | 100% |
| 2005/06 | 37 | 139 | 0 | 176 | 4 | 137 | 36 | 101 | - | 35 | 100% |
| 2006/07 | 35 | 152 | 0 | 187 | 5 | 145 | 41 | 104 | - | 37 | 100% |
| 2007/08 | 37 | 152 | 0 | 189 | 1 | 150 | 44 | 106 | - | 38 | 100% |
| 2008/09 | 38 | 166 | 0 | 204 | 0 | 153 | 45 | 108 | - | 51 | 100% |
| 2009/10 | 51 | 164 | 1 | 216 | 0 | 165 | 47 | 118 | - | 51 | 99% |
| 2010/11 | 51 | 177 | 1 | 230 | 0 | 180 | 52 | 128 | - | 49 | 99% |
| 2011/12 | 49 | 193 | 6 | 248 | 0 | 188 | 57 | 131 | - | 60 | 97% |
| 2012/13 | 60 | 200 | 2 | 262 | 0 | 201 | 62 | 139 | - | 60 | 99% |
| コメ(精米) | | | | | | | | | | | |
| 2001/02 | 93 | 124 | 0 | 218 | 2 | 137 | 137 | - | - | 79 | 100% |
| 2002/03 | 79 | 122 | 0 | 202 | 3 | 136 | 136 | - | - | 63 | 100% |
| 2003/04 | 63 | 112 | 1 | 177 | 1 | 132 | 132 | - | - | 44 | 99% |
| 2004/05 | 44 | 125 | 1 | 170 | 1 | 130 | 130 | - | - | 39 | 100% |
| 2005/06 | 39 | 126 | 1 | 166 | 1 | 128 | 128 | - | - | 37 | 99% |
| 2006/07 | 37 | 127 | 0 | 164 | 1 | 127 | 127 | - | - | 36 | 100% |
| 2007/08 | 36 | 130 | 0 | 167 | 1 | 127 | 127 | - | - | 38 | 100% |
| 2008/09 | 38 | 134 | 0 | 172 | 1 | 133 | 133 | - | - | 39 | 100% |
| 2009/10 | 39 | 137 | 0 | 176 | 1 | 134 | 134 | - | - | 41 | 100% |
| 2010/11 | 41 | 137 | 1 | 178 | 1 | 135 | 135 | - | - | 43 | 100% |
| 2011/12 | 43 | 141 | 2 | 185 | 0 | 140 | 140 | - | - | 45 | 99% |
| 2012/13 | 45 | 143 | 2 | 189 | 1 | 144 | 144 | - | - | 45 | 99% |
| 小麦 | | | | | | | | | | | |
| 2001/02 | 92 | 94 | 1 | 187 | 2 | 109 | 100 | 9 | - | 77 | 99% |
| 2002/03 | 77 | 90 | 0 | 167 | 2 | 105 | 99 | 7 | - | 60 | 100% |
| 2003/04 | 60 | 86 | 4 | 151 | 3 | 105 | 99 | 6 | - | 43 | 96% |
| 2004/05 | 43 | 92 | 7 | 142 | 1 | 102 | 98 | 4 | - | 39 | 93% |
| 2005/06 | 39 | 97 | 1 | 137 | 1 | 102 | 98 | 4 | - | 34 | 99% |
| 2006/07 | 34 | 108 | 0 | 143 | 3 | 102 | 98 | 4 | - | 39 | 100% |
| 2007/08 | 39 | 109 | 0 | 148 | 3 | 106 | 98 | 8 | - | 39 | 100% |
| 2008/09 | 39 | 112 | 0 | 152 | 1 | 106 | 98 | 8 | - | 46 | 100% |
| 2009/10 | 46 | 115 | 1 | 162 | 1 | 107 | 97 | 10 | - | 54 | 99% |
| 2010/11 | 54 | 115 | 1 | 171 | 1 | 111 | 98 | 13 | - | 59 | 99% |
| 2011/12 | 59 | 118 | 3 | 180 | 1 | 121 | 99 | 22 | - | 58 | 98% |
| 2012/13 | 58 | 118 | 2 | 178 | 1 | 122 | 100 | 22 | - | 55 | 99% |
| 大豆 | | | | | | | | | | | |
| 2001/02 | 5 | 15 | 10 | 31 | 0 | 28 | 7 | 2 | 20 | 2 | 63% |
| 2002/03 | 2 | 17 | 21 | 40 | 0 | 35 | 7 | 2 | 27 | 4 | 39% |
| 2003/04 | 4 | 15 | 17 | 37 | 0 | 34 | 7 | 2 | 25 | 2 | 51% |
| 2004/05 | 2 | 17 | 26 | 45 | 0 | 40 | 8 | 2 | 30 | 5 | 36% |
| 2005/06 | 5 | 16 | 28 | 49 | 0 | 44 | 8 | 2 | 35 | 5 | 36% |
| 2006/07 | 5 | 15 | 29 | 48 | 0 | 46 | 9 | 2 | 36 | 2 | 38% |
| 2007/08 | 2 | 13 | 38 | 53 | 0 | 50 | 9 | 2 | 40 | 3 | 24% |
| 2008/09 | 3 | 16 | 41 | 59 | 0 | 51 | 9 | 2 | 41 | 8 | 20% |
| 2009/10 | 8 | 15 | 50 | 73 | 0 | 59 | 9 | 2 | 49 | 13 | 15% |
| 2010/11 | 13 | 15 | 52 | 81 | 0 | 66 | 9 | 2 | 55 | 15 | 21% |
| 2011/12 | 15 | 14 | 58 | 86 | 0 | 71 | 9 | 2 | 60 | 15 | 18% |
| 2012/13 | 15 | 13 | 61 | 88 | 0 | 75 | 9 | 2 | 64 | 13 | 19% |

出所) USDA PS&D Online

注) * (国内消費-輸入) ÷ 国内消費

表 12 中国の主要な穀物・油糧種子等貿易量の推移

単位:千 t

| | 油糧種子 | | 穀物 | | | | スター・チ・穀粉 | | 植物油 | | キャッサバ | バガス・油粕等 | | |
|------|--------|-------|-------|--------|-------|-------|----------|-----|-------|-------|-------|------------|-------|-------|
| | 大豆 | 菜種 | 大麦 | トウモロコシ | 小麦 | コメ | スター・チ | 小麦粉 | パーム油 | 大豆油 | | ビートパルプ・バガス | その他油粕 | 大豆油粕 |
| 輸入 | | | | | | | | | | | | | | |
| 2001 | 13,939 | 1,724 | 2,368 | 36 | 690 | 269 | 205 | 49 | 1,517 | 70 | 1,951 | 19 | 161 | 54 |
| 2002 | 11,314 | 618 | 1,907 | 6 | 605 | 236 | 359 | 27 | 2,221 | 870 | 1,761 | 20 | 15 | 1 |
| 2003 | 20,741 | 167 | 1,363 | 0 | 424 | 257 | 575 | 23 | 3,325 | 1,884 | 2,368 | 15 | 38 | 2 |
| 2004 | 20,230 | 424 | 1,707 | 2 | 7,233 | 756 | 757 | 25 | 3,857 | 2,516 | 3,442 | 7 | 141 | 55 |
| 2005 | 26,590 | 296 | 2,179 | 4 | 3,510 | 514 | 555 | 28 | 4,330 | 1,694 | 3,336 | 83 | 90 | 203 |
| 2006 | 28,237 | 738 | 2,131 | 65 | 584 | 719 | 853 | 29 | 5,069 | 1,543 | 4,951 | 12 | 283 | 674 |
| 2007 | 30,817 | 833 | 913 | 35 | 83 | 472 | 646 | 17 | 5,095 | 2,823 | 4,621 | 27 | 296 | 105 |
| 2008 | 37,436 | 1,303 | 1,076 | 49 | 32 | 296 | 482 | 11 | 5,282 | 2,586 | 1,979 | 15 | 325 | 220 |
| 2009 | 42,552 | 3,286 | 1,738 | 84 | 894 | 338 | 872 | 10 | 6,441 | 2,391 | 6,109 | 816 | 646 | 133 |
| 2010 | 54,798 | 1,600 | 2,367 | 1,572 | 1,219 | 366 | 893 | 12 | 5,696 | 1,341 | 5,764 | 3,437 | 1,875 | 188 |
| 2011 | 52,453 | 1,262 | 1,776 | 1,753 | 1,249 | 578 | 899 | 9 | 5,912 | 1,143 | 5,027 | 1,856 | 1,668 | 224 |
| 2012 | 58,380 | 2,930 | 2,528 | 5,207 | 3,689 | 2,345 | 1,087 | 12 | 6,342 | 1,826 | 7,138 | 2,551 | 999 | 45 |
| 輸出 | | | | | | | | | | | | | | |
| 2001 | 248 | 0 | 1 | 5,998 | 455 | 1,859 | 108 | 258 | 0 | 60 | 107 | 239 | 664 | 315 |
| 2002 | 276 | 2 | 1 | 11,674 | 688 | 1,978 | 147 | 289 | 10 | 47 | 114 | 385 | 470 | 1,013 |
| 2003 | 267 | 3 | 5 | 16,399 | 2,237 | 2,601 | 169 | 275 | 0 | 11 | 128 | 356 | 329 | 771 |
| 2004 | 335 | 0 | 2 | 2,318 | 784 | 896 | 191 | 304 | 0 | 19 | 158 | 255 | 232 | 658 |
| 2005 | 396 | 0 | 3 | 8,611 | 260 | 672 | 226 | 342 | 1 | 63 | 176 | 294 | 228 | 553 |
| 2006 | 379 | 1 | 6 | 3,070 | 1,114 | 1,237 | 264 | 395 | 1 | 118 | 158 | 387 | 179 | 382 |
| 2007 | 456 | 0 | 118 | 4,916 | 2,337 | 1,326 | 462 | 736 | 1 | 66 | 147 | 587 | 220 | 850 |
| 2008 | 465 | 0 | 15 | 253 | 126 | 969 | 539 | 184 | 1 | 134 | 139 | 919 | 215 | 535 |
| 2009 | 347 | 0 | 14 | 130 | 8 | 784 | 373 | 237 | 0 | 69 | 141 | 690 | 543 | 1,123 |
| 2010 | 164 | 0 | 13 | 127 | 0 | 619 | 432 | 277 | 2 | 59 | 130 | 631 | 226 | 1,016 |
| 2011 | 208 | 0 | 6 | 136 | 40 | 515 | 288 | 288 | 1 | 51 | 135 | 782 | 178 | 406 |
| 2012 | 320 | 0 | 5 | 257 | 0 | 279 | 153 | 285 | 1 | 65 | 144 | 811 | 298 | 1,233 |

出所)ITC 貿易統計

3 第 12 次 5 ヶ年計画における農業発展関連の各分野における施策

中国の三農政策は、農業生産だけでなく、農民の収入・生活や農村社会経済発展を含めた総合的・統合的なコンセプトであるが、第 12 次 5 ヶ年計画では、前述のように特に食糧生産増強・食糧安全保障確保が最も重要視されていることが特徴であることから、以下では、主に現代的な農業発展に関連する分野で、中でも特に食糧分野を中心にして、農業部「全国農業・農村経済発展第 12 次 5 ヶ年計画」を中心に、関連する各部局等の第 12 次 5 ヶ年計画における施策の内容をとりまとめ、第 12 次 5 ヶ年計画期における中国中央政府の具体的施策の方向性について示す。

3.1 主に食糧に関連する課題と発展推進方向・施策

3.1.1 地域傾斜

課題：食糧生産では、トウモロコシ、コメ、小麦の三品目が最も重視され、次いで大豆、ジャガイモ、サツマイモ、これに食糧ではないが、耕種作物として綿花と菜種等の油糧種子や南方で生産されるサトウキビも重要作物であり、これら作物の増産推進を引き続き図る必要がある。

施策：「全国優勢農產品区域配置計画（2003～2007 年）」に従って重点傾斜を強め、主産地の育成を図る。

地域傾斜と構造調整

中国では 2008 年に「全国優勢農產品区域配置計画（2003～2007 年）」を制定、次頁図 4 に示す主要生産地域を選定した。「第 12 次 5 ヶ年計画」でもこれを引き継ぎ、これら地域に重点を傾斜させるとした。

トウモロコシでは、地域別には東北平原主産区、黄淮海平原主産区、汾渭平原主産区の 3 区が最も政策的に重要な対象地とされており、東北春トウモロコシ地区と、黄淮海夏トウモロコシ地区の優位地区を増強し、西南、華北、西北地区の生産ポテンシャルを最大限に引き出すことが重要とされている。

コメでは、東北及び長江流域、東南沿海の 3 カ所の水稻優位区を重点的に建設するとしている。

- ・ 東北平原主産区：高品質ジャポニカ米を生産する水稻産業地帯、畑地の水田化を積極的に進める
- ・ 長江流域主産区：主に二期作稻作を行う水稻産業地帯、二毛作を推進、ジャポニカ米への転換を推進
- ・ 華南主産区：良質高級インディカ米を生産する水稻産業地帯、二毛作を推進

小麦では、以下の黄淮海、長江中下流域、西南、西北、東北の 5 カ所の優位地区の生産能力を高め、良質の専用品種の発展に力を入れ、土壤の保水力を高めるための半耕起・不耕起栽培を進展させるとしている。

- ・ 黄淮海平原主産区：硬質、中硬質、中間質小麦の良質専門小麦産業地帯
- ・ 長江流域主産区：良質軟質、中間質小麦を生産する良質専門小麦産業地帯
- ・ 汾渭平原主産区：硬質、中間質小麦を主とする小麦産業地帯
- ・ 河套（オルドス）灌漑区主産区：硬質、中間質小麦を主とする小麦産業地帯
- ・ 甘肅、新疆主産区：硬質、中間質小麦を主とする小麦産業地帯

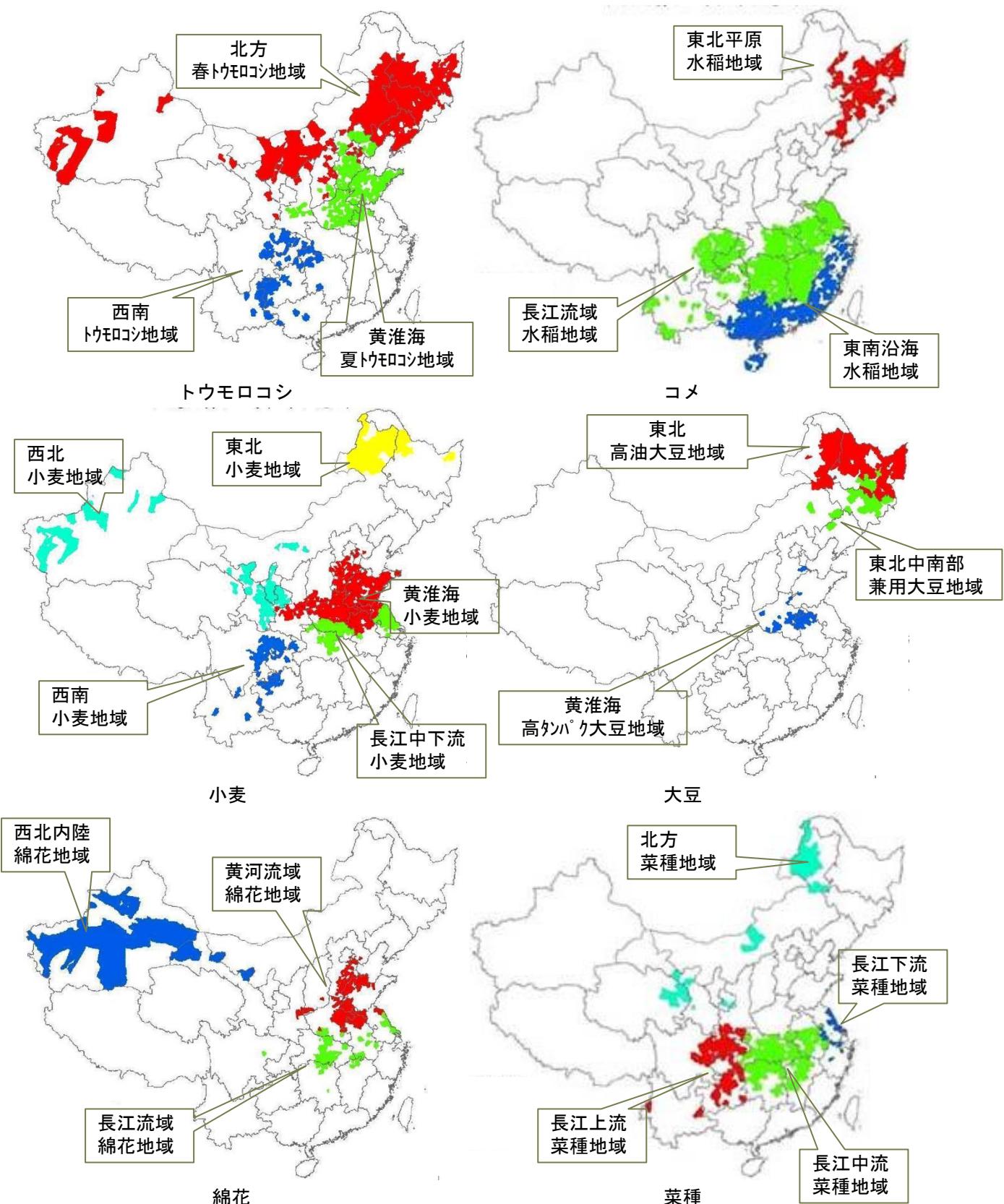


図 4 主要作物優勢区配置イメージ図

出所) トウモロコシ優勢区域配置計画（2008～20015 年）、水稻優勢区域配置計画（2008～20015 年）、小麦優勢区域配置計画（2008～20015 年）、大豆優勢区域配置計画（2008～20015 年）、綿花優勢区域配置計画（2008～20015 年）、菜種優勢区域配置計画（2008～20015 年）

3.1.2 農外転用厳格化と農地集積の方向性

課題：食糧播種面積を 16 億ムー（1.07 億ヘクタール）以上で確保し、耕地利用を最適化して、食糧と経済作物の発展を調和がとれたものにするとしているが、農地の農外転用や農外就業によって土地や労働力といった基本的な生産要素の減少が引き続き懸念されている。また、近代的な農業の担い手を確保し、分散錯置状態の農地を担い手に集積させていくことも課題である。

施策：土地請負制度について、土地請負権の登記整備を進め、転用制度を厳格化する。同時に、農地の流動化を進め、請負権の交易を行える市場の設立を目指すとしている。

農地の確保

中国では、農地の農外転用は基本的に省政府によるもので、農外転用の利益が省政府の重要な財源となってきた。また中国の経済発展にともなう急速な工業化・都市化の中で農外転用は加速する傾向にある。これにより特に農業生産の観点からは、省政府の土地収用による農外転用において移転させられた農民に代替地として与えられる農地補償が過少で農地面積が減少するという問題、また面積が同じでも代替地として与えられる農地の質が悪いことが往々にしてあるという問題が起こっている。さらに、食糧生産の観点からは、収益性の高い食糧作物以外の野菜や果樹、家畜飼養等に、かつての食糧作物用の農地が転用されるという動きも活発化している。

①土地請負権の登記

この対策として、まずは土地請負制度の基礎を固め、農村の土地に係る権利確定、登記推進、登記証書発行・配布等のプロジェクトを進めることとされている⁷。これらを通じて、土地請負經營に係る土地の占有、使用、収益等の権利を農民に保障する。また、農村土地請負記録管理制度を整え、農村土地請負管理の情報化を急いで進める。

中国では、2010 年の 1 号文件「都市と農村の発展力のバランスをとり、農業農村の堅実な発展に関する意見」において、土地請負經營権の登記証発行を推進する方向性が示され、2011 年に関連 4 部門で「農村集団土地権利確定登記証発行作業推進の加速に関する通知」が策定されている。農村の土地に関する登記作業が急いで進められており、第 12 次 5 ヶ年計画中の重点分野の一つである。2013 年一号文件「現代農業の発展と、農村発展活力をさらに増強することに関する意見」でも、今後 5 年以内に登記作業を完了させるとしている。

②土地収用制度改革の推進

次いで、土地収用制度を改革し、建設用地の厳格な管理規制を導入して耕地保護を進め、省政府が農地を収用して非農業用途に転用する際に用地面積を最大限節約し、そして転用によって生じる収益については農民の権益を保障して都市・農村間での平等な交換を確保することによって農民への少なすぎる転用補償という問題を解消し、補充耕地の質の確保することが謳われている。

土地収用制度改革の目的は二つあり、一つは農地総面積の確保で、もう一つが収用に伴う利益の農民・

⁷ 中国では、農村の土地は「集団所有」となっており、農家の土地請負經營権の設定の際に登記は必須ではなく、書面による請負契約があれば発効した。集団の 2002 年に制定された「農村土地請負法」では、県級以上の地方人民政府が土地請負権証を発効して登記簿を作成するとしている。また、農村土地請負法では、土地請負經營権は下請負、賃貸、交換、譲渡、その他的方式によって移転することができるとして、集団構成員以外が請け負う場合には、村民会議の 3/2 以上の構成員または 3/2 以上の村民代表の同意を得ると共に郷（鎮）人民政府に報告して認可されなければならないとされている。現実には、村幹部が集団所有地を恣意的に処分する等の状況が多発して大きな社会問題となっている。（小田 2004）

農村への還元である。中国では 1986 年に土地管理法が制定され、99 年にこれが改正されて以降、建設用地の面積規制を導入する、あるいは代替農地の準備を必須として農地を確保する等、農地の転用規制を厳格化してきており、行政区域内耕地の 80% 以上を「基本農地保護区」として管理する等の仕組みが導入されている。さらに 2006 年には国家土地観察制度を制定し、土地開発状況の衛星による追跡システムを導入、国土资源部の支援の下で土地収用制度の改革が図られてきた。しかしながら、農地減少のスピードは緩和されてきたものの、土地収用による農外転用は依然として省政府の重要な歳入の一つとなっており⁸、一方では、都市化・工業化に従って建設用地需要の増大は続いているが、実際に省政府に転用規制を厳格に遵守させることは難しいと見られており、今後の中長期的な課題となっている。⁹

③耕地用途管理制度と永久基本農地

また、第 12 次 5 ヶ年計画では、耕地用途管理制度を強化し、永久基本農地を急いで定め、農地管理の機構作りを強化し、施設農業を発展させるとの名目で、実際には農地を建設用地等に転用することを防ぐとしている。

2008 年の第 17 期第 3 回中全会の「農村改革発展を推進するための若干の重大問題に関する決定」（3 頁参照）に基づき、2009 年に国土资源部と農業部により「基本農地制定と永久保護実施に係る通知」が策定された。これに基づき 2010 年から既に各地で永久基本農地の策定作業が進められているが、第 12 次 5 ヶ年計画時期にはこれを引き続き推進する。

④転用収益の農村還元

さらに、2.2.1 節で述べた通り、第 12 次 5 ヶ年計画では、省政府が得る土地転用に伴う収益については、重点的に農業土地開発・農地水利・農村インフラ建設に充て、収益の全額を計上させ、また一定方向での使用を確保するとしている。

転用収益については、2010 年末の中央農村工作会议において、これを重点的に農業土地開発等に充てるとしており、第 12 次 5 ヶ年計画において、収益の農村還元をより強化する方針である。

農地集積－土地請負経営権の交易市場の形成

さらに、第 12 次 5 ヶ年計画において、農地については家庭請負経営を基礎としながら、農地の集積化をすすめるため、請負権と経営の分離をすすめるとしている。

中国では既に 1990 年代には出稼ぎによる農地荒廃が問題化して農地請負権の流動化は実際には各地で始まっており、2000 年中旬には大都市近辺では農地を株式化して再配分を行う交易センター設立等も行われている¹⁰。前掲の 2008 年中全会の「決定」において、農村の土地管理制度に関して、「法に従って請け負った土地に対する農民の占有、使用、収益などの権利を保障する。土地請負経営権の流通管理・サービスを強化し、健全な土地請負経営権の流通市場を打ちたて、法律に基づく、自由意志の、有償であるという原則に従って、農民が下請け、賃貸、交換、譲渡、株式合作（株式会社と組合との折衷型）などの形で（著者注：次頁表に請負権の主な流動化方式を示す）、土地請負経営権を流通させることを認め、さまざまな形の適度の規模の経営を発展させる¹¹」としており、今後農地の流動化と交易市場の設立を中央の政策として推進する方向となっている。

第 12 次 5 ヶ年計画においても、土地請負経営権を明確化した上で、賃貸借等によって農地集積を行う

⁸ 例えば、2011 年の土地譲渡収益は 1.86 兆元であり、地方財政収入 5.24 兆元のうち 36% にあたる。土地譲渡収益は 2000 年代後半、継続して地方財政収入の 3~5 割を占めている。（阮 2010）

⁹ (阮 2010)

¹⁰ (阿古 2013)

¹¹ 「人民中国」による邦訳（http://www.peoplechina.com.cn/jingji/2009-02/16/content_178279.htm）

ことによって、農業生産の担い手である専業農家や合作社、龍頭企業等が大規模かつ近代的生産を行えるような農地基盤確保を促すため、土地請負經營権を流動化するための交易市場を設立し、紛争処理管理や仲裁のための審問機関設立を設立するとしている。これに関連して「農村土地移転と仲裁機構条件構築プロジェクト」を実施し、①土地請負經營権の流動市場交易プラットフォームを建設して土地流動市場交易の環境を改善し、②仲裁審問施設設備を建設する。③健全な土地請負經營権登記流動と紛争処理管理情報システムとプラットフォームを確立する。

表 13 土地使用権の移転形態

| 形態 | 内容 |
|------|---|
| 転包 | 土地使用権の移転後も請負関係は変わらず、請負に関する契約上の権利・義務は元の請負者が保持。出稼ぎに出ても土地を放棄しない者は、大抵この方法を採用。 |
| 転譲 | 集体の同意を得て、全て又は一部の土地を第三者に委託。又請負した者に土地請負契約上の権利と義務が譲渡されることとなり、集体と元の請負者との請負関係は停止（注：請負期間内において）。 |
| 互換 | 土地の細分化や經營の分散といった問題を解決する為、農家間又は集体間で土地を交換。請負関係はそのままで、土地を借りた者は借地代を農家又は集体に払う。 |
| 租賃 | 全て又は一部の請負地を貸し出し、借地代を得る。 |
| 反租倒包 | 集体が請負に出した土地を回収し、再度他の個人や組織に請け負わせる。 |
| 株式化 | 土地使用権証又は請負人口をもとに土地使用権を量化し株式化する。配当は土地經營からあがる収益に応じて行われる。 |

出所）（阿古 2013）

3.1.3 水利・農地基盤整備、気象観測・制御

課題：主要作物の単収は徐々に向上しているものの、米国等の先進国に比べると依然として単収が低いレベルに留まっていることは、耕地の確保に並んで大きな課題の一つである。

施策：灌漑や農地改良など農業インフラ整備の確保を進め、土壤流出・劣化の課題に立ち向かうと共に、次節で扱う科学技術の開発によって、品種や栽培技術の改良、土壤改良や節水技術等の開発を行うことが重要視されている。

水利開発

水利関連では、2011 年の 1 号文件で既に、2020 年までに農地有効利用係数を現在の 0.5 から 0.55 に引き上げることを目標とし、第 12 次 5 ヶ年計画の時期に灌漑水計 4,000 万ムー（約 270 万ヘクタール）で新たに有効灌漑面積を増加させるとの指標を示し、水利事業に対して 2011～2020 年の 10 年間にこれまでの予算を倍増させた年平均 4,000 億元以上の投資を行うと定めて潤沢な予算を準備している。

「水利発展第 12 次 5 ヶ年計画」が、国家発展改革委員会と水利部、住宅都市農村建設部の連名で策定されている。水利施設建設のインフラ整備面と水資源管理体制や投融資制度拡充等の制度面について計画が示されている。主要水利施設建設には、農業水利開発と、洪水防止・治山・治水、水資源供給能力の拡大の 3 つの観点が含まれ、なかでも農業水利開発については、大規模・中規模な灌漑区域における水利用節約につながる施設改造や、老朽化している全国 251 ヶ所の大型灌漑・排水ポンプ設備の改修・更新、その他小規模水利プロジェクトや暗渠化・点滴灌漑・スプリンクラー灌漑等による節水技術の普及等によって、1 号文件で示された 4,000 万ムーの灌漑面積純増を達成とした。（下表参照）

水源供給能力開発においては、南水北調のほか、チベットや吉林の大規模水利プロジェクトや、西南 5 省の重点的プロジェクト、その他中小型ダム・堰・水路整備に加え、その他に海水淡水化や、人口増雨（雪）等も積極的に利用するとしている。（次頁表参照）

また、農村における安全な飲用水供給拡充も最重要課題の一つであり、供給人口を 2010 年の 2.1 億人から、2015 年には 2.98 億人へ拡大するとの点が、必ず達成すべき目標として掲げられている。

表 14 有効灌漑面積の増加指標

| 主要プロジェクト | 有効灌漑面積 増加分（万ムー） | 注 |
|--|--------------------|------------------|
| 1. 新灌漑区 | 1,500 | |
| 2. 大型灌漑区における節水改造 | 1,900 | |
| 3. 中型灌漑区における節水改造 | 1,400 | |
| 4. その他の農地水利プロジェクト | 700 | ポンプ更新改造、中小型水源開発等 |
| 1～4 で合計 5,500 万ムーが増加する。水源条件の変化や、設備老化、建設用地への転用等による灌漑面積の増加を兼ね合わせ、第 12 次 5 ヶ年期の有効灌漑面積の純増は 4,000 万ムーを計画。 | | |

出所）「水利発展第 12 次 5 ヶ年計画」

表 15 有効灌漑面積の増加指標

| 主要プロジェクト | 水資源供給能力の新規増加（億m ³ ） | 注 |
|-------------------------------------|--------------------------------|-------------------------|
| 合計 | 400 | |
| 1. 南水北調 ¹² の東ルート一期プロジェクト | 134 | |
| 2. 大型ダムプロジェクト | 60 | |
| 3. 中型ダムプロジェクト | 40 | |
| 4. 西南 5 省重点水源プロジェクト | 80 | 中小型ダム、堰・水路整備を含む |
| 5. 区域引調水プロジェクト | 46 | |
| 6. その他 | 40 | 地下水、海水淡水化、人口増雨、老朽化ダム補修等 |

出所)「水利発展第 12 次 5 ヶ年計画」

劣化農地の改良事業

このほか、劣化農地（中低産農地）の改良事業も「国家食糧安全中長期計画綱要（2008～2020）」から引き続いて重視されている。劣化農地として分類されている農地のうち、最も多いのが土壤水分が不足する農地で、前述の水利対策が重視されているが、この他に塩性アルカリ土壤、土壤の粘度が高い農地、酸性度が高い農地、土壤の水分過多、砂がちな農地等が含まれる。第 12 次 5 ヶ年計画時に、これら劣化農地の大規模な改造を行うとしている。

気象観測・警報整備と人工気象制御システム

また、農業防災・減災能力の構築を推進するため、気象部の発表する第 12 次 5 ヶ年計画にあたる「気象発展計画（2011～2015 年）」にも、農業関連分野が様々な側面に含まれている。気象観測・警報システムの強化により、干ばつや洪水、あるいは気温の高低、台風や霧・雹等を予測・警報し、また情報伝達をスムーズにし、リスク管理を向上させて、これらの災害に対して備えることができるようとするほか、治山・治水による災害防止をすすめ、さらに空気中の水分を最大限に利用できるよう、人工気象制御システムの能力強化を図るとしている。

気象発展計画では、取り組むべき重要なプロジェクトの一つとして、食糧 5000 万トン増産計画を気象面からサポートするとのプロジェクトが含まれており、800 ヶ所の食糧生産大県及び 3 カ所の種子繁殖基地（海南省、西北省、河南省）の位置する地域では、省、地区、県の三段階において、人工気象制御システムと農業気象観測、技術装備確保、情報伝達と警報サービスシステム等を整備する計画である。また、食糧 5000 万トン増産計画に含まれていない新疆、チベット、青海、甘肅、北京、天津、福建、海南、広東等の地方でも人工気象制御システムの構築を行うとしている。

人工気象制御システムは、中国では 1950 年代末から試験的実証研究が進められ、1980 年代から研究・応用が活発になった。大砲や飛行機を利用した増雨（雪）と防雹が主要な内容で、増雨（雪）は農業関連で干ばつ緩和、ダム・ため池の貯水量増加、森林火災鎮火等のほか、都市の大気汚染緩和にも利用されている。全く水分の無い所から降水を作ることはできないため、「増雨」との用語に統一されている。

現状では、計 30 省、2,235 県（市、区、新疆生産建設兵团と黒竜江国営農場を含む）において人工気象制御が実施されており、高射砲 6,902 門、ロケット砲発射機 7,034 台、飛行機 50 機強が各地に配備され、関係職員 4.77 万人、増雨実施面積 500 万平方キロメートル、防雹実施面積 50 万平方キロメートルとなっ

¹² 中国南方の水を北方地域に運ぶ大規模な水利工事プロジェクトで、東ルート（長江下流から華北地域）、中央ルート（長江中流から華北地域）、西ルート（長江上流から黄河上流地域）の 3 ルートの開削を含む。東ルートは 2002 年着工、中央ルートは 2003 年着工、西ルートは検討中の段階。東ルートは 2013 年 12 月、西ルートで 2014 年 10 月の第一期工事完成・導水開始を予定。

ている¹³。これらの増雨等の活動が中国全土の穀物増産に対して非常に大きな影響があるとまでは言えず、「象徴的な価値」しかないと見方もあるが、一方で対象となっている地域においては干ばつ防止に対する一定の効果がみられるものと考えられ、中央・地方政府の人工気象制御への投資は拡大している。

2002 年に「人工気象制御管理条例」が施行策定されたが、特に近年になってより注目されるようになっている。2008 年には国務院国家改革発展委員会及び中国気象局が「人工気象制御発展計画（2008～2012 年）」を策定、2011 年には気象局が 2008 年から準備を進めてきた「全国干ばつ対策計画」が国務院常務会議を通過した。2012 年の 1 号文件における農業科学技術の重点開発分野にも人工気象制御が含まれており、2012 年 4 月には財務部と中国気象局が「人工気象制御補助資金管理暫定方法」の通知を発布、各省等へ実施にかかる費用や設備・消耗品の購入・保管等に係る費用について、中央政府に対して補助を申請できるように整えた。2012 年 8 月に国務院弁公庁は「人工気象制御に係る意見」を発布、2020 年までに人工増雨（雪）を 600 億トン以上、人工防雹対策対象を 54 万平方キロメートルに拡大することを目標として示した。現在、これを発展させてさらに「全国人工気象制御発展計画（2013～2020 年）」が気象局及び国務院改革発展委員会等で起草されている段階である。

¹³ (中国气象报社 2012)

3.1.4 科学技術—品種・技術開発・機械化・技術普及

課題：限られた農地、投入物や労働力コストの増大等を鑑み、農地やその他の資源の利用効率を高めることが必要である。また、食品安全や生態環境保全の確保に対する社会的要求も高まってきている。

施策：農業における科学技術水準の引き上げと、普及体制の強化をはかる。特に、品種改良、技術普及、機械化、施肥最適化、病害虫防除、情報化、高効率栽培・節水・疫病対策等の分野が重点分野として挙げられている。

「国民経済・社会発展第 12 次 5 ヶ年計画（2011～2015）」においては、新しく「農業科学技術革新の加速」が独立した節として挙げられており、また科学技術部の「国家科学・技術発展第 12 次 5 ヶ年計画」¹⁴を制定したが、計画の中における重点的な核心的科学技術開発領域として、第一に農業科学技術におけるイノベーション促進が挙げられている。関連部局により「農業と農村科学技術発展計画第 12 次 5 ヶ年計画」も策定されている。2012 年の第一号文件で農業分野の科学技術発展が重視されたこととリンクするが、今後は農業科学技術開発分野への投入も増加するとみられる。

「国家科学・技術発展第 12 次 5 ヶ年計画」における農業科学技術におけるイノベーション促進に関する項目においては、①農業の研究開発促進、②農業科学技術の普及・移転の強化、③農業科学技術創業やサービス体系の構築、以上の 3 つの側面が挙げられている。

①農業の研究開発促進

食糧増産に資するための耕地や種子、技術等、土壤改良、機械化等の分野を筆頭に、多機能農業設備から食品安全、海洋農場、節水農業、農村情報化、農村計画と居住の 7 分野が重点的な農業科学技術研究開発対象として示された。（下表参照）

表 16 重点的農業科学技術刷新分野

| 主要分野 | 内容 |
|-------------------|--|
| 1 食糧増収科学技術プロジェクト | 食糧増産に資するため、耕地・種子・技術等の様々な側面の総合的な技術体系を研究・開発する。中低産地の改良、農地の潜在的増産能力の発揮、機械化、資源節約、防災等を含む。 |
| 2 多機能農業設備 | 損耗や排出が少なく高度な農業機械設備の開発研究を行う。 |
| 3 食品緑色・安全加工 | 食品製造から物流までの食品安全に資する研究開発を行う。 |
| 4 海洋農業 | 海洋での養殖業推進のために、種苗や養殖技術等の研究開発。 |
| 5 節水農業 | 土壤中の水分利用効率を高めるため、節水技術や設備・品種を開発する。 |
| 6 農村情報化 | 農村情報化のための研究や総合的サービス拠点の構築をはかる。 |
| 7 村・鎮・社・区の計画と住宅改善 | 住宅や公共設備、環境保全に関わる計画策定をはかる。 |

出所）科学技術部「国家科学・技術発展第 12 次 5 ヶ年計画」

先端技術研究の農業関連分野では、遺伝子組換えを含む農業バイオ・植物分子工学、動物幹細胞、創薬、食品栄養、情報工学等の先端技術を重点的課題とし、分子育種、食品加工、バイオ、海洋農業、情報化農業、設備、環境管理等の技術上のブレークスルー、優良動植物新品種、バイオエネルギー、バイオ医薬品、生物農薬、DNA ワクチン、ジーンバンク、健康食品、海水養殖等重要分野の開発に力を入れる。

¹⁴ 科学技術振興機構（JST） Science Portal China において全文の日本語訳が閲覧可能。
http://www.spc.jst.go.jp/policy/national_policy/plan125_science/index_125.html

②科学技術の移転・普及、及び③農業科学技術創業やサービス体系の構築

中国では、開発された農業生産技術等を農民に移転を行うための公的あるいは民間の普及サービスが不足が大きな課題の一つである。

第 12 次 5 ヶ年計画では、農業科学技術の応用・普及を促すための資金の充実や龍頭企業・合作社等との連携の強化に取り組むとしている。また、農村科学技術の普及のための「農業科学技術特派員¹⁵」による農村の末端での農業科学技術創業プログラム、様々なモデル地区の設立等も行う。

種苗産業

また、科学技術に関する種苗産業の推進が重視されている。「全国農業・農村経済発展第 12 次 5 ヶ年計画」では、現代的種苗産業の発展の推進を加速・応用できる将来性が大きくあると指摘し、知的財産権を備えた飛躍性のある優良な品種を多く育成することに力を注ぎ、大規模かつ規格化・集約化・機械化された良質種子生産基地を多く建設している。

「現代種苗産業プロジェクト」として、以下の 4 点を重視している。①農作物育種施設設備条件を改善し、良質種子生産優位地区において農産物良質種子繁殖育成基地を建設することをサポートし、西北、西南、海南の農産物種子生産基地建設への注力を拡大し、農産物品種試験と種子検査施設条件を改善する。②家畜品種選抜育成に係る中心的な育種場、原種・優良品種育種場、種畜飼養所、新品種育成場等の建設をサポートし、国家レベルの家畜品種資源場と種畜性能測定センターを重点的に建設する。③水産遺伝育種センターと原種・優良品種育成場を建設する。④重要動植物のジーンバンク及び遺伝子組み換え技術発展のプラットフォームを建設する。

トウモロコシ、コメ

「全国農業・農村経済発展第 12 次 5 ヶ年計画」においては、特にトウモロコシ、コメの分野について、以下の点が突起されている。

品種開発・普及

トウモロコシ品種としては、米国の近年のトウモロコシ単収は密植栽培技術が広まったことが一つの要因であると考えられていることから、密植に適した品種で、さらに倒伏耐性、病虫害耐性、耐乾性の高いトウモロコシの新品種を育成して、飼料用等の専用トウモロコシ生産の拡大を図るとしている。また、酪農・肉牛飼育の粗飼料として活用できるサイレージ兼用トウモロコシの生産も重要視されている。コメでは、インディカ米からジャポニカ米への切り替え（ジャポニカ米の消費が伸びているため）が重視されている。品種ではスーパーライス（超級米）とハイブリッドジャポニカ米の育種等の科学技術研究推進と技術普及を強化する。

機械化省力化

機械化が遅れているトウモロコシ収穫のウイークポイントを打破するとされた。コメでは、苗の投げ植えなどの簡易栽培技術の普及を図り、省力化に寄与するとしている。水稻の作付も機械化が遅れている分野であり、改善を推進する。

病害虫防除

イネについて、病虫害専門的防除水準を高める。

¹⁵ 2006 年の第 11 次 5 ヶ年計画以降実施されている制度で、科学技術の学識経験を備えた人材を試験で選抜して、科学技術特派員として農村に派遣するもので、農家の育成や新品種導入、技術普及等を担う。

3.1.5 穀物流通・加工

課題：食糧産地の重点地域への傾斜が深まるに従い、産地から消費地への物流、特に「北糧南運」の主要な流通ルート（下図東北ルート）を強化することが最も大きな課題である。さらに、道路整備の遅れ等の一般的な物流上の課題に加え、食糧作物では特に損耗を抑制すること、コスト削減のためのバラ積みを促進することなどが必要とされている。また、農産物の一次加工が停滞して収穫後の損失が重大で、また加工による付加価値増加の水準が比較的低いという点が課題とされている。

施策：食糧輸送については、道路整備等の一般的な物流インフラ整備を加速するほか、生産地・中継地での積載施設の整備を進め、食糧のバルク輸送網を築く。加工分野では、生産中心地域における食糧・油糧種子の加工基地建設を進める。

物流インフラ

「食糧業界第 12 次 5 ヶ年発展計画」によれば、地域別には、東北では食糧の運搬車両への積載設備の建設、華北・華南・中南・西南の各地域での荷下し施設と連携させ、食糧流通の中継地保管施設を建設する。また水運・鉄道での輸送システムを構築し、東海沿岸の港湾や長江・珠江流域への物流中継・陸揚げ設備を配置する。また、東北からの玄米のコンテナ輸送等の試験的実施等を実施。また、黄淮海等の主要な流通ルートにおける保管設備やバルク輸送設備を整え、西部地域への食糧中継地としての能力も高める。また、これらに伴い物流や情報等のサービス産業体系も整え、技術開発を行う。

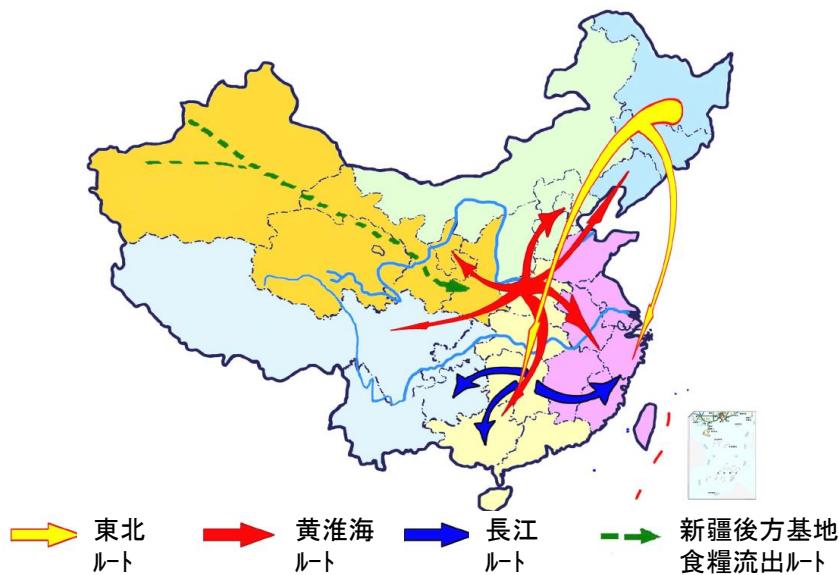


図 5 主要な食糧流通ルート

出所）国家食糧局「食糧業界第 12 次 5 ヶ年発展計画綱要」

食糧市場

また、小売市場、生産地・消費地の卸売市場の発展を促す。第 11 次 5 ヶ年計画時に設立した 23 省（区・市）における食糧卸売市場を基礎として国家食糧交易センターを発足させ、価格指標の役割を持たせたが、第 12 次 5 ヶ年計画では、これを継続・強化するとされている。また、商品先物市場で扱う品目を徐々に増加させ、リスク回避の役割が果たせるようにする。

食糧備蓄

なお、食糧備蓄については特に主要な消費地、西部の食糧不足地、貧困地域での備蓄体制を強化し、新しく 2,000 万トンの食糧保管設備を整備し、36 カ所の大中都市で食糧の低温貯蔵設備の建設を進め、また 1 億トンの食糧保管設備を修繕する。800 万戸の農家において、穀物等保存のための小型設備の導入を図るほか、大型農家（農業経営体）においては保管能力 100 トン以上のサイロ建設を進める。

安全性の確保

「食糧業界第 12 次 5 ヶ年発展計画」では、食糧作物の安全性確保のために、①監督・検査強化のため、体系構築、倉庫における検査の強化、市場管理と政策執行状況監視の強化等を行う。②食糧買入れや產品、食糧・油脂保管、加工等に係る基準整備を強化し、検査能力を高め、品質安全監視体制を強化する。としている。

食糧・油脂加工

「全国農業・農村経済発展第 12 次 5 ヶ年計画」では、農産物の一次加工が停滞して収穫後の損失が重大になっており、加工による付加価値増加の水準が比較的低いという点が指摘され、農産物加工の積極的な推進を図るとされている。

「食糧業界第 12 次 5 ヶ年発展計画」では、現代的な食糧・油脂の加工体系を構築する。特に技術や品質水準の強化、ブランド化を促す。また、地域的には次頁図に示すように、コメについては長江中下流域、東北、小麦については華北、華東、西北を重視。トウモロコシについては高度加工（工業アルコール、でん粉等）については厳格に制御する。大豆については東北と沿岸地域に加工施設を集中させ、その他の落花生、菜種、綿実、カメリア等の搾油についても立地を最適化する。

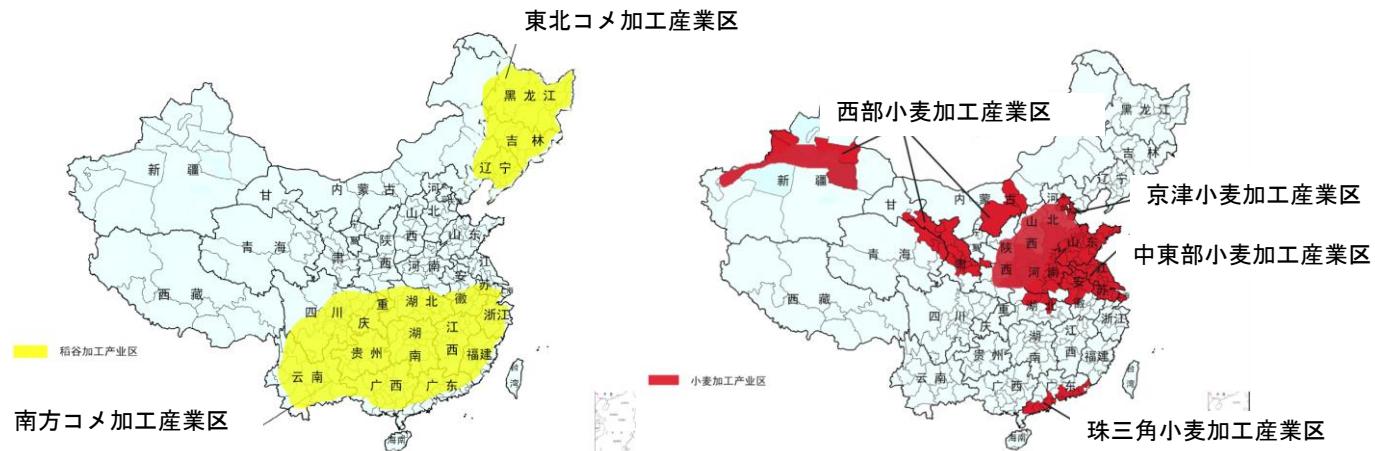


図 6 コメ加工産業と小麦加工産業の配置図

出所）国家食糧局「食糧業界第 12 次 5 ヶ年発展計画綱要」

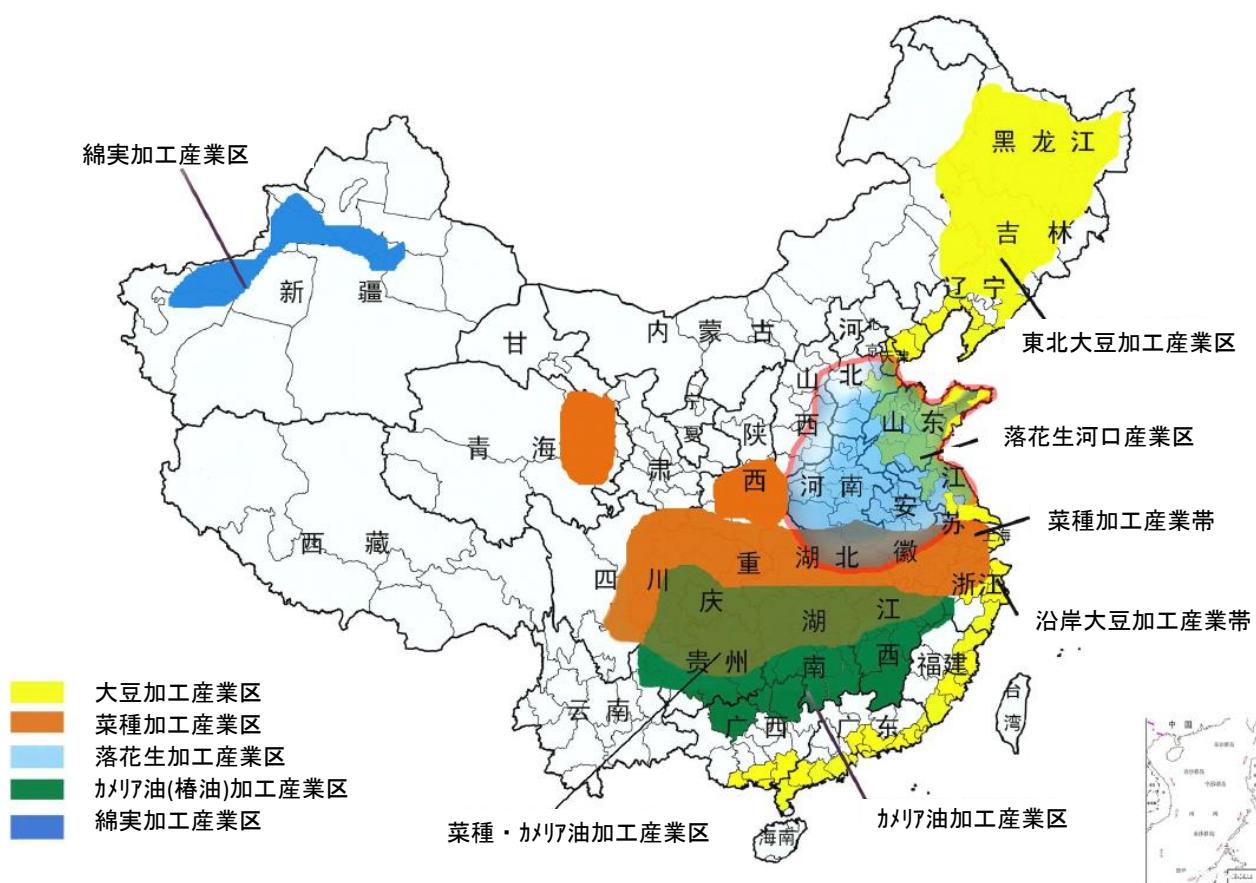


図 7 搾油産業の配置図

出所) 国家食糧局「食糧業界第 12 次 5 ヶ年発展計画綱要」

3.1.6 近代的な農業生産・農産物加工・流通の担い手育成

課題：中国では若年層の農外転出によって農業担い手の高齢化が急速に進行している。今後の中国では近代的な農業生産・農業経営の担い手育成が必要とされている。

施策：農業農業生産担い手として、農家請負制は維持しながらも、大規模化・専業化を進め、家庭農場を育成し、同時に農民專業合作社（協同組合）、供銷合作社、農民經紀人（仲買人）、龍頭企業（農村をリードするような企業）等の多様な形式による農業生産経営に対するサービス提供を政策的に支援する。

大規模化・専業化

農業経営の大規模化・専業化を養成していくなかで、高収益農業を担う専業的な経営主体と、兼業で余暇的に栽培を行う農業との 2 極化を進めることになる。専業的な作物栽培・家畜飼養の大規模農家、家庭農（牧）場、農民專業合作社、農業産業化龍頭企業等の経営主体をサポートし、多様な形式で適切な規模の経営を発展させるとしている。

特に、「買い物かご」产品（園芸・畜産）について、安全対策等の面からも大規模化が推進されている。園芸作物においては「園芸作物小区」の設立をはかる。畜産分野では「畜産標準化大規模飼養場（小区）」を設立し、養豚、酪農、肉牛、肉羊、肉用鶏と採卵鶏の標準化大規模飼養場（小区）の建設をサポートし、飼養場（小区）の畜舎標準化の改築、畜産廃棄物処理利用施設や、水、電気、道路等の付帯インフラ設備の建設を重点的に強化し、疾病予防・制御等の方面における設備建設を進め、家畜飼育の標準化と大規模化を推進するとしている。

家庭農(牧)場

1.1.3 節に示した 2013 年 1 号文件で「家庭農場」が今後発展を図るとして取り上げられているが、「全国農業・農村経済発展第 12 次 5 ヶ年計画」においても家庭農場が今後の農業の担い手の一つとして挙げられている。家庭農場は、農村戸籍を持つ農家で、家族構成員を主な労働力としながら、大規模で集約化された農業生産をめざし、農業所得を主な所得とする農業経営体を指す。特に、企業による経営では食糧生産よりも収益性の高い園芸作物や畜産に転換されてしまいがちであるとの点が懸念されてきたことから、「家庭農場」という経営形態を重視するようになったとみられる。

龍頭企業・農民專業合作社

龍頭企業については、①農業産業化のための龍頭企業発展に係る総合的政策文書を制定し、農業産業化経営を発展させる、②龍頭企業の自主的な革新を推奨し、より高度な加工を発展させ、現代流通に関わることをサポートする、③龍頭企業が合併・改組・資本参加・買収等によって企業集団を設立できるよう誘導し、また農業産業化モデル基地を建設して龍頭企業集団の発展を促す、④農業産業化を担う人材育成を強化し、政策を理解して、経営に秀で、管理ができる龍頭企業に人材を提供する、④「龍頭企業+合作社+農家」といった形での組織化を推し進めて龍頭企業が農家を牽引する能力を増強するとともに、農家や合作社の龍頭企業への出資を支援して利益関係緊密化をはかり、農民が利益を共に享受できるようにする、等の点が含まれている。また、農産物加工分野では、100 億元以上の生産高を誇る大型企業集団を多く育成するとしている。

国有農場

黒竜江省農墾と新疆生産建設兵团などの国有農場も、農業生産の担い手として重要な役割を担っている。

「全国農業・農村経済発展第 12 次 5 ヶ年計画」では、①食糧、綿花等の農産物大型生産基地と国家天然ゴム基地の建設水準の向上を確固たるものとし、現代農業の施設設備建設を強化し、全工程の機械化を推進する、②家畜・家禽良質品種の基地建設水準を高め、乳牛、養豚等の標準化大規模飼養と食肉生産を推進する、③農業標準化実施範囲を拡大し、現代情報技術の主導産業の中での運用を強化し、先進的な生産様式の模索と普及を進め、農産物の品質トレーサビリティ確立の範囲を拡大し、農産物品質安全水準を高める、④主業が突出し、市場競争力が強く、比較的大きい業界影響力を備えた大型企業集団を多く積極的に育成する、⑤「走出去（海外投資推進）」の戦略の実施に注力し、国有農場の発展の余地を開拓する、との 5 点を国有農場の発展目標としている。

国有企业

食糧の流通加工等を牽引する担い手として、近年は特に国有企业の影響力が拡大している。国家食糧局「食糧業界第 12 次 5 ヶ年発展計画」では、食糧の買付における国有企业の主導的役割を發揮させ、国有企业の改革・発展を促進するとしている。特に、政府によるコントロールと企業経営の関係を整理・規範化し、国有の大型食糧企業を 50 社程度育成して市場の調整能力を高め、国有食糧企業の産業連携を強めて、150 社以上の食糧産業化龍頭企業をサポートする。

外資の誘致・海外投資の加速

「全国農業・農村経済発展第 12 次 5 ヶ年計画」では、外資誘致（「引進来」）と海外投資（「走出去」）も更に活発化させるとしている。外資利用水準を高め、外国資本の農産物・農業生産資本参入制度を WTO ルールに適合させ、「外国資本投資産業指導目録」に従って、農業領域における外資投資を促し、外資投資誘致の質と水準を高め、農業産業の安全性を維持する。一方で、農業の海外投資のサポートに対する注力の程度を拡大し、企業のためのプラットフォームを構築し、農業の対外提携と交流を拡大し、お互いにウインウィンの関係を実現する。

3.2 野菜・果実・食肉・魚介類—「買い物かごプロジェクト」

課題：特に近年「買い物かご」产品（野菜・果実、食肉・卵・乳製品・魚介を指す）の季節的、構造的、地域的な不足・価格高騰や、度々発生する品質安全関連の事件への対処が重要と捉えられている。

施策：中国では、「買い物かご」产品の生産促進を、1998 年から「買い物かご（菜籠子）プロジェクト」として継続して実施している。第 12 次 5 ヶ年計画においても、均衡がとれ、安全な产品の確保という点から品目別のプロジェクトを導入する。また、「買い物かご」产品においても、卸売市場の形成を図り、価格指標を明らかにし、必要に応じて政府による買い入れ介入などが行える体制を整える。また、農業産地とスーパー等を直接繋げる産直の取り組みも推進する。また、安全性確保のためのトレーサビリティ向上、検査体制強化を図る。

3.2.1 野菜

野菜については、「全国野菜重点地域発展計画（2009-2015 年）」によって国内重点地域（5 地区 496 产地）、輸出重点地域（3 地区 191 产地）を選定して野菜生産を振興しており、さらに近年季節的な供給不足によって生鮮野菜の高騰が度々起こったために、2012 年には「全国野菜産業発展計画（2011-2020 年）」が発表されている。

第 12 次 5 ヶ年計画において、野菜については大中都市の郊外における野菜農園を安定的に増加させ、河南・長江上中流の冬春野菜、黄土高原・雲貴高原の夏秋野菜、黄淮海・環渤海の施設野菜、主要 5 地区の野菜生産基地を着実に建設し、海南・廣西の南部産野菜の北部への輸送基地建設を特に強力に推し進め、野菜供給について量と質の面で季節的に均衡し、地域・品種でバランスがとれるよう保障するとしている。また、育苗集約化、温室等の施設栽培、パッキング施設等のインフラ建設の強化も重点的にとりくむ。

3.2.2 畜産

畜産では、特に養豚と酪農分野が重視されている。家畜品種の改良・普及、大型化・専業化、飼料供給の安定化、動物疾病制御ネットワークの確立、草地の回復と牧草飼育発展の各分野が重視されている。関連して、工業・情報化部と農業部が共同で「肉類工業十二ヶ年発展計画」を発表している。

養豚では、「全国豚屠畜業発展計画綱要（2010-2015 年）」が策定されており、これに沿って東北、中部、西南と沿海部地域の主要産地を重点的に建設し、全国養豚遺伝改良計画の実施を全面的に推進し、地方の特色ある品種資源の保護・利用を拡大し、良質な肉豚の国内供給能力を高める。標準化された大規模飼養の発展に力を入れ、廃棄物の総合利用を強化し、生産技術を高め、豚肉の有効供給を保障し、養豚が持続的に発展できるようにする。

酪農では、2007 年に制定した「乳業優勢区域発展計画（2008～2015）」「全国乳業発展計画（2009～2013）」が制定されており、これに沿って、①東北内蒙古産地・華北産地・西部産地・南方産地・大都市周辺産地等の 5 大酪農地区を建設し、生乳供給基地建設を強化する、②乳牛の遺伝改良計画の実施を加速し、良質の牧草（クローバー等）基地を設立し、搾乳機械化水準を高める、③乳牛群を重大疾病から清浄化し、生乳の品質監視管理を強化する。④学童牛乳飲用計画を積極的に推進し、乳製品消費を促進する、等が計画されている。

動物防疫体制としては、①国家動物疾病制御ネットワークと緊急対応システムを整備し、国家動物疾病予防治療中長期計画を制定し、重点動物疾病予防治療計画を指導させる、②6 段階の動物疾病制御体制を整え、動物疾病の区レベルの建設、動物衛生管理法制度の施行、動物識別及び疾病の追跡体系の建設を加速し、動物用医薬品の品質安全管理体系の建設を増強し、動物防疫技術のサポート体系の構築を強化する、③動物疾病制御経費の投入を拡大し、飼養中に病死した動物の処理に係る補助制度設立を検討し、末端防除作業補助システムを確立する、等が計画されている。

3.2.3 漁業・養殖業

第 12 次 5 ヶ年計画では、漁業・養殖部門についてもより積極的に取り上げられるようになった。

養殖では、大中都市の水産物供給の保障のために、都市周辺及び陸上養殖主産地における水産養殖を重点的に発展させ、施設養殖面積を拡大することとされている。「水産健康養殖モデル事業」を実施して、既存の老朽化した大規模養殖場を改築し、養殖場の水・電気・道路等の基礎インフラ及び関連機械施設、環境保護施設、水生動物防疫設備、品質安全検査施設等の建設をサポートする。また、大規模陸上養殖、深水生簀（大型生簀）養殖、水田での淡水魚養殖、塩性・アルカリ性の農地の養殖への活用等、現代的養殖方法を積極的に普及し、水産養殖発展のさらなる余地を開拓する。

増殖漁業の発展と水産資源保護も重視されている。放流による資源増を狙い、各種水生生物の稚魚を累計 1,500 億尾放流する。また、水産資源の観測評価を強化し、漁業資源を保護しながら合理的に開発利用し、漁獲圧力をコントロールし、近海で漁猟する漁民の業種転換を推進する。また、漁業強化のため、遠洋漁業国際競争力を強化し、漁業用ディーゼル補助政策を継続・完備する。「漁業政策・漁港構築プロジェクト」を実施し、中心的漁港、一級漁港、二級漁港、安全錨地、内陸重点漁港の改築・建設を行い、健全な海区レベル、省レベルの漁業行政基地を構築し、一連の漁業行政執行法施設を購入配備する。

3.2.4 食品安全性の確保

中国では食品安全性の確保が近年最も重要な課題の一つとなっている。食品安全は、農産物の生産段階では農業部が、食品加工を国家品質検査検測総局が、食品流通までは工商管理総局が、外食では衛生部食品薬物監督局が、輸出は税関及び品質検査総局が担当している。食品安全法が 2009 年に制定され、ようやく全体を統括的に指導・監督する機関として国務院食品安全委員会が設置された。食品安全分野では「国家食品安全監督体系第 12 次 5 ヶ年計画」が出ており、またさらに 2012 年に国務院は「食品安全政策の強化に関する決定」を出している。特に生産者、流通業者とも小規模な業者が多く存在してトレーサビリティ確保に十分対応できず、流通経路が複雑であることも問題の解決を難しくしている。

「全国農業・農村経済発展第 12 次 5 ヶ年計画」では、農産物品質安全検査測定能力構築プロジェクトを実施するとしており、以下の 2 点が含まれている。①各段階での品質検査機構検査観測機器設備を整備し、部レベルの水產品品質安全研究センターを建設し、多くの部レベルの専門品質建設センターの建設を補充し、地（市）レベルの総合品質検査センターと県（場）レベルの総合品質検査所を建設する。②全国農産物品質安全検査情報警報プラットフォームを構築する。

また、「国内貿易発展第 12 次 5 ヶ年計画」においても、「食肉・野菜・酒類流通トレーサビリティ構築プロジェクト（大中都市で食肉の屠畜、卸売、小売、消費等の各段階のトレーサビリティ構築等）」、「安心食肉供給体系構築プロジェクト（屠畜企業の管理・監視強化）」等が含まれる。

3.2.5 農産物全般の流通・物流

また、農産物全般の流通については、主に国務院の制定する「国内貿易発展第 12 次 5 ヶ年計画」が管轄する。第 12 次 5 ヶ年計画では、以下の図に示す 11 ヶ所の主要な商業地域とそれぞれを結ぶ流通ルートの構築が急がれている。なかでも、特に環渤海、長三角、珠三角の経済発展が進んだ地域では物流の近代化と貿易の中心地としての機能をさらに増強し、中原、長江中流、成渝、関中-天水の中部地域では特に農産物等の商品の現代的な物流集積・消費産地としての機能を拡充させ、新疆、甘寧青、滇黔桂では西部大開発、ハルビン・長春は東北振興の拠点としてそれぞれ地域の特色ある流通体系を築くとしている。なお、野菜や畜産品等では「北糧南運」と反対に「南菜北運（南から北に野菜や畜産品を運ぶ流通ルート）」や「西果東送（西の果実を東に運ぶ流通ルート）」が重視される。

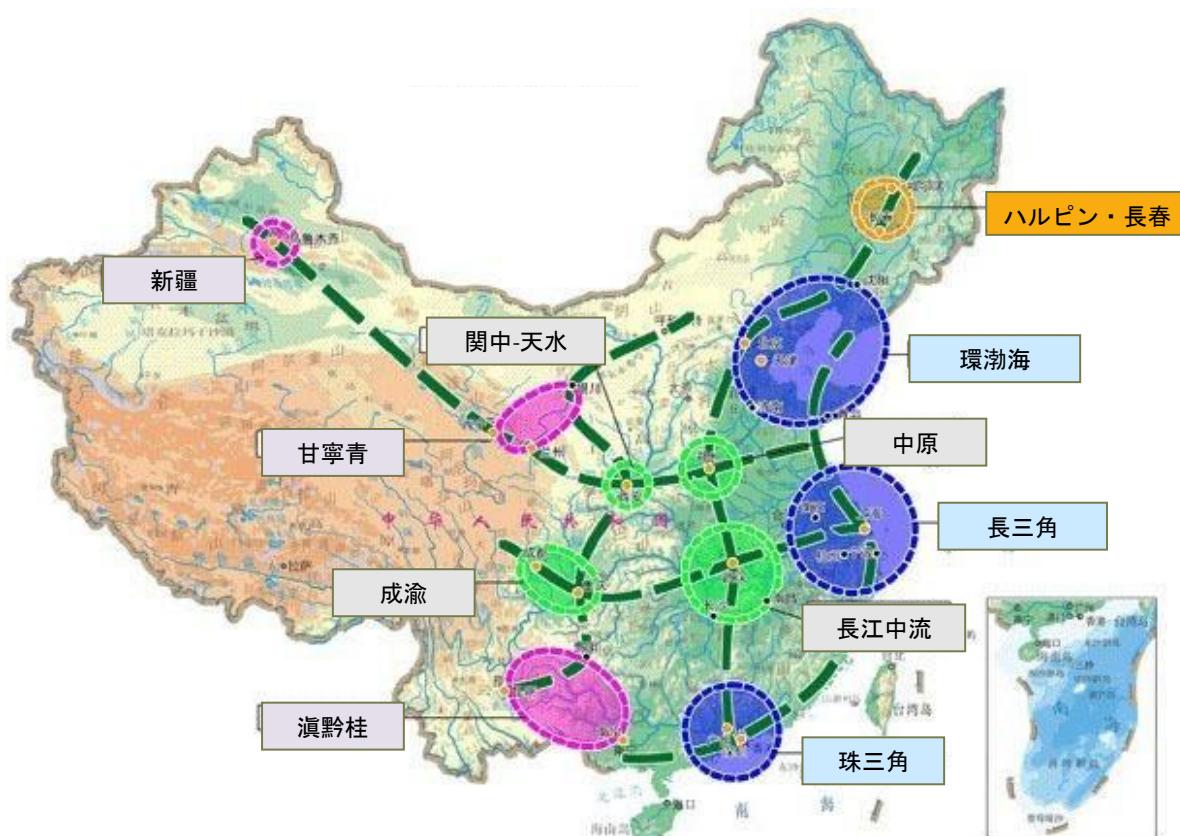


図 8 主要な商業機能区分の分布図

出所）国務院「国内貿易発展第 12 次 5 ヶ年計画」

卸売市場

「買い物かご」産品（園芸作物・畜産物等）については、大型の卸売市場設立を推進している。これによって産品供給の均衡を図ると共に、流通経路を整理して品質管理を徹底し、トレーサビリティ確保にもつなげる考えである。

「買い物かご」産品産地卸売市場プロジェクトとしては、以下の 2 点が重視されている。①優位生産地域における多くの国家級重点大型卸売市場の建設・改築をサポートし、情報サービス、オンライン取引、貯蔵・物流、品質安全検査、環境衛生処理当施設を重点的に発展させる。②「買い物かご」産物の大規模生産基地において、地域レベルの産地卸売市場の建設をサポートし、情報サービス、品質検査、収穫後処理等の条件を改善し、冷蔵保管施設と流通加工施設の一体的建設を奨励し、収穫後急速冷却、商品化加工

処理、最盛期冷蔵保存を実現する。

その他の農産物加工

「全国農業・農村経済発展第 12 次 5 ヶ年計画」では、食糧以外の農産物加工について、農産物生産基盤を基礎として、以下の地域区分での発展を促すとしている。

- 黄河流域、長江流域等の経済作物優位地区では、綿花、油糧種子、砂糖原料、柑橘、リンゴ等の換金作物の加工業の発展に力を入れる。生産後の加工処理技術と施設・設備の強化に力を入れ、高度加工の水準を安定的に向上させる。
- 中原、東北、西北、沿海等の家畜・水産優位地区では、食肉、乳製品、水産品の加工業を積極的に発展させ、伝統的で特色のある畜水産品の工業化生産を推進し、産業チェーンを整備し、品質管理体制とトレーサビリティ体系を整え、地区水産品の食用安全を保障する。

具体的な重点事項としては、以下の 4 点が挙げられている。①農産物加工転化能力を高め、かつ農民就業増収を拡大することを目標とし、農産物加工技術のボトルネックの突破を切り口として、産地加工を着実に発展させ、産業集積を促し、生産額が 100 億元を超える産業集積を多く発展させる。②高度な加工を推進し、リーディング企業を育成し、産業の優位性の向上を促進し、生産額が 100 億元を超える大型企業集団を多く育成する。③科学技術の刷新に注力し、農産物加工技術の研究開発体制を構築し、農産物加工技術の革新と応用能力を高める。④企業と農民の利益の連結システムを構築することに力を注ぎ、農産物加工業が現代農業建設と農民就業増収効果をもたらす効果を十分に発揮させ、同じペースでの発展を実現する。

産地直送（農超対接）

第 12 次 5 ヶ年計画では、農業とスーパーマーケット等の市場の直接販売である「産地直送（農超対接）」を強化するとしている。

合作社については、「農民専業合作社能力構築プロジェクト」を実施し、①産地において合作社が農業生産サービス施設建設を行うことをサポートし、「産地直送（農超対接）」のために都市の学校・ホテル・大企業等への直売網、地域のチェーン店やスーパーの専用売り場建設を増強する、②合作社を構成する生産者らの書類記録体制を確立し、安全生産記録管理を実施し、合作社の財務管理体系を整え、市場情報収集と伝達を強化する、という点が含まれている。他に、モデル合作社建設活動を広範に実施し、合作社指導員を強化し、農民専業合作社が国内外の農産物展示会での販促活動を行うことを支援する。農民専業合作社における協同信用活動を奨励し、合作社間での連合や提携を促進し、生産経営水準と市場開拓能力を高める。合作社が農産物の保存、冷蔵、一次加工等の施設を建設することをサポートする。

龍頭企業や農民専業合作社に対し、各種の課税免除や補助によるインセンティブ供与を継続・強化する。「国内貿易発展第 12 次 5 ヶ年計画」においても、産地直送推進のための「農産品基幹流通網建設プロジェクト（産地直送（農超対接）、生産地・消費地卸売市場等の総合的事業）」、「朝食モデルプロジェクト（大型龍頭飲食業者による主食加工配送センター建設推進）」等のプロジェクトが実施される。

3.3 未利用バイオマス活用・環境保全

課題：限られた資源の有効活用が求められるようになり、作物残渣等の未利用バイオマスが注目されている。劣化農地の他に、草地の深刻な劣化が顕在化してきている。

施策：未利用バイオマスのうち、従来家畜排せつ物を利用したメタンガスの利用が促進されてきたが、これについて引き続き推進するとともに、藁や茎等の資源についての利用も新たに目標として加えられた。また、草地の保全・再生のプロジェクトも重要施策として取り上げられている。

3.3.1 未利用バイオマス

第 12 次 5 ヶ年計画では、作物残渣等の農業廃棄物を主な原料とするバイオマスエネルギーの開発を急ぎ、太陽光や風力等の再生可能エネルギーの利用を開発するとされている。特に新しく農産物茎・藁総合利用率の項目が導入され、未利用バイオマス資源を有効活用していくことが強調されていることが特筆される。2010 年の利用率は 70.6% と推計されており、これを 2015 年までに 80% 以上に引き上げるとしている。国家発展改革委員会、農業部、財政部は「第 12 次 5 ヶ年計画の農産物藁・茎総合利用実施法案」を策定している。

「第 12 次 5 ヶ年計画の農産物藁・茎総合利用実施法案」によれば、藁・茎の利用量は 2010 年で約 5 億トンで、うち 2.18 億トンが飼料として用いられ、1.22 億トンがエネルギー（農村での炊事・暖房用とセルロース系エタノールを含む）として用いられ、1.07 億トンが肥料として用いられ、0.18 億トンがキノコの菌床として用いられ、0.18 億トンが繊維版や製紙等の工業原料に用いられている。

「全国農業・農村経済発展第 12 次 5 ヶ年計画」では、茎・藁資源が燃料として浪費されており、深刻な大気汚染の原因ともなっていること、また国内のエネルギー不足の問題も深刻であることから、「減量化、再利用、資源化」の循環経済理念に照らし合わせて、各地の事情に配慮しながら農業廃棄物の循環利用を展開させ、農村メタンガスプロジェクト、農村衛生プロジェクト、藁・茎エネルギー化利用等のプロジェクトを重点的に実施するとしている。特に、「茎・藁のエネルギー利用プロジェクト」として、効率の高い低排出のバイオマス炉を推進し、薪炭が節約できる炉と架空式オンドルへ更新し、茎・藁のバイオマスガス集中ガス供給所、茎・藁熱分解ガス集中ガス供給所、茎・藁バイオリアクターと茎・藁固化成型燃料のモデルスポットを建設する。

メタンガス

中国では、従来より農村部では家畜排せつ物と藁等を活用するメタンガス利用を振興しており、およそ 4000 万世帯（適合する農家のうち 34%）でメタンガスが活用されている。第 12 次 5 ヶ年計画でも継続して推進する。「農村メタンガスプロジェクト」では、戸別メタンガス、小型メタンガスプロジェクト、大中型メタンガスプロジェクト、メタンガスサービスシステムを構築し、ガス供給への注力を拡大し、メタンガス精製ボンベ生産を発展させ、適合する農家のうち 50% 以上がメタンガスを利用できるようにする。

3.3.2 草地保護・造成

環境保全の中で、特に第 12 次 5 ヶ年計画で強調されているのが、深刻な劣化が顕在化してきている草地の保全である。また酪農や肉牛・羊等の振興にも、草地の保全回復が欠かせないとしている。

「全国農業・農村経済発展第 12 次 5 ヶ年計画」によれば、北方の乾燥・半乾燥草原、チベット高原草原等の地区を重点地域として、天然草地における放牧停止と草地回復プロジェクト、京津風沙源草地保全プロジェクト、三江源草地造成プロジェクトと放牧地区水利プロジェクト実施への注力を強化し、砂漠化草原保全プロジェクト、草原自然保護区建設プロジェクト、南方草地保護・造成プロジェクトの実施を開始する。草原防災・減災インフラ建設によって、草原の防火やネズミ害・虫害対策を行う。人工草飼料基地と柵・囲い設備を建設し、草原を科学的に利用し、草原における放牧生産方式を転換させる。

添付資料 1 中国三農政策関連機関と五ヶ年計画

三農政策関連機関

共産党及び全人代

中国では、憲法序章において国家は中国共産党の指導を仰ぐとしており、実質的に共産党が国家の上に位置づけられている。共産党の最高指揮機関は、中国共産党全国代表大会（党大会）であり、5 年に 1 度開催される。閉会期間中は党大会で選出された中央委員会が代行するが、この中央委員会による全体会議（中全会）も年に 1～数回開催されるのみであり、中央委員会によって選出された中央政治局常務委員会が、事実上の最高意思決定機関となっている。さらに、中央委員会は会議開催の他、中国共産党および国家機関・国営企業等の上層部の人事権全般を有しており、中央委員会組織部（中組部）がこれを管轄している。また中央委員会宣伝部がマルクス思想教育の他にメディア統制による情報管理を管轄している。

実際の政策決定過程では、中央委員会に直属する「中央直属部委弁（部・委員会・弁公室）」と「中央議事性機構（委員会・領導小組）」が重要な役割を担っており、特に後者が、重要な政策分野において共産党が国家機関を指導するための組織であり、また関係部門の意見を調整、集約する機能を果たす。このうち、中央財經領導小組が主要経済政策の決定に最も重要な役割を担っており、農業補助金の開始や農業税の廃止等の重要決定はすべて同小組によって行われた。またその他の農業農村政策全般については、中央農村工作領導小組が管轄している。それぞれの領導小組の下には事務機構を担当する弁工室が設けられている。なお、現在の中央財經領導小組の組長は温家宝首相、中央農村工作領導小組の組長は回良玉、中央財經領導小組弁工室主任は朱之鑫、中央農村工作領導小組弁工室主任は陳錫文であり、陳は中央財經領導小組弁工室副主任を兼任している。

憲法上は、共産党のみの一院制議会である全国人民代表大会（全人代）が国家の最高権力機関および立法機関として位置づけられている。任期は 5 年 1 期として、毎年 3 月に開催され、現在は第 11 期（2008 年 3 月～2013 年 3 月）にあたる。毎年 3 月の全人代開催時には併せて中国政治協商会議（経済界等の代表と中国共産党以外の民主党派らが出席する会議）も開催され、全人代と併せて両会と呼ばれている。ここで、「国民経済・社会発展 5 カ年計画」と毎年の「国民経済・社会発展計画」、その他の重要な長期計画や法律等が審議・採択される。また、全人代より代表が選出されて、全人代常務委員会が設置されており、そのうちの一つが農業・農村委員会となっており、全人代で扱われる以外の一般的な法や政策の採択はここでなされる。ただし、全人代が共産党の決定を覆すことは無く、党大会での決定がそのまま承認される仕組みとなっている。

2002 年の第 16 期党大会において胡錦濤以下 9 名の中央政治局常務委員会が任命され、続く 2007 年の第 17 期では胡錦濤体制が継続されるとともに習近平ら 4 名が新たに選出された。2012 年 11 月 8 日に、第 18 期の党大会開催が予定されているが、胡錦濤国家主席、温家宝首相らが指導部を退き、次期国家主席就任が確実視されている習近平副主席が率いる新指導部が選出される見通しである。ただし、新指導部の正式な発足は、2013 年 3 月に開催される全人代でのことになる。農業・農村政策について、関係者によれば新指導部の下で直ちに大きな変化があることは考えにくく、現在の農業・農村に対する支持水準を今後さらに引き上げていく方向性が堅持されるものとみられている。

行政機関

行政機関としては、国務院が国家行政機関の最上部に位置する。国務院は国務院総理（首相）が主宰し、国務院副総理、国務委員、各部長（大臣に相当）、各委員会主任（長官に相当）等で構成される。現在は回良玉国務院副総理が、農業分野を担当している。合議制で、国務院常務会議（週一回開催、総理・副総理・国務院・秘書長が出席）あるいは国務院全体会議（半年 1 回開催、全構成員が出席）において、重要問題について討議・決定を行う。

国務院には行政を担当する実務機関として国務院弁公庁の他に 27 部局（委員会、行、部、署）が設けられているが、このうち中国の農業・農村関連政策の立案と運営に携わるのは弁公庁を含めて 16 機関に及ぶ。関係は非常に複雑に入り組んでおり、一部では業務内容が重複している場合も見られ、各部の調整が非常に難しくなっている。

これら部局のうち、国家発展改革委員会は、マクロ経済調整と、「国民経済・社会発展 5 ヶ年計画」等の中長期及び、「国民経済・社会発展年間計画」の策定を担い、政策全体の方向性を定める上で最も重要な役割を果たしている。国務部国家発展改革委員会の管轄下に食糧行政を担当する国家食糧局が置かれている。

その他、国務院 27 部局のうち農業に係る部門としては、財政部、農業部、水利部、住宅都市農村建設部、国土資源部、環境保護部、商務部、衛生部、教育部、交通運輸部等の各部がある。（次頁表参照）

また、国務院直属機構や国務院直属事業単位として、国家林業局、国家気象局、国家品質監督検査検疫総局等々が挙げられる。また、国務院において重要案件について関連各部局間の調整・連携を指揮するための議事協調機構が設けられているが、農業に関連するものとしては、国務院食品安全委員会、国家水害・干ばつ防止総指揮部、国家気候変動・省エネ排減活動指導小組、国務院南水北調プロジェクト建設委員会等が設置されている。

その他研究機関等

中国では政策全般にわたってシンクタンク研究者らの考えが色濃く反映されていると言われているが¹⁶、農業政策も例外ではなく、弊社がインタビューを行った大学の研究者によれば「1998 年に首相が農業専門家を一人も呼ばずに決定した、不幸な農業政策の後で、専門家が政策決定過程に深く関わるようになった。」と述べている。

農業分野では、国務院直属の国家発展研究センター農業経済研究部が農業分野における国民経済・社会発展と改革開放の大局・中長期的な政策提言・諮問機関の役割を果たしており、また中国社会科学院農業発展研究所が政策評価や理論研究などを担当している。このほか、各部局の有する研究センターに加えて、中国農業大学の農村政策研究センターも大きな役割を果たしており、同センターには農業大学の教授陣と共に、陳錫文農村工作領導小組主任や国務院、国家発展委員会、財務部、農業部等の政府各部局の主要メンバーが研究員として名前を連ねている。

¹⁶ (楊 2010)

表 17 中国の三農問題に係る主要な部局

| 機関 | 主な責務 |
|---------------------------------|--------------------------------------|
| 弁公庁 | |
| 国務院弁公庁 | 国務院指導者に対し、会議準備、決定事項等の起草、各部門や省等の調整。 |
| 国務院 27 組成部門（委員会、行、部、署）のうち 16 機関 | |
| 国家発展改革委員会 | 国民経済と社会発展五ヶ年計画及び年度計画を起草。その他マクロ経済調整。 |
| 内部機構 | |
| 政策研究室 | 重要な文書の起草・情報開示・重要問題の検討 |
| 農村経済司 | 農業・農村経済発展の問題検討、改革提言、関連各分野の発展計画の調整 |
| 国家エネルギー局 | エネルギー発展戦略や政策、計画等の提言、石油備蓄管理、新エネルギーを含む |
| 委託管理 | |
| 国家食糧局 | 食糧に関する市場調整、貯蔵管理、生産・流通指導等を担う。 |
| 財政部 | 財政収支、財政・税収政策、国有資金を管轄する。 |
| 国家農業総合開発弁公庁 | 農業総合的開発の政策・項目・資金財務管理・資金配分・執行状況管理。 |
| 農業部 | 農村と農村経済の発展を管轄する。 |
| 農村経済研究センター | 農業部の管轄する農村経済分野の研究。 |
| 中国農業科学院 | 幅広く学術的な研究を担い、研究者育成も行う。 |
| 水利部 | 水利事業を管轄する。 |
| 商務部 | 国内外貿易、国際経済協力を管轄する。 |
| 文化部 | 文化・芸術事業を管轄する。 |
| 衛生部 | 医療・衛生面を担当する。 |
| 国家食品薬品監督管理局 | 食品・健康食品・化粧品の安全・薬品管理にかかる業務を担当する。 |
| 教育部 | 教育事業、言語・文字を管轄する。 |
| 科学技術部 | 科学技術を管轄する。 |
| 人的資源・社会保障部 | 労働および社会保障の行政事務を管轄する。 |
| 国土資源部 | 土地資源、鉱物資源、海洋資源等の調査、計画、保護、利用を管轄する。 |
| 環境保護部 | 環境保護に関する行政事務を管轄する。 |
| 住宅都市農村建設部 | 都市・農村計画、都市・農村建設、建築業、住宅不動産業を管轄する。 |
| 工業・情報化部 | 工業及び情報化に係る行政事務を管轄する。 |
| 交通運輸部 | 自動車道路、水上交通、運輸を管轄する。 |
| 国務院 16 直属機構のうち | |
| 国家統計局 | 国民経済計算及び統計関連を管轄する。 |
| 国家林業局 | 林業、森林生態・資源保護、国土緑化を管轄する。 |
| 国家品質監督検査検疫総局 | 品質・計量・輸出入検疫等を担当し、植物検疫・輸入食品安全等を含む。 |
| 国務院 17 直属事業体のうち | |
| 国家発展研究センター | 国民経済・社会発展と改革開放の大局・中長期的な政策提言・諮問機関 |
| 農業経済研究部 | 農業・農村に係る政策提言・諮問機関部分を担う。 |
| 中国社会科学院 | 中国の哲学・社会科学分野で最高の国家レベルの総合学術機構 |
| 農業発展研究所 | 農村経済・農村公共の政策評価や理論方法の基礎的研究等を担う。 |
| 国家気象局 | 気象関連を管轄する。防災・減災や農業気象予報等を含む。 |
| 国務院議事協調機構のうち | |
| 国務院食品安全委員会 | 衛生部、農業部、糧食局等の関係 15 部門が参加。独自の事務組織も持つ。 |
| 国家水害・干ばつ防止総指揮部 | 水利部に置かれ、国務院、中央軍事委員会との調整業務を行う。 |
| 国家気候変動省エネ排減活動指導小組 | 気候変動等に係るプロジェクトについての調整機構。 |
| 国務院南水北調プロジェクト建設委員会 | 南水北調プロジェクトに係る調整機構。 |

出所）著作作成

「国民経済・社会発展 5 ヶ年計画」と三農関連の各部門計画

中国では 1953 年以降、ソ連邦に倣って、中期計画として 5 ヶ年計画を導入、現在は第 12 次 5 ヶ年計画期にあたる。中国の総合的な全体政策に当たるものが「国民経済・社会発展 5 ヶ年計画」であり、2010 年 10 月の第 17 期第 5 回中国共産党中央委員会全体会議（中全会）で採択された「国民経済・社会発展第 12 次 5 ヶ年計画の建議」に沿って、2011 年 3 月の全人代で「国民経済・社会発展第 12 次 5 ヶ年計画（2011～2015）」が採択された。

2011 年後半から 2012 年にかけて、「国民経済・社会発展第 12 次 5 ヶ年計画要綱（2011～2015）」に沿って、各部門、その他関連部局において、それぞれ第 12 次 5 ヶ年計画の策定が進んできた。各省、各地級市、各県等においても、それぞれ国民経済・社会発展第 12 次 5 ヶ年計画ならびに関連分野における 5 ヶ年計画が策定されている。下表に主な三農関連の中央政府各部局の 5 ヶ年計画を挙げた。次頁以下で部門別計画の例を挙げる。農業部による「全国農業・農村経済発展第 12 次 5 ヶ年計画」については、著者による邦訳を本稿末尾に巻末添付資料 2 として添える。

また、毎年 3 月に開催される全人代において、国民経済・社会発展 5 ヶ年計画に基づいた各一年ごとの国民経済・社会発展計画の執行状況と来期の計画の大枠を、国家発展改革委員会が発表する¹⁷。

表 18 三農関連の主要な各部門別の第 12 次 5 ヶ年計画（2011～2015）計画（公表年月順）

| 部門 | 計画 | 公表年月 |
|--|--|-------------|
| 交通運輸部 | 「交通運輸第 12 次 5 ヶ年計画」 | 2011 年 6 月 |
| 国土資源部 | 「国土資源第 12 次 5 ヶ年計画」 | 2011 年 6 月 |
| 科学技術部 | 「国家科学・技術発展第 12 次 5 ヶ年計画」 ¹⁸ | 2011 年 7 月 |
| 国家林業局 | 「林業発展第 12 次 5 ヶ年計画」 | 2011 年 8 月 |
| 農業部 | 「全国農業・農村経済発展第 12 次 5 ヶ年計画」 | 2011 年 9 月 |
| 国家発展改革委員会、国家食糧局 | 「食糧業界第 12 次 5 ヶ年発展計画綱要」 | 2011 年 12 月 |
| 気象部 | 「気象発展計画（2011～2015）」 | 2011 年 12 月 |
| 国務院 | 「国家環境保護第 12 次 5 ヶ年計画」 | 2011 年 12 月 |
| 国家発展改革委員会、工業情報化部 | 「食品工業第 12 次 5 ヶ年計画」 | 2011 年 12 月 |
| 国務院 | 「全国現代農業発展計画（2011～2015）」 | 2012 年 1 月 |
| 国家発展改革委員会 | 「西部大開発第 12 次 5 ヶ年計画」 | 2012 年 2 月 |
| 国家発展改革委員会 | 「東北振興第 12 次 5 ヶ年計画」 | 2012 年 3 月 |
| 国家発展改革委員会 | 「全国農村経済発展第 12 次 5 ヶ年計画」 | 2012 年 6 月 |
| 国家発展改革委員会、水利部、住居都市農村建設部 | 「水利発展第 12 次 5 ヶ年計画」 | 2012 年 6 月 |
| 国務院弁公庁 | 「国家食品安全監督体系第 12 次 5 ヶ年計画」 | 2012 年 6 月 |
| 国務院 | 「社会保障第 12 次 5 ヶ年計画」 | |
| 教育部 | 「国家教育事業発展第 12 次 5 ヶ年計画」 | 2012 年 7 月 |
| 衛生部、工業情報化部、農業部、商務部、工商総局、質検総局、国家食品薬品監督管理局、國務食品安全班 | 「食品安全國家標準第 12 次 5 ヶ年計画」 | 2012 年 7 月 |
| 環境保護部 | 「土壤環境第 12 次 5 ヶ年計画」 | 2012 年 8 月 |
| 国務院 | 「国内貿易発展第 12 次 5 ヶ年計画」 | 2012 年 9 月 |

出所）著者作成

¹⁷ 「2011 年の国民経済・社会発展計画の執行状況と 2012 年の国民経済・社会発展計画草案」は中国共産党中央編訳局のウェブサイトにおいて全文の邦訳が閲覧可能。<http://www.cctb.net/bygz/wxfy/201203/W020120323449181744134.pdf>

¹⁸ 科学技術振興機構（JST）Science Portal China において全文の日本語訳が閲覧可能。

http://www.spc.jst.go.jp/policy/national_policy/plan125_science/index_125.html

「国民経済・社会発展第 12 次 5 ヶ年計画」¹⁹

第 12 次と第 11 次計画において、経済・社会発展 5 ヶ年計画の各関連項目のタイトルを下表に挙げたが、全体の大枠や書かれている内容については、前回の第 11 次 5 ヶ年計画と比べてあまり大きな変化はみられない。ただし、12 次 5 ヶ年計画では、2008 年に策定された第 17 期第 3 回中全会「農村改革発展を推進するための若干の重大問題に関する決定」、国務院「国家食糧安全中長期計画綱要（2008～2020）」沿って。より食糧生産を重視するようになっている点が特徴として挙げられる。

表 19 第 11 次及び第 12 次 5 ヶ年計画の農業関連項目の目次

| 第 12 次 5 ヶ年計画 (2011～2015) | 第 11 次 5 ヶ年計画 (2006～2010) |
|---|--|
| 第 2 編 農業強化と農民優遇 社会主義新農村建設の加速 | 第 2 編 社会主義新農村の建設 |
| 第五章 現代農業発展の加速 第 1 節 食糧安全保障能力の増強 第 2 節 農業構造の戦略的調整を推進 第 3 節 農業科学技術革新の加速 第 4 節 農業社会化サービス体系の完備 | 第四章 現代農業発展 第 1 節 農業総合生産能力の向上 第 2 節 農業構造調整の推進 第 3 節 農業サービス体系の整備強化 第 4 節 農村流通体系の充実 |
| 第六章 農民增收の道筋の開拓 第 1 節 家庭経営の収入増加を固める 第 2 節 給与所得の増加 第 3 節 移転収入の大幅な増加 | 第五章 農民収入の向上 第 1 節 潜在的農業収入増加の余地の発掘 第 2 節 非農業収入の増加 第 3 節 収入増加・負担軽減政策の充実 |
| 第七章 農村の生産・生活条件の改善 第 1 節 郷・鎮・村の計画管理基準の向上 第 2 節 農村インフラ建設の強化 第 3 節 農村公共サービスの強化 第 4 節 農村環境の総合的整備の推進 | 第六章 農村環境の改善 第 1 節 農村インフラ建設の強化 第 2 節 農村環境保護の強化 第 3 節 農村衛生事業の推進 第 4 節 農村社会保障の推進 |
| 第八章 農村の発展体制構造の完備 第 1 節 農村基本経営制度の堅持と充実化 第 2 節 都市部・農村部の発展一体化制度の構築 第 3 節 県域経済発展の活力の増強 | 第七章 新型農民の育成 第 1 節 農村義務教育の加速化 第 2 節 労働力技能の養成訓練の強化 第 3 節 農村文化事業の推進 |
| | 第八章 農業と農村への投入を増加させる |
| | 第九章 農村改革を深化させる |

出所) 各国民経済・社会発展 5 ヶ年計画より

¹⁹ 科学技術振興機構（JST） Science Portal China において全文の邦訳が閲覧可能。
http://www.spc.jst.go.jp/policy/national_policy/plan125/index_125.html

農業部「全国農業・農村経済発展第 12 次 5 ヶ年計画」

農業部による「全国農業・農村経済発展第 12 次 5 ヶ年計画」について著者による邦訳を添付したので、巻末を参照されたい。

第三章において政策的重点分野が示されているが、やはり①食糧総合的生産能力の向上という点が強調されるとともに、次いで②科学技術、③農業農村構造の整備、④農民所得増、⑤公共サービスの発展、⑥農業農村発展体制機構の整備、⑦農村環境保全の各分野が挙げられている。

またこれらの実施手段として、第四章において、7 区 23 帯に代表される農業構造調整、産業立地最適化が示され、次に第五章において様々なインフラや設備等基盤整備、第六章において投入や補助金、金融等の資金や法制度面における整備について述べられている。（下表参照）

表 20 農業部「全国農業・農村経済発展第 12 次 5 ヶ年計画」目次

第一章 形成把握、発展新要求への順応

- (一) 発展達成と経験
- (二) 発展の機会と課題

第二章 方式転換、発展新構想の確立

- (一) 指導思想
- (二) 基本原則
- (三) 発展目標

第三章 使命を明確にし、新しい飛躍への発展を推進する

- (一) 食糧の総合的生産能力をしっかりと高める
- (二) 農業科学技術および投入物・設備水準を大幅に向上させる
- (三) 最適な農業と農村経済構造を整える
- (四) 農民の持続的で急速な所得増の推進に注力する
- (五) 農業農村公共サービスの発展に努める
- (六) 農業農村発展体制機構を整備・新設する
- (七) 農村の生態環境保護を強化する

第四章 配置を最適化し、新しい発展枠組みを構築する

- (一) 農業戦略的枠組みの構築
- (二) 農業産業立地の最適化

第五章 建設を強化し、発展の新しい水準を向上させる

- (一) 高水準農地建設を大規模に進展させる
- (二) 「買い物かご」産物供給能力建設を適切に強化する
- (三) 現代農業公共サービス能力養成の推進に注力する
- (四) 草原等の農業生態系の造成をより急速に推進する
- (五) 農産物加工能力増設強化に注力する
- (六) 農村廃棄物の資源化利用を積極的に推進する

第六章 対策を強化し、発展の新局面を創出する

- (一) 多元的な投入を強化する
- (二) 農業助成・補助の度合いを高める
- (三) 農業補助金・奨励金機構を整える
- (四) 農村金融サービスを強化する
- (五) 農産物市場調整を改善する
- (六) 農業の対外開放水準を高める
- (七) 改革刷新を深める
- (八) 法制度の保障を強化する

出所) 農業部「全国農業・農村経済発展第 12 次 5 ヶ年計画」

国家発展改革委員会「全国農村経済発展第 12 次 5 ヶ年計画」

国家発展改革委員会の制定する「全国農村経済発展第 12 次 5 ヶ年計画」は、より「農村」分野を中心とする計画となっており、生産部門に加え、農村インフラや環境保全等の分野までカバーしている。各省・自治区・直轄市、各市、新疆生産建設兵团発展改革委員会²⁰、教育部、科学技術部、財政部、人的資源・社会保障部、国土資源部、環境保護部、住居都市農村建設部、交通運輸部、水利部、農業部、商務部、文化部、衛生部、国家統計局、国家林業局、中国気象局、国家エネルギー局の各部局に対する計画となっている。

表 21 国家発展改革委員会「全国農村経済発展 12 次 5 ヶ年計画」目次

- 一. 計画の基礎・背景
 - (一) 発展基礎
 - (二) 直面している形勢
- 二. 指導思想・基本原則・発展目標
 - (一) 指導思想
 - (二) 基本原則
 - (三) 発展目標
- 三. 現代農業発展を加速する
 - (一) 食糧生産発展の安定
 - (二) 農業構造の戦略的調整の推進
 - (三) 農業科学技術創新と技術普及
 - (四) 農業設備条件の完備
 - (五) 農業生産経営組織化程度の向上
- 四. 農民収入の持続的かつ早いスピードでの増加
 - (一) 農業内部の增收の潜在能力を発掘する
 - (二) 農村の 2 次・3 次産業を積極的に発展させる
 - (三) 大規模な県域経済を発展させる
 - (四) 農民の農外就業を促進する
 - (五) 農民の移転性収入増加のために努力する
- 五. 社会主義新農村の建設
 - (一) 農村インフラ設備建設を強化する
 - (二) 農村社会事業の発展を加速させる
 - (三) 農村社会保障水準を高める
- 六. 生態建設と環境保護の強化
 - (一) 生態保護を強化する
 - (二) 生態建設を早める
 - (三) 農村環境の総合的保全・保護を推進する
- 七. 対策の保障
 - (一) 農業支持保護制度を完備する
 - (二) 農村改革を深化させる
 - (三) 都市と農村の発展を一体化させる制度の創新を推進する
- 八. 実施機構
 - (一) 組織の指導を強化する
 - (二) 計画の連携と協調を強化する
 - (三) 審査・評価制度を強化する

出所）国家発展改革委員会「全国農村経済発展 12 次 5 ヶ年計画」

²⁰ 人民解放軍による開拓活動を基盤にする国営農場地域で、国務省の直接の傘下にあり、兵团管轄範囲内では地域行政・司法を独立して行っており、省級の権限を持つ。

表 22 「全国農村経済発展 12 次 5 ヶ年計画」における主要な発展目標

| 類別 | 指標 | 2010 年 | 2015 年 | 年平均成長率 (%) | 属性 |
|-----------|-------------------------------|--------|---------|------------|-----|
| 農業総合生産能力 | 耕地保有量（億ムー） | 18.18 | 18.18 | [0] | 約束性 |
| | 新增農地有効灌漑面積（万ムー） | | | [4,000] | 予期性 |
| | 食糧総合生産能力（億トン） | >5.0 | >5.4 | | 約束性 |
| | 綿花総生産量（万トン） | 596 | >700 | >3.27 | 予期性 |
| | 油糧種子総生産量（万トン） | 3,230 | 3,500 | 1.62 | 予期性 |
| | 砂糖原料総生産量（万トン） | 12,008 | >14,000 | >3.12 | 予期性 |
| | 肉類総生産量（万トン） | 7,925 | 8,500 | 1.41 | 予期性 |
| | 家禽・卵総生産量（万トン） | 2,765 | 2,900 | 0.96 | 予期性 |
| | 牛乳・乳製品総生産量（万トン） | 3,780 | 5,000 | 5.75 | 予期性 |
| | 水産物総生産量（万トン） | 5,373 | >6,000 | >2.23 | 予期性 |
| 農業発展方式の転換 | 農産物質量安全例行モニタリング 総合格率（%） | 94.8 | >96 | >[1.2] | 予期性 |
| | 農業科学技術進歩貢献率（%） | 52 | >55 | >[3] | 予期性 |
| | 農作物耕作・播種・収穫総合機械化水準（%） | 52 | 60 | [8] | 予期性 |
| 農村産業構造 | 農業灌漑用水有効利用係数 | 0.5 | 0.53 | [0.03] | 予期性 |
| | 畜牧産業が農業総生産額に占める割合（%） | 30 | 36 | [6] | 予期性 |
| | 農産物加工業生産額と農業総生産額の比 | 1.7 | 2.2 | [0.5] | 予期性 |
| 農民収入 | 移出農業労働力（万人） | | | [4,000] | 予期性 |
| | 農村居住民平均所得（元） | 5,919 | >8,310 | >7 | 予期性 |
| 農村インフラ施設 | 賃金収入の農民一人当たり純収入における比重 | 41 | >45 | >[4] | 予期性 |
| | 農村飲料水安全問題解決人口（億人） | | | [2.98] | 約束性 |
| | 新設あるいは改修された農村道路（万km） | | | [100] | 予期性 |
| | 農村メタンガス利用普及率 | 33 | >50 | >[17] | 予期性 |
| 生態環境 | 農村貧困家庭の危険住宅改造（万戸） | | | [800] | 予期性 |
| | 森林覆蓋率（%） | 20.36 | 21.66 | [1.3] | 約束性 |
| | 森林蓄積量（億m ³ ） | 137 | 143 | [6] | 約束性 |
| | 森林保有量（億ムー） | 45.57 | 46.35 | [0.78] | 予期性 |
| | 水土流出総合整備面積（万km ² ） | | | [25] | 予期性 |
| | 「三化」草地保護面積の増加量（万 ha） | | | [6,800] | 予期性 |
| | 沙漠化保護土地面積の増加量（万 ha） | | | >[1,000] | 予期性 |
| | 自然湿地保護率（%） | 50.3 | 55 | [4.7] | 予期性 |

注：[]内は 5 年間の累計値。農村一人当たり純収入は 2010 年価格を用い計算し、成長率は実質価格を用いて計算した。

出所）国家発展改革委員会「全国農村経済発展 12 次 5 ヶ年計画」

注）約束性は責任を負って確保すべき目標、予期性は国家の努力目標で市場の自主的行動によって達成する。

国家食糧局「食糧業界第 12 次 5 ヶ年発展計画綱要」

国家食糧局の制定した「食糧業界第 12 次 5 ヶ年発展計画」では、①食糧局の管轄する食糧流通調整の継続と充実、②食糧備蓄体制・施設の増強、③食糧物流発展の推進、④食糧・油脂加工業体系の発展、⑤食糧市場体制の建設、⑥国有食糧企業改革と発展、⑦食糧に関する科学技術増強、⑧品質等の監督機構、⑨これらを支える制度的サポートの内容が含まれている。

表 23 国家食糧局「食糧業界第 12 次 5 ヶ年発展計画綱要」目次

第一章 指導思想、基本原則、主要目標

- (一) 直面している情勢
- (二) 指導思想、基本原則
- (三) 重要目標

第二章 食糧マクロ調整システムを構築する

- (一) 食糧購買体制を整える
- (二) 備蓄調節システムを構築する
- (三) 監視・警報システムを強化する
- (四) 食糧応急能力を高める

第三章 食糧備蓄施設を整える

- (一) 備蓄施設建設を強化する
- (二) 保管施設の修繕・改築を推進する
- (三) 乾燥設備を整える
- (四) 農家の科学的食糧備蓄プロジェクトを実施する

第四章 食糧の現代的物流の発展を推進する

- (一) 「北糧南運」の主要流通ルートを開通させる
- (二) 黄淮海等の主要な流通ルートを整備する
- (三) 食糧の现代物流サービス体系を構築する

第五章 現代的な食糧・油糧の加工体系を発展させる

- (一) 産業構造を調整する
- (二) 産業立地を最適化する
- (三) 設備のレベルアップを加速させる

第六章 食糧市場システムを構築する

- (一) 产地市場の規律を整える
- (二) 小売市場を整備する
- (三) 卸売市場を構築する
- (四) 食糧の先物市場を着実に発展させる

第七章 食糧の品質基準と品質検査監視体制を整える

- (一) 食糧・油糧の基準システムを構築する
- (二) 検査能力を高める
- (三) 品質安全監督・監視を強化する

第八章 国有食糧企業の改革と発展を加速する

- (一) 現代的企業制度の構築を推進する
- (二) 企業の配置と構造を最適化する

第九章 食糧に係る科学技術のイノベーション能力を増強する

- (一) 研究開発能力を高める
- (二) 伝統産業を改造する
- (三) 応用基礎研究を強化する
- (四) イノベーション体系を構築する

第十章 監督・検査を強化する

- (一) 体系構築を推進する
- (二) 保管施設検査を強化する
- (三) 市場の監督・管理を強化する

第三章 措置を保障する

- (一) 政策のサポートを整える
- (二) 投入への注力を増加させる
- (三) 改革刷新を深化させる
- (四) 業界参入を厳格化する
- (五) 科学技術によるサポートを強化する
- (六) 食糧の損耗抑制、消費節約を促す
- (七) 食糧安全責任を強化する
- (八) 計画実施組織指導を強化する

出所) 国家食糧局「食糧業界第 12 次 5 ヶ年発展計画綱要」

國務院「現代農業発展計画（2011-2015）」

國務院が制定した「現代農業発展計画（2011-2015）」は、主に先進的な農業生産部門を対象として策定されるもので、「国民経済・社会発展第 12 次 5 ヶ年計画」に沿って、その主要な計画目標や主要プロジェクト等をより詳細に示している。各省、自治区、直轄市人民政府、國務院の各部門・委員会、各直属機構に対して示される形となっている。

基本的な原則として、①国家食糧安全保障を確保する、②農村の基本的経営制度（農家請負制度）を堅持する、③科学技術と教育、人材育成によって農業を強化する、④政府の補助を増加させ、農民や社会の主体的な活動を促す、⑤地域に応じて指導し、まず重点を突破し、段階的に推進する、という 5 点が謳われている。主要な発展目標について、「国民経済・社会発展第 12 次 5 ヶ年計画」に示された耕地保有量（18.18 億ムーの確保）、農業灌漑用水有効利用係数（0.03 ポイント増加）、森林覆蓋率（1.3% 増）等に加えて、さらに各種農産物生産量、農業設備、産業構造、農民収入増、生態環境等の各項目において数値目標を示している。

表 24 「現代農業発展計画（2011-2015）」における主要な発展目標

| 類別 | 指標 | 2010 年 | 2015 年 | 年平均成長率 (%) |
|-----------|----------------------------|--------|---------|------------|
| 農産品供給 | 食糧総合生産能力（億トン） | >5.0 | >5.4 | |
| | 綿花総生産量（万トン） | 596 | >700 | >3.27 |
| | 油糧種子総生産量（万トン） | 3,230 | 3,500 | 1.62 |
| | 砂糖原料総生産量（万トン） | 12,008 | >14,000 | >3.12 |
| | 肉類総生産量（万トン） | 7,925 | 8,500 | 1.41 |
| | 家禽・卵総生産量（万トン） | 2,765 | 2,900 | 0.96 |
| | 牛乳・乳製品総生産量（万トン） | 3,780 | 5,000 | 5.75 |
| | 水産物総生産量（万トン） | 5,373 | >6,000 | >2.23 |
| | 農産物品質安全モニタリング 総合格率（%） | 94.8 | >96 | >[1.2] |
| 農村産業構造 | 畜牧産業が農業総生産額に占める割合（%） | 30 | 36 | [6] |
| | 漁業産業が農業総生産額に占める割合（%） | 9.3 | 10 | [0.7] |
| | 農産物加工業生産額と農業総生産額の比 | 1.7 | 2.2 | [0.5] |
| 農業物的装備 | 新增農地有効灌漑面積（万ムー） | | | [4,000] |
| | 農業灌漑用水有効利用係数 | 0.5 | 0.53 | [0.03] |
| | 農業機械総動力 | 9.2 | 10 | 1.68 |
| | 農作物耕作・播種・収穫総合機械化水準（%） | 52 | 60 | [8] |
| 農業科学技術 | 農業科学技術進歩貢献率（%） | 52 | >55 | >[3] |
| | 農村実用人材総人数（万人） | 820 | 1,300 | 6.8 |
| 農業生産経営組織 | 農業産業家組織帶動農家戸数（億戸） | 1.07 | 1.3 | 3.97 |
| | 乳牛大規模経営（年飼育 100 頭以上）の比率（%） | 28 | >38 | >[10] |
| | 養豚大規模経営（年出荷 500 頭以上）の比率（%） | 35 | 50 | [15] |
| 農民収入 | 農村居住民平均所得（元） | 5,919 | >8,310 | >7 |
| | 賃金収入の農民一人当たり純収入における比重 | 41 | >45 | >[4] |
| 農業生態環境 | 農村メタンガス利用普及率（%） | 33 | >50 | >[17] |
| | 農作物茎・藁総合利用率（%） | 70.2 | >80 | >[9.8] |
| 農業算出高農民収入 | 農林牧漁業付加価値年平均増加率（%） | | | 5 |
| | 移出農業労働力（万人） | | | [4,000] |
| | 農村居住民一人当たり平均純収入（元） | 5,919 | >8,310 | >7 |

出所）國務院「現代農業発展計画（2011-2015）」

国家発展改革委員会「西部大開発第 12 次 5 ヶ年計画」「東北振興第 12 次 5 ヶ年計画」

中国では、東部沿海地域の経済発展から取り残された地域、特に西部と東北部の経済振興を強力に推し進めている。国家発展改革委員会によって「西部大開発第 12 次 5 ヶ年計画」と「東北振興第 12 次 5 ヶ年計画」がそれぞれ策定されている。農業に関する内容を簡単にとりまとめる。

西部大開発

このうち「西部大開発」は、江澤民政権下の 2000 年に新しくスタートした西部地域の開発プロジェクトで、甘粛省、貴州省、寧夏回族自治区、青海省、陝西省、四川省、チベット自治区、新疆ウイグル自治区、雲南省、重慶市、モンゴル自治区、広西チワン族自治区の 12 省区市を含む。基盤設備建設（「西電東送」「南水北調」「西気東輸」「青蔵鉄道」が 4 大プロジェクト）、生態環境保全、エネルギー産業、科学技術振興、辺境貿易等が重視されているが、農村経済振興もプロジェクトの一環に含められている。「西部大開発第 12 次 5 ヶ年計画」の第七章「美しい新農村」に、農業・農村についての開発目標が示されている。

なお、西部地域には、四川や陝西等の優良農業地域を含むほか、内モンゴルや新疆等のかつての放牧地域における草地回復が重要課題である。また新疆では、気候条件等から綿花とトマト等の農業が発展しているが、国営農場である新疆生産建設兵团が重要な役割を果たしていることも特徴の一つである。

表 25 第 12 次 5 ヶ年計画の第 7 章「美しい新農村」の主要な内容

①特色ある農業の発展：四川、内蒙古、雲南、陝西、広西省等の 164 ヶ所の食糧生産大県において、食糧生産能力を高める。特色ある品目のブランド化を推進する。西南丘陵山地や、青蔵高原東南部等での山地高地農業の栽培構造改革プロジェクトを推進する。甘粛や四川において、国家レベルの種苗業基地を整備する。陝西閔中等の気候・資源条件が適した地域、及び新疆生産建設兵团における農業モデル地域プロジェクトを推進する。灌漑設備の節水改良を進め、また「5 つの小水利」プロジェクトによって、西南 5 省より、小規模なため池や堰、ポンプ、水路等を整える。

②牧畜業経済の振興：牧畜区の水利設備を整え、家畜と牧草品種の改良を進め、内モンゴル、新疆等での草原での牧畜業モデル地区造成、各地域での畜産加工、2015 年までの遊牧民定住の完了。

③林業発展水準を高める：木質油脂（油茶、クルミ、栗、棗、柿、オリーブ等）の生産促進、内蒙東部等での林業促進、林産物加工の推進等。

④農民增收の方式を広げる：農業生産だけでなく、農村観光、サービス業、加工業の導入、非農業への転出等を促す。

⑤農民の幸福な家庭を構築する：飲料水安全、農村道路、電気供給、メタンガス利用、住居改造、衛生（汚水・ごみ処理・緑化等）の六点が農家に行き渡るようにプロジェクトを推進する。

東北振興

「東北振興」は「東北地区等老工業基地振興」の略である。東北はかつて石炭、石油、鉄鉱石等の重工業が栄えていたが、改革開放以後、製造業によって大きく発展した東部沿岸地域に比べて、やはり大きく経済発展が立ち遅れてしまった。このため、胡錦濤政権下の 2002 年に西部大開発に並ぶ一大開発プロジェクトとして東北振興が提案され、2003 年から実施に移された。対象地域は、黒竜江省、吉林省、遼寧省と内蒙古自治区の東部を含む。

東北では石油や化学工業、石炭、そして軽工業の振興、そして幹線道路と鉄道の建設が主要な開発項目であるが、加えて東北は、食糧生産拠点としての重要性を年々強めており、農業・農村分野も東北振興の中では非常に重要性が高いことが特徴である。

「東北振興第 12 次 5 ヶ年計画」では、第二章「豊かで美しい新農村建設」において農業・農村開発についての開発計画が示されているほか、第三章「現代的産業体系の構築」の中に農産品加工が含まれており、第七章「基盤整備」の中に交通輸送体系の整備や水利施設整備について、第八章「生態保全・環境保護」の中に水土保持プロジェクトが含まれられており、第九章「民生の保障と改善」の中に農村住民の収入拡大等が扱われている。

農業生産については、特に以下の点が各省で重視されるべきポイントとなっている。

- **遼寧省**：「225 万トン食糧生産能力増加計画」を実施し、水稻面積を 67 万ヘクタールまで引き上げ、落花生生産を 67 万ヘクタール、種子産業地区を 67 万ヘクタール、高品質果実生産面積を 67 万ヘクタール、西北の劣化した農地の再整備を進め、海上牧場を建設する。
- **吉林省**：「吉林省 500 万トン商品食糧生産能力増加計画」を実施し、食糧農地の整備、農業技術サービス体系の整備、点滴灌漑面積 67 万ヘクタールの灌漑整備を行い、農民專業合作社によるモデル企業を設立する。
- **黒竜江省**：「5000 万トン食糧生産能力整備計画」を実施し、ジャポニカ米 67 万ヘクタールの産地育成、養豚 5000 万頭、牛乳 1000 万トン計画を実施し、農墾の地方政府（県）との協力を深めるプロジェクトを実施する。

加工分野では農産物加工や食品加工集積基地を各省で発展を促すほか、先進的な工業分野として、生物育種、有機肥料、緑色農産物用の資材、藁・茎等を活用したセルロース系エタノール等の生物化工分野も重点分野として取り上げられている。

添付資料 2 全国農業と農村経済発展第 12 次 5 ヶ年計画（2011～2015 年）

日本語仮約

『全国農業と農村経済発展第十二次五ヶ年計画』（2011～2015 年）

目次

第一章 形成把握、発展新要求への順応

- 一、発展達成と経験
- 二、発展の機会と課題

第二章 方式転換、発展新構想の確立

- 一、指導思想
- 二、基本原則
- 三、発展目標

第三章 使命を明確にし、新しい飛躍への発展を推進する

- 一、食糧の総合的生産能力をしっかりと高める
- 二、農業科学技術および投入物・設備水準を大幅に向上させる
- 三、最適な農業と農村経済構造を整える
- 四、農民の持続的で急速な所得増の推進に注力する
- 五、農業農村公共サービスの発展に努める
- 六、農業農村発展体制機構を整備・新設する
- 七、農村の生態環境保護を強化する

第四章 配置を最適化し、新しい発展枠組みを構築する

- 一、農業戦略的枠組みの構築
- 二、農業産業立地の最適化

第五章 建設を強化し、発展の新しい水準を向上させる

- 一、高水準農地建設を大規模に進展させる
- 二、「買い物かご」産物供給能力建設を適切に強化する
- 三、現代農業公共サービス能力養成の推進に注力する
- 四、草原等の農業生態系の造成をより急速に推進する
- 五、農産物加工能力増設強化に注力する
- 六、農村廃棄物の資源化利用を積極的に推進する

第六章 対策を強化し、発展の新局面を創始する

- 一、多元的な投入を強化する
- 二、農業助成・補助の度合いを高める

- 三、農業補助金・奨励金機構を整える
- 四、農村金融サービスを強化する
- 五、農産物市場調整を改善する
- 六、農業の対外開放水準を高める
- 七、改革刷新を深める
- 八、法制度の保障を強化する

第一章 形成把握、発展新要求への順応

一、発展達成と経験

「第十一次五ヶ年計画」以来、中央は「三農問題」を共産党全党の重要な課題の中で、最も重要な課題として取り上げ続けてきた。農業強化・農業優遇政策の整備を継続し、「三農問題」政策をより強化し、各レベル、各部門と多くの農民が協力して努力する下で、農業と農村経済は甚大な自然災害や国際金融危機等の影響を乗り越え、安定した発展を継続することを実現し、「第十一次五ヶ年計画」で示された主要な目標と任務を達成した。食糧は毎年増産し、総生産量は 4 年連続 5 億トン以上を達成し、食糧の総合的な生産能力は着実に成長して「兆斤（5 億トン）」という新しい段階に入った。「買い物かご」產品の供給は十分になり、市場の多様な需要に応えられるようになった。農民の収入は急速に増加し、相次いで 4 千元、5 千元の大台を突破した。年平均実質成長率は 8.9% となり、「第七次五ヶ年計画」以来で最も高い成長率となった。農業投入物や技術設備条件も明らかに改善を示し、農業科学技術貢献率と農作物耕作・収穫総合機械化水準は平均 52% に達し、それぞれ 4% と 16% の成長をみせ、科学技術が既に我が国農業発展の主要な推進力となっていることを表している。農業生産方法は長年にわたって人力・畜力に頼ってきたが、機械作業を主とする新たな段階に入った。農業農村改革開放は新たな成功を遂げ、農村土地請負関係は安定が保たれており、土地流動は安定して秩序あるもので、家族経営農（牧）場、穀物大規模生産者が大量に出現し、農民専業合作社は 37 万を超える、農業産業経営組織は 25 万、新型農業生産経営主体は徐々に大きく発展している。農産物輸出入貿易額は 1 千億ドルを突破し、我が国は既に世界で第 3 番目の農産物貿易国となった。農村における第二次、第三次産業も急速に発展し、農產品加工業の生産高と農業総生産高の比は 1.7 対 1 となり、郷鎮企業の生産高は 11 兆元を超える、年平均 12.9% の伸びを見せた。農村観光の年間観光客はのべ 4 億人となり、営業収入は 1,200 億元を超えた。農林牧漁業サービス業の生産高は 2,300 億元を超える、2005 年に比べて 110% 以上の伸びを示した。社会主義新農村建設創設は新局面を迎える、農村インフラと教育、衛生、文化、社会保障等の社会事業は急速な発展をみせ、農村風景は明らかに変貌し、数多くの模範例が生まれている。農業と農村経済発展は多大な成功をおさめ、我が国が各種の困難やリスクに対応するのに成功し、経済社会の安定した急速な発展を持続させて堅実な基礎を築くことに貢献した。

「第十一次五年計画」は、きわめて特別な 5 年間を扱った。現代農業が急速に発展し、新農村建設の堅実な推進をするという 5 年間である。実践が明らかにしたが、農業との農村経済の良好で急速な発展を継続せねばならず、具体的な科学発展観を詳細に徹底することが必要で、全面的に「最も重点的」な戦略思想を遂行し、農業強化・農業優遇政策を整備し、健全な農業支持保護体系を確立しなければならなかった。また、国内食糧保障の基本的自給方針を堅持しなければならず、農業基地インフラと施設建設を適切に強化し、農業総合生産能力とリスク対応能力を高め続けなければならなかった。さらに、農業科学技術の発展と普及サービスを続け、農業科学技術のサポート能力を的確に發揮し、農業と農村経済発展の方式の変化を推進しなければならなかった。農村の基本的な運営制度を整備・維持し、農業生産経営体制・機構を刷新し、農業と農村経済発展活力の持続的な強化を図らなければならなかった。都市発展方策と統一をとりながら、社会主義新農村建設を深く推進し、都市経済社会と一体化した発展の新しい枠組み形成を急ぐ必要があった。

コラム 1 「第十一次五ヶ年計画」農業と農村経済発展の主要な達成一覧

| 類別 | 指標 | 2005 年 | 2010 年 | 年平均成長率 (%) |
|---------------------------|------------------------------------|---------|--------|------------|
| 農産品 供給 | 食糧播種面積（億ムー） | 15.64 | 16.48 | 1.05 |
| | 食糧総生産量（億トン） | 4.84 | 5.46 | 2.44 |
| | 綿花総生産量（万トン） | 571 | 596 | 0.86 |
| | 油糧種子総生産量（万トン） | 3077 | 3230 | 0.98 |
| | 砂糖原料総生産量（万トン） | 9452 | 12008 | 4.9 |
| | 肉類総生産量（万トン） | 6939 | 7925 | 2.69 |
| | 家禽・卵総生産量（万トン） | 2438 | 2765 | 2.55 |
| | 牛乳・乳製品総生産量（万トン） | 2865 | 3780 | 5.7 |
| | 水產品総生産量（万トン） | 4420 | 5373 | 3.98 |
| | 農産物品質安全モニタリング [△] 総合格率（%） | 94.3 | 94.8 | [0.5] |
| 農業 産業構成 | 畜牧業が農業総生産額に占める割合（%） | 33.7 | 30 | [-3.7] |
| | 農產品加工産業生産額が農業生産額に占める割合（%） | 1.1 | 1.7 | [0.6] |
| | 郷鎮企業付加価値額（兆元） | 5.05 | 11.2 | 12.9 |
| | 国営農場生産総額（億元） | 1358.65 | 3381 | 20 |
| 農業 投入物・ 技術・ 施設条件 | 有効灌漑面積（億ムー） | 8.25 | 8.98 | 1.71 |
| | 農業灌漑用水有効利用係数 | 0.45 | 0.5 | [0.05] |
| | 農業科学技術進歩貢献率（%） | 48 | 52 | [4] |
| | 農作物耕作播種収穫総合機械化水準（%） | 36 | 52 | [16] |
| | 農業機械総動力（億 kw） | 6.8 | 9.2 | 6.23 |
| 農業 組織方式 | 農民專業合作社数（万ヶ所） | | 37.9 | |
| | 実質合作社加入農家数（万戸） | | 2900 | |
| | 農業産業化経営組織（万ヶ所） | 13.6 | 25 | 13 |
| | 傘下の農家数（万戸） | 8700 | 10700 | 4.23 |
| 農村生態 | 適切な農家家庭メカニズム利用普及率（%） | 12 | 33 | [21] |
| 農業 生産高 と 農民所得 | 農林牧漁業付加価値額（億元） | 22420 | 40497 | |
| | 移出農業労働力（万人） | | | [4500] |
| | 農村居住民平均所得（元） | 3255 | 5919 | 8.9 |

注：[]内は 5 年の累計値で、成長速度は実質価格で計算している。

二、発展の機会と課題

「第十二次五ヶ年計画」の時期は、社会情勢、国家情勢、農業情勢にまさに深刻な変化が継続的に発生している状況であり、我が国農業と農村経済の発展は、やはり能力を十分に發揮して大きな貢献をすることができる重要な戦略的な好機のある時期にあり、同時に多くのリスクや課題に直面している。

共産党中央と国務院は「三農」政策を非常に重視しており、現代農業の発展を、経済発展方式転換を加速する重要な使命としており、また工業化・都市化と農業現代化を同時に発展させることを政策的な指導方向とし、さらに都市と農村の統一のとれた発展が「小康社会」全面的建設の根本的必要条件であるとしている。全社会が農民に关心を持ち、農業をサポートし、農村に注目するという雰囲気がより濃厚になっており、農業と農村経済発展の環境条件はより有利になっている。第一に、我が国は既に工業によって農業を支援する、都市によって農村の発展を促進する段階に入っており、2010 年の国内総生産額は 39 万億元を超え、財政収入は 8 万億元を突破し、総合的国力と財政力は持続的に強化されており、農業強化・農業優遇の政策的重点化も継続的に強化されている。第二に、我が国工業化は既に中期段階に入っており、「第十二次五ヶ年計画」の時期に都市化率は 50% を超え、農業と農村経済の発展を牽引する力が益々明らかになっている。第三に、経済構成の戦略的な調整は継続的に深化しており、内需拡大戦略が全面的に実施され、都市・農村住民の消費構造が急速に向上し、農業と農村経済の発展する余地はより拡大している。第四に、農村改革の推進が進み、体制・機構が整備されてきており、農業と農村経済発展の制度的基礎がより堅実なものとなっており、発展活力はさらにもう一段階増強されている。

ただし、我が国農業の現代化は工業化に比べると遅れており、都市化の問題がかなり目立っており、農村発展の遅れ、都市と農村の発展の不調和が、徐々に我が国の現代化確立の大きな制約となりつつある。第一に、農業発展の基礎がまだ強固に安定していないこと。農業基盤インフラ設備はせい弱で、投入物質や設備水準も高くなく、科学技術を自主的に刷新する能力もまだ強力ではなく、公共サービスと社会的サービスは遅れており、組織化の程度も低い等の問題がある。資源不足と環境的な限界が顕著になっている。農産物の需要は継続的に増加し、国内外が波及的に連動してお互いに影響を及ぼす関係が益々深くなっている背景下で、農産物需給のバランス、構成のバランス、品質安全と環境保全の全てを保障しなければならないとの圧力が増大している。第二に、農村生産要素の流失が深刻になっている。農地は工業化、都市化の急速な発展の中にあって、省政府による農外転用利用による農地補償が過少となる、あるいは農外転用された農地の質に比べて補償された農地の質が悪い、そして非農業化や、食糧作物以外に転向するといった現象が起きている。農村労働力の大量移動とともに、農村労働力は既に全体的には過剰である一方、構造的な不足が併存する段階となった。農繁期に人手が不足し、また現代農業発展に必要な人材や、新農村建設に必要な労働力が不足している課題が明らかになっている。農村資金が農外に流出しており、金融サービスの供給不足の問題が依然として大きく、都市と農村の生産要素の平等的交換や合理的補償のシステムを急いで設立しなければならないとの要請が益々切迫している。第三に、農民所得の急速な向上させることができますます難しくなっている。農業生産は高生産コスト段階に入り、金融危機後に農民が工業部門に移出する速度が緩やかになり、都市と農村住民の所得格差が拡大する傾向はまだ収まっていない。都市と農村の差を縮小するとの任務は甚だ困難である。

新しい歴史の起点に立ってみると、農業と農村経済発展の良い情勢が維持されており、必ずこの歴史的な好機を捉えなければならない。新しく発展構想を築き、発展手法を転換し、発展の重点を最優先として、発展の難題を打破し、発展の質を高め、より奮起して現代農業発展と社会主义新農村建設推進に努めなければならない。

第二章 方式転換、発展新構想の確立

一、指導思想

鄧小平理論²¹及び「三つの代表」²²の重要な思想をもって指導し、具体的な科学的発展観²³をもって実施し、都市と農村の統一のとれた発展方策を維持し、工業化と都市化が高度に発展する中、同じスピードで農業現代化の総体的な要請を推し進め、農業発展方式の転換を最も重要課題とし、国家食糧安全と農民所得の継続的な増加を目標とし、現代農業発展と社会主義農村建設を重要な任務とし、政策、科学技術、インフラ設備、人材と体制支柱の強化に注力し、農業現代化の水準を高め、農業と農村経済発展基礎を固め、農民の幸福な生活のすばらしい郷里を建設し、これをもって経済社会の安定した急速な発展と小康社会の安定した堅実な基礎を全面に築く。

二、基本原則

（一）食糧保障等、主要農産物の効率的供給の堅持を最も重要な使命とする。13 億人超の人口の食の問題の解決は、常に国を治めるために最も重要なことであり、国家食糧安全の確保は農業と農村経済発展の一番の課題としなければならない。国内の基本的自給方針を守ることを基礎とし、農業構造の戦略的調整を進め、現代農業産業体系の構築を素早く行い、農業総合生産能力と農産物の品質・安全性の水準を高くすることに力を注ぎ、国内消費需要を満足させる。

（二）引き続き農業現代化のさらなる推進を主要な政策方向とする。工業化・都市化が深く発展する中で、農業現代化も同じスピードで推進することが、第十二次五ヶ年計画の時期の重要な使命の一つである。高生産、高効率、環境保全的、安全性の各目標に従って、農業発展方式を急速に転換させ、科学技術開発・普及による農業振興と、人材開発による農業強化という戦略を綿密に実施し、インフラや投入物・設備等の建設を強化し、農業生産経営の専業化、標準化、規模拡大、集約化を推進し、農業の総合的生産能力とリスク対応力、市場競争力を高める。

（三）農村の生活の改善を出発点かつ終着点とする。農民収入を増加させ、農村生活を改善することは、ひいては社会主義新農村建設、および全面的小康社会建設の大局に関わってくる。農業優遇と農業政策重点化をより強めることが必要で、生産構造を最適化し、農業職能を拡大発展させ、農村の第 2 次、第 3 次産業を発展させ、農民の農外就業を促進し、農民增收経路を拡張し、農村生産・生活条件の急速な解決をはかり、多くの農民の改革発展の成果を共有できるようにする。

（四）農村改革刷新の促進を強大な動力とする。農村改革刷新とは、農村の生産力を開放・発展させ、農民の生産への積極性の原動力源を引き出すことである。農村改革のさらなる深化が必須であり、農村の基本的経営制度を設立し、農村土地管理を強化し、都市と農村の要素の平等な交換体系を設立し、農村金融サービスを改善し、農村集団的所有権制度改革をすすめ、新しい体制のメカニズムを構築し、農業と農村経済活力を不斷に増強させる。

（五）マクロ調整の強化を、重要な手段とする。マクロ調整の強化によって、農産品の効率的供給と物価安定の促進という重要な保障を実現し、市場の資源配置に対する基礎作用を十分に發揮し、農産品市場監督・観測・警戒を強化し、不足している農産物供給能力を強化し、貿易規制と産業介入政策を万全とし、農産物価格が大きく変動することを防止し、農業と農村経済の健康的で安定した発展を促す。

三、発展目標

²¹ 「一部の人や地域が先に豊かになることによって、最終的に共に豊かになる」等に代表される鄧小平が提唱した経済社会発展理論。

²² 共産党が先進的生産力、先進的文化、人民の根本利益を代表するとする思想。

²³ 胡錦濤党書記が提唱した中国共産党の指導原理で、2012 年に「マルクス・レーニン主義」「毛沢東思想」「鄧小平理論」「三つの代表」の四つの理念と並ぶ共産党の行動指針として格上げされた。

「第十二次五ヶ年計画」の時期における農業と農村経済発展の総体的な目標は、①食糧等の主要な農産物の総合的生産能力の安定した向上と現代的農業建設の明確な進展の達成、②農民所得の大幅な向上と、農民生活がより豊かになること、③新農村建設が顕著な成功を収め、都市と農村の発展により調和がもたらされることである。具体的な発展指標は：

一 農産品供給能力。①食糧作物播種面積が安定して 16 億ムー以上、総合生産能力が 5.4 億トン以上、②綿花、砂糖原料総生産量がそれぞれ 700 万トンと 1 億 4000 万トン以上、油糧種子総生産量が 3,500 万トンに達する、③野菜・果実等の農産物の供給が安定的に増加する、④肉類、家禽卵、乳製品、水産物の総生産量が、それぞれ 8,500 万トン、2,900 万トン、5,000 万トン、6,000 万トン以上に達する、⑤標準化生産普及率が明らかに向上し、農産物品質安全水準が安定的に上昇し、農産物品質安全例行監測の全体的な合格率が 96% 以上に達する。

一 農業農村産業構造。①畜牧業と漁業産業が農業総生産額に占める割合がそれぞれ 36%、10% に達する、②農産品加工業生産額と農業総生産額の比を 2.2 対 1 とする、③郷鎮企業の付加価値額の成長率を年平均 10% とする、④国営農場の総生産額が毎年 9% 上昇する、⑤農業観光休暇、文化伝承等の効用をさらに広げ、農業農村サービス業を急速に発展させる。

一 農業投入物・技術設備水準。①干ばつや洪水でも高収穫が保たれる標準農地の比重を高め、新規開拓灌漑農地の面積を 4,000 万ムーとし、農業灌漑用水有効効率係数を 0.53 とする、②農業機械動力を 10 億キロワットとし、農作物の耕作・播種・収穫の総合的機械化水準を 60% 前後とする、③農村実用人材を 1,300 万人とし、農民の科学文化的素質をさらに高め、④農業科学技術進歩の貢献率が 55% を超える。

一 農業生産経営組織方式。現代農業経営主体を持続的に発展させ、農民専業合作社を健全に成長させ、多様な形式の適度な規模の経営を安定的に発展させる。農業産業化組織が率いる農家数が 1.3 億戸を超える、年間飼養頭数 100 頭以上の酪農大規模経営の比率が 38% を超え、年間出荷頭数 500 頭以上の養豚大規模経営の比率が 50% を超える。

一 農業収益と農民所得水準。①農林牧漁業の付加価値額を平均 5% 程度増強し、②累計の農業労働力の農外移転を 4,000 万人とし、③農村居住民の 1 人あたり純収入を年平均 7% 増加させ、貧困人口を明らかに減少させる。

一 農業資源の利用と生態環境保護。①化学肥料や農薬の利用水準を高め、農作物残渣（茎・藁）の総合利用率を 80% 以上に引き上げ、農家のメタンガス利用普及率を 50% 以上に引き上げ、②草原退化を有効に抑制し、③水生生物資源の保護水準を引き上げ、各種水生生物の種苗を累計 1,500 億尾放流する。

一 農村基礎インフラと公共サービス。農村の水・電気・道路・ガス・住宅等の基礎的なインフラ設備の建設を引き続き強化し、科学教育、文化、衛生、体育を全面的に発展させ、社会保障体系をより整備する。

コラム 2 「第十二次五ヶ年計画」時期の農業と農村経済発展の重要指標

| 類別 | 指標 | 2010 年 | 2015 年 | 年平均成長率 (%) |
|---------------|----------------------------|--------|--------|------------|
| 農産物供給能力 | 食糧播種面積（億ムー） | 16.48 | >16.0 | |
| | 食糧総合生産能力（億トン） | >5.0 | >5.4 | |
| | 綿花総生産量（万トン） | 596 | >700 | >3.27 |
| | 油糧種子総生産量（万トン） | 3230 | 3500 | 1.62 |
| | 砂糖原料総生産量（万トン） | 12008 | >14000 | >3.12 |
| | 肉類総生産量（万トン） | 7925 | 8500 | 1.41 |
| | 家禽・卵総生産量（万トン） | 2765 | 2900 | 0.96 |
| | 牛乳・乳製品総生産量（万トン） | 3780 | 5000 | 5.75 |
| | 水産物総生産量（万トン） | 5373 | >6000 | >2.23 |
| | 農産物質量安全例行モニタリング 総合格率（%） | 94.8 | >96 | >[1.2] |
| 農業農村産業構造 | 畜牧産業が農業総生産額に占める割合（%） | 30 | 36 | [6] |
| | 漁業産業が農業総生産額に占める割合（%） | 9.3 | 10 | [0.7] |
| | 農産物加工業生産額と農業総生産額の比 | 1.7 | 2.2 | [0.5] |
| | 郷鎮企業付加価値年平均増加率（%） | | | 10 |
| | 国有農場生産総額成長率（%） | | | 9 |
| 農業投入物・技術・設備条件 | 農業科学技術進歩貢献率（%） | 52 | >55 | >[3] |
| | 農業機械総動力（億 kw） | 9.2 | 10 | 1.68 |
| | 農作物耕作・播種・収穫総合機械化水準（%） | 52 | 60 | [8] |
| | 農地有効灌漑增加面積（億ムー） | | | [0.4] |
| | 農業灌漑用水有効利用係数 | 0.5 | 0.53 | [0.03] |
| | 農村実用入材総量（万人） | 820 | 1300 | 6.8 |
| 農業生産経営組織方式 | 農業産業化経営組織引率農家数（億戸） | 1.07 | 1.3 | 3.97 |
| | 乳牛大規模化比率（%）（年飼養頭数 100 頭以上） | 28 | >38 | >[10] |
| | 養豚大規模化比率（%）（年出荷頭数 500 頭以上） | 35 | 50 | [15] |
| 農業収益と農民所得 | 農林牧漁業付加価値額年平均増加率 | | | 5 |
| | 移出農業労働力（万人） | | | [4000] |
| | 農村居住民平均所得（元） | 5919 | >8310 | >7 |
| 農業資源利用と環境保護 | 農産物茎・藁総合利用率（%） | 69* | >80 | >[11] |
| | 適切な農家家庭メンバ利用普及率（%） | 33 | >50 | >[17] |
| | 各種水生動物の種苗放流数（億尾） | 289 | | [1500] |

注：[]内は 5 年間の累計値。*は 2009 年の数値。823 万農村実労働人口総量は 2008 年末の数値。農村居住民の平均所得は絶対値で、2010 年価格を用い計算。成長率は実質価格を用いて計算。

第三章 使命を明確にし、新しい飛躍への発展を推進する

「第十二次五ヶ年計画」の期間は、7 つの重要な方面の着手に尽力し、農業発展方式を転換し、現代農業発展を加速し、社会主義新農村建設を着実に推進する。

一、食糧の総合的生産能力をしっかりと高める

収穫面積の安定化、構造の最適化、主産地の育成、単収の増加という考え方則り、食糧生産能力の増強を推し進め、95%以上の自給率を確保する。

(一) 安定した食糧播種面積。 耕地、特に基本農地を適切に保護し、耕地利用構造を常に最適化し、食糧と経済作物の発展を統一がとれたものとし、食糧播種面積 16 億ムー以上を保証する。食糧生産支援政策を整え、農民が食糧作物播種に対する住民の積極性を十分に引き出す。耕地制度改革を急ぎ、多毛作指數を適正に引き上げ、冬季の休閑地利用を促進し、塩性アルカリ土壌を良く管理し、水稻の二毛作推進を継続し、耕地利用の潜在的能力を発掘する。

(二) 食糧作物品種構造の適正化。 市場の需要の変化に合わせて、畑地の水田化や、インディカ米からジャポニカ米への切り替え、干拓による水田造成等を主な手段として、高品質ジャポニカ米生産を拡大する。高品質専用小麦品種、高品質硬質小麦生産の拡大を図る。密植耐性、倒伏耐性、病虫害耐性、耐乾性の高いトウモロコシの新品種を育成し、飼料用等の専用トウモロコシ生産の拡大を図る。油分が高く、単収が高く、様々な点で耐性の高い大豆新品種を積極的に発展させ、大豆自給率を安定させる。ウィルスフリーのジャガイモの供給能力を高め、市場の消費、加工、農民所得増の需要を充足させる。

(三) 主要産地の育成を強化する。 プロジェクト、資金、科学技術等について、さらに主要産地への傾斜を推し進める。全国で新しく 1000 億斤（5000 万トン）の食糧生産能力計画を実施し、基礎条件が良く、生産水準が高く、食糧供給量が多い中心的な産地の建設にエネルギーを集中し、13 か所の食糧主産省、食糧生産量が 100 億斤（500 万トン）を超える食糧生産拠点市、食糧生産量が 10 億斤（50 万トン）を超える食料生産拠点県の生産能力確立を重点的に強化する。食糧の主要産地への資金投入・利益保障システムを構築し、主要産地の食糧生産拡大における積極性を引き出す。

(四) 単収水準を高める。 耕地の質的改良を強化し、基礎的な生産能力を高める。現代農業機械化作業需要と画期的な意味を持つ新品種に応じた研究開発を急速に進め、応用面積を継続的に拡大する。大規模で総合的な高単収の達成をはかり、優良品種と先進実用技術を組み合わせ、経営と技術の結合、科学技術と普及活動の結合、大規模経営と専業的サービスの結合を強化し、全行程のモデル化、標準化、機械化作付けを促進し、食糧生産が継続的に新しいレベルに達することができるよう推進する。

二、農業科学技術および投入物・設備水準を大幅に向上させる

(一) 農業科学技術革新と人材育成の強化。 農業科学技術の自主的な革新を推進し、農業科学技術の基礎的条件の構築を強化し、農業科学技術革新の新しい体制と現代農業産業技術体系を整備し、遺伝子組み換え新品種の育成の重要な特別プロジェクトの実施を継続する。農作物栽培の革新的な競争力向上に注力し、産業を主力とし、企業を主体とし、生産基地を拠点とし、産・学・研を結合し、育成から繁殖の一体化的な現代的農作物栽培体系を構築する。農業科学技術研究特別プロジェクトの実施を継続し、コスト削減と収益増加、災害対応等の方面の重要な科学技術の研究開発を強化する。農業科学技術の評価システムを整備し、農業科学技術革新の新たな活力を呼び起す。末端農業技術普及体系改革をより押し進め、末端農業技術普及のための特別職を設置する計画を実施する。農業新品種・新技術の普及と集積応用を加速し、農業科学技術の成果の転化を促す。農業農村人材育成を強化し、多くの農業科学技術に傑出した人材、農業技術普及の中堅人材、農村の実用人材を重点的に育成し、新型農民を大いに育成する。

(二) 農業基礎インフラ建設を強化する。 ①干ばつや洪水に強い高標準農地の大規模な建設を行い、農

地水利や節水農業施設建設を増強し、有効灌漑面積を拡大し、乾地農業と高度節水灌漑の発展を図る。②農地道路、橋・暗渠、防護林、送变電等をセットにしたインフラ建設を図る。③茎や藁の農地還元、綠肥栽培、有機肥料施肥、土壤改良、地力涵養等をサポートする。④農地インフラの管理維持システムを構築し、各種の農地インフラが長期的に安定して効果を發揮できるようにする。畜産・養殖業の品種改良条件を改善し、大規模畜産場（小区）や標準的養殖池について改造と建設を強化し、重点省における草原牧畜区の設立を強化する。渤海、黄海、東海、南海の四大海区に海洋牧場を建設し、海域における養殖面積と密度を適度にコントロールする。漁港の建設を強化する。

（三）農業機械化と設備農業の発展を加速する。農業機械設備総量と、農業機械設備構成を適正化する。水稻の作付とトウモロコシの収穫等のウイークポイントの制約を突破することを急ぎ、食糧生産全行程の機会化を早く実現する。綿花・菜種・サツマイモのハーベスター等の機械技術における課題克服へより力を入れ、綿花、油糧種子、砂糖原料の生産機械化水準を素早く向上させる。丘陵産地における経済性、種子生産加工と植物保護、畜産業と農産物一次加工等の各領域の機械化を重点的に推進する。農業機械の試験観点と安全執行設備能力の構築を強化し、農業機械品質安全使用の監督管理を推進する。農業機械作業と修理市場を育成・管理し、農業機械の社会的サービスを推進する。施設農業の発展に注力し、連棟温室、日光温室、鉄製大棚、「農地冷蔵庫」等の農業施設を建設し、農産物のバランスのとれた供給能力を高める。

（四）農業防災・減災能力の構築を推進する。各種の農業の重大な自然災害や公共衛生事件等の応急対応プランの完備を制定し、観測警報、変化に応じた防災、災害後の復旧、農民収入減損等の防災・減災体系の構築を速やかに進め、健全な農業防災・減災の持続性のあるシステムを設立し、自然災害と重大な突発事件に対応する能力を高める。農業気象サービス体系、農村自然災害防御体系の確立を強化し、農業の重大な自然災害観測警報水準を高める。救済物資や技術の準備を強化し、それぞれ異なる地域の災害発生の特質や救済需要に応じて、提供資金や施設保障をタイミングよく提供し、生産技術と防災・減災措置を対応させて普及し、災害等の不利な影響を的確に軽減する。

三、最適な農業と農村経済構造を整える

（一）農業構造調整の深化。安定的な食糧生産発展の基礎として、綿花、油糧種子、砂糖原料、養蚕、天然ゴム等の工業原料作物生産基地建設を増強し、綿花の供給能力を安定させ、砂糖原料が国内居住民の消費需要を充足するように努め、食用植物油の自給率で 40% を保つ。国務院の野菜生産に関する意見をしっかりと実施し、野菜重点産地建設を強化し、大都市近郊の野菜栽培面積を安定させる。積極的に園芸産業を発展させ、果実や茶、花き等の優位園芸産品生産の規模拡大、標準化を図る。家畜飼養の大規模化、養豚と採卵家禽飼養の安定的な発展と、肉用家禽飼養と酪農の急速な発展をはかり、肉牛と肉用羊、羊毛用羊の発展を積極的に促進する。水産の健康的な養殖を推進し、水産物重点区域の建設を促し、遠洋漁業の支援と強化をはかる。農業の規格化を急速に促進し、農産物の品質安全を保障し、産地環境や投入物の使用、生産過程、產品品質の全行程の監督・コントロールを厳格に導入し、企業信頼制度の建設を強化する。無公害農産物、緑色食品と有機農産物の発展をサポートし、農産物地理的表示についての保護を強める。

（二）農産品加工業の急速な発展。①農産品加工能力増強と、農民の就業・增收を目標とし、農産品加工業区域の立地を最適化し、農産品加工業と農業生産の協調のとれた発展を促進する。産地加工を重点的に発展させ、実用的な貯蔵、鮮度保持、等級分別、包装技術の普及と研究開発を進め、農産物の品質保持とロスの減少を促進する。②科学技術発展を強化し、農産品加工技術研究開発体制を整え、農産物加工技術創新と応用能力を高め、加工水準を高め、100 億元以上の生産高を誇る大型企業集団を多く育成し、産業集積と優位性の向上を促す。

（三）郷鎮企業の発展能力を高める。郷鎮企業システムの刷新と構造調整を促し、技術進歩と産業高度化を推進し、積極的に郷鎮企業が条件の整った小都市や県中心都市やその周辺、工業団地に集中するよう

に導き、雇用能力を高め、県域経済を拡大する。郷鎮企業が、企業と村の相互連動を通じ、企業が村を導いて社会主義新農村建設に関与することをサポートする。

（四）農業農村サービス業を成長させる。各種の経済主体が、化学肥料や農薬等の農業資材販売のサービス業を展開することを奨励し、市場秩序にルールを設け、価格を安定させ、供給を保障する。農作物の病虫害の専門的な総合的防除についてのサービス組織の発展をサポートし、総合的防除サービス範囲を拡大する。農業機械の社会的サービス体系の確立を急ぎ、農業機械保有農家と自己発展能力の強い農家、利益連結の緊密化、模範的経営のサービス組織を育成し、区をまたいだ作業の発展を促し、農業機械作業サービスと修理サービスの市場化、専業化、産業化を促す。農産物市場体系を整備し、優位産地建設と強い国際的影響力を備えた生鮮及び生きている動物・活魚の卸売市場を育成し、現代的な流通方式と新しい流通業態の積極的な発展を促し、農産物生産流通の組織化水準を高め、農産品流通の規格化を進め、産地と卸売の情報案内を強め、生鮮農産物輸送の「緑色通道」政策の実施及び完遂し、流通コスト削減を急ぎ、流通効率が高い農産物流通網を築く。農村のメタンガスサービス体系を着実に構築する。流通、サービス、飲食等の農村生活サービス業をサポートし、農村のチェーン店ネットワークを整え、農村経済を繁栄させる。

（五）農業農村新興産業を育成する。生物技術産業の発展を加速し、動植物新品種、生物農薬、動物用医薬品、ワクチン、生物肥料と農業用資材等を育成・生産し、応用面積を拡大する。作物残渣等の農業廃棄物を主な原料とするバイオマスエネルギーの開発を急ぎ、太陽光や風力等の再生可能エネルギーの利用を開発する。余暇農業の発展に注力し、農業の多面的な効能を開発し、内包されている文化的要素を発掘し、新型産業形態と新型消費業態の形成を促す。農業農村新興産業產品市場を開拓し、商業モデルの創出を促し、産業基準や重要產品技術基準体系を構築し、市場参入制度を整え、良好な市場環境を作り出し、新興産業の急速で健康な発展を促進する。

四、農民の持続的で急速な所得増の推進に注力する

（一）家庭経営の収入を拡大する。低コスト増益の農業技術の普及に努め、農業生産コストを引き下げる。農民による栽培構造の優位化を奨励し、積極的に優位性があり差別化された農業、高収益農業、余暇農業の発展を促し、農民が農業の機能を開発する中で、収益を上げられるようにする。龍頭企業と農民の利益連結の機構を整備し、農民が産業連鎖の中で利益を共に享受できるようにする。生産と販売の連結を強化し、農産物販売促進の強度を増し、優位性のある農産物の輸出を積極的に推進する。農産物価格形成機構と市場観測警報機構を整え、主要な食糧品種の最低買い上げ価格を緩やかに高め、適切な時期に臨時の在庫政策をとり、主要な農產品価格が合理的な水準を保つことができるよう努力する。

（二）賃金収入を増加させる。職業訓練への注力を増大し、農民の職業技能を大いに高め、就業能力を増強する。農村における農業以外の産業を発展させ、県の経済を拡大して、農民の農村近郊における農外就業を促進する。出稼ぎ経済の発展を奨励し、都市・地方の労働市場の距離を縮めるよう努め、出稼ぎ労働力供給基地の設立を進め、都市と農村の公共就業サービス体系を構築し、農民の移転就業を合理的に先導する。出稼ぎ農民（農民工）の就業環境の改善を継続し、賃金水準を引き上げ、権利及び利益を保障する制度を構築する。出稼ぎ農民（農民工）が故郷に戻って創業することをサポートし、こういった創業によって就業機会を増加させる。

（三）移転収入・財産収入を増加させる。農業を強化し、農業を優遇する政策体系を整備し、農業補助等のサポート保護制度を整え、政策の連續性を保ち、政策の協調性を増強し、政策の方向性をはっきりさせ、農業強化・農業優遇制度への注力を継続的に増加させ、農民の移転所得を増加させる。農村組織の資金、資産、資源管理を強化し、農民の財産所得を増加させる。農村の農地転用規則を正しく運用することを促し、土地資産を活性化する。公共事業に係る土地収用制度を改革し、収用範囲を狭め、収用補償水準を高める。

五、農業農村公共サービスの発展に努める

（一）農業公益サービス体系の建設を強化する。全国各地で、郷鎮若しくは区別の農業技術普及、動植物防疫防除、農産物品質管理等の公共サービス機構を整え、徐々に各村のサービス拠点を設立する。農産物の重要な病虫害観測警報と防除能力を構築し、動物防疫体制を整備し、国家動物疾病制御ネットワークと緊急対応システムを整備し、国家動物疾病予防治療中長期計画を制定し、重点動物疾病予防治療計画を開始し、重大な動物の疫病を有効に制御する。農業基準体系の整備を強化し、部、省、地（市）、県（場）の4段階の農産物（農業投入物を含む）の品質安全検査測定体系を構築する。農業総合情報サービスのプラットフォームを設け、情報技術が農業生産経営の中で普及し、応用されるよう積極的に促進し、農業生産経営情報化水準を着実に上昇させる。農業情報資源を開拓し、食糧作物や養豚等の重要な農産物生産・市場の観測警報サービスを強化し、生産から流通までの包括的な情報網をつくる。県と郷の二段階の洪水・灌漑被害予防システムを重点的に強化する。こういったシステム構築への投入を増やし、労働経費を保障し、労働条件を改善し、運用システムを刷新し、全面的に公共サービス能力を向上させる。

（二）農村基礎インフラの建設を強化する。積極的に都市と農村の給水を一体化させ、農村飲料水安全プロジェクトの実施を急ぎ、水源保護、水質管理・測定及びプロジェクト実施管理を強化する。新たに農村の送電網のレベルアップのための改良プロジェクトを実施し、農村住民の電気問題を全面的に解決する。都市と農村について、同じ送電網における価格格差を解消する。農村における道路建設を急ぎ、農村道路の輸送における全般的なサービス能力を高め、農村及び辺鄙な地区の輸送需要を充足させる。農村の耐用年数を過ぎた危険な住居の改築を継続し、国有農業地区の危険住居の改築、遊牧民住居の建設については急いで全面的に完成させ、農民が地域の特質や民族の特色、伝統的な様相を備え、かつ安全で省エネ環境保全型住宅を建設できるよう促す。漁民の定住プログラムを実施する。農村における河川の総合的管理を展開する。農村のエネルギー構造を改善し、農村の家庭用、及び中型・大型のメタンガス利用をさらに促進し、メタンガスの管理・保護を強化する。薪炭節約型のかまど改造を強化する。森林地区のインフラ設備建築を積極的に推進する。

（三）農村社会事業発展を推進する。農村の幼児教育を急速に発展させ、県、郷、村の3段階の教育ネットワークを構築する。農村義務教育経費保障機構を完全で強固なものとし、農村義務教育の質を高め、県における義務教育のバランスをとれた発展を推進し、農村の中高等教育を急速に普及させる。農村中等職業教育の無料化プロセスを進め、「三農」問題に対応する高技能人材の育成と農村労働力移転のための職業訓練を強化する。新しい農村協同医療及び医療救助制度を発展させ確固たるものとし、資金調達水準と保障水準を引き上げ、農村における三段階の医療衛生サービスネットワークの建設を強化し、風土病、重大な伝染病、及び人畜共通感染症の予防治療への注力を強化し、農村衛生安全水準を高める。社会保障体系を整備し、新しい農村社会養老保険制度のカバー率 100%を実現し、農村の低保障水準と補助水準を高め、土地収用された農民の社会保障政策措置を整備し、かつ遂行する。ラジオ・テレビの全農村への敷設、文化情報資源の享受、農村における映画放映、農家書斎等の重点文化福祉プロジェクト実施を推進し、郷鎮における総合的文化ステーション、村の文化室等の基盤となる公共設備の総合利用を強化する。農民体育スポーツプロジェクトを継続して実施し、農村コミュニティーの構築を強化する。農村の部分的計画出産家庭の奨励サポート制度、全国計画出産家庭特別サポート制度、西部地区計画出産に係る「少なく生んで早く豊かになる」プロジェクトの実施を継続する。

六、農業農村発展体制機構を整備・新設する

（一）農村土地管理制度を整備する。農村の基本的運営制度を堅持・完備し、土地請負関係を長期に亘って安定させる。農村の請負土地権利確認、登記、証書発行作業を上手く行い、土地請負經營権登記パイロットプログラムを着実に発展させ、農民の請負土地の各種権利を法に則って確実なものとする。草原請負經營制度を整備する。農村土地請負記録管理制度を整え、農村土地請負管理の情報化を急いで進める。

用地面積の節約と農民の権益を保障するとの要請に従って、土地収用制度改革を推進し、都市・農村建設用地市場の流通に参入する農村集体建設用地を、法に則り経営的用地の範囲内に限定する。

（二）様々な形式の適切な規模の経営を発展させる。法に則った自由意志及び補償があり、さらに強化されたサービスの基礎の上で、土地請負経営権移転市場を整備する。専業的な作物栽培・家畜飼養の大規模農家、家庭農（牧）場、農民専業合作社、農業産業化龍頭企業等の経営主体をサポートし、多様な形式で適切な規模の経営を発展させる。一村一品運動による農村強化・農民富裕化プロジェクトを進め、資金、技術、人材等の優良な資源を集めることを促進し、規模が大きく優位性があり、産業の差別化が明らかな専門農家、専門農村を育成する。

（三）農民専業合作社を大いに発展させる。モデル合作社建設活動を広範に実施し、合作社指導員チームの設立を強化し、「产地直送」をより発展させ、農民専業合作社と学校、ホテル、大企業等のエンドユーザーにより生産と消費を直接つなげることを奨励し、農民専業合作社が国内外の農産物展示会での販促活動を行うことをサポートする。農民専業合作社における協同信用活動を奨励し、合作社間での連合や提携を促進し、生産経営水準と市場開拓能力を高める。合作社が農産物の保存、冷蔵、一次加工等の施設を建設することをサポートする。

（四）農業産業化発展の質を高める。農業産業化龍頭企業発展の総合的政策文書を制定し、農業産業化経営の飛躍的発展活動の実施を開始する。龍頭企業の自主的な革新を推奨し、核心的な競争力を増強させる。龍頭企業がより高度な加工を発展させ、現代流通に関わることをサポートする。龍頭企業が合併、改組、資本参加、買収等の方式を用いて、企業集団を設立できるよう誘導する。農業産業化モデル基地を建設し、龍頭企業集団群の発展を促す。農業産業化人材教育を強化し、政策を理解し、経営に秀で、管理ができる龍頭企業に必要な多くの人材を育成する。「龍頭企業＋合作社＋農家」等の組織様式の普及を推し進め、農家や合作社が資金、技術、同等々の要素によって龍頭企業に出資することをサポートし、財産権連合党の多様な形式で利益関係の緊密化をはかり、農家を牽引する能力を増強する。

（五）現代農業モデル地区建設を強化する。全国に水準の高い国家現代農業モデル地区を設置し、科学技術、資金、人材、管理等の要素を集中的に配備し、集約化水準を引き上げ、主導的な産業を発展させ、新体制機構を創設し、特色が鮮明で、多様性のある各地域の現代農業発展様式を探り、模範を示して波及させる効果を發揮し、地域の現代農業の協調的な発展を先導する。積極的に両岸（台湾与中国本土）の農業合作試験区域等の建設を推進する

七、農村の生態環境保護を強化する

（一）最も厳格な耕地保護制度を断固として施行する。耕地保護と用地節約政策をきちんと徹底して実施し、耕地保護機構を整備し、農地の総面積が減少しないよう、用途が変わらないよう、農地の質が高まるように努める。土壤分析に基づく施肥を発展させ、化学肥料と農薬の利用率を向上させ、農業機械による深耕整地を推進し、土壤有機質を向上させ、地力改善に注力し、耕地の質を確実に上げる。耕地用途管理制度を強化し、永久基本農地を急いで定める。農地管理の機構作りを強化し、施設農業を発展させるとの名目で、実際には農地を建設用地に転用することを防ぐ。耕地収用と補充のバランスをとる制度を厳格に執行し、法律執行の程度を高め、補充耕地の質の確保と管理を強める。

（二）草原保護を強化する。草原確定と効用区分作業を実施し、草原生態優先の理念を最優先とし、種別の指導と協調を強化し、重点地区の草原生態保護を急いで確立する。草原と放牧のバランスを堅持し、放牧の禁止や休止と基本的な草原保護制度を施行し、草原生態保護補助奨励政策を全面的に実施する。草原の監督管理を強化し、草原動態の観測と資源調査制度を実施し、草原収用管理を厳格にし、各種の草原を破壊する違法行為を法に基づいて取り締まる。放牧をやめて草原に戻す「退牧還草」政策を実施し、著しく劣化した草原の再生改良を急ぐ。放牧地区における防災・減災能力の養成を強化し、草原の防火用の

基礎的インフラの建設、人工草飼料基地と柵・囲い設備を建設し、草原を科学的に利用し、草原における放牧生産方式を転換させる。

（三）水資源の保護と農業生物資源の維持を強化する。 用水資源を科学的に保護し、合理的に利用し、農業用水の効率をさらに高め、農業用水需要を満たす。節水型農業の発展に注力し、乾地農法モデル基地を設立し、スプリンクラー灌漑、点滴灌漑等の先進的な節水技術を普及させる。休漁、禁漁の制度執行を継続し、水生生物資源の増殖放流を拡大し、海洋牧場を建設し、水生生物自然保護区と水産物資源保護区、水生生態修復モデル地区の建設を強化する。養殖水域の干涸管理を強化し、漁民水域の干涸養殖使用権の安定を図る。家畜・家禽の遺伝資源保護を強化する。農業野生植物原生環境保護区の建設に対する注力を拡大する。農業植物遺伝資源権利帰属制度を構築し、植物新品種の保護を強化する。外来の侵入生物によるリスク評価と監視体系を確立し、外来有毒種の侵入を厳格に阻止する。

（四）農業省エネ・低排出を急いで促進する

農村の環境を治める。農業の衛生的な生産を大いに推進し、減量化、再利用、資源化の循環経済理念に従って、農地、水、種子、肥料、農薬、エネルギー等を節約する節約型農業技術と省エネ農業設備を大いに推進し、循環農業の発展を積極的に推進する。農業生態保護と農業面源汚染管理を強化し、農作物の茎・藁を主要原料とする肥料、飼料、工業原料及びバイオ燃料の開発を加速し、家畜糞尿等の農業廃棄物の無害化処理と資源化利用を推進する。災害が起こりやすい農村地域における生態環境の総合的管理と土砂崩れ災害防止を発展させる。農村の衛生プロジェクトを継続して実施し、農村有機廃棄物処理と無機廃棄物収集移送を推進する。

第四章 配置を最適化し、新しい発展枠組みを構築する

「第十二次五ヶ年計画」の時期は、優良耕地、草原、内水面・海面、干潟の保護と利用に取り組み、「全国優勢農產品区域配置計画（2008～2015 年）」を綿密に実施し、「七区二十三地帯」の農業の戦略的枠組みを急いで構築し、重点的農業産業配置の調整を進め、主導産業の拡大と強化をはかり、生産要素の空間及び産業上の適切な配置を促進し、農業の収益と競争力を不斷に高める。

一、農業戦略的枠組みの構築

（一）東北平原主産区

本地域は温帯に属し、土壤は肥沃で、耕地は平坦で連続しており、水土資源が良く整合しており、生態環境は比較的良好で、大規模機械化作業に適している。「第十二次五ヶ年計画」の時期は、主に高品質ジャポニカ米を生産する水稻産業地帯、主に穀粒とサイレージ兼用のトウモロコシを生産する専業トウモロコシ産業地帯、主に高油分の大豆を生産する大豆産業地帯、肉牛飼養、酪農、養豚を主とする畜産物産業地帯を重点的に建設する。

（二）黄淮海平原主産区

本地域は暖温帯に属し、地形は平坦で、農業生産に適した温度、雨量、日照等の気象条件を備え、我が国の伝統的な農業地域で、農業生産の高度化水準と農民の科学的栽培水準が比較的高い。「第十二次五ヶ年計画」の時期は、主に硬質、中硬質、中間質小麦の良質専門小麦産業地帯、良質綿花産業地帯、主に穀粒とサイレージ兼用のトウモロコシを生産する専業トウモロコシ産業地帯、主に高タンパクの大豆を生産する大豆産業地帯、肉牛、肉羊、酪農、養豚、家禽を主とする畜産物産業地帯を重点的に建設する。

（三）長江流域主産区

本地域の大部分は亜熱帯季節風帯に属し、湖が多く、水資源が豊富で、気候は温暖湿潤、四季の区別がはっきりとし、年間積算温度は比較的高く、大雨と高気温が同じ時期にあり、我が国重要な農産物生産基地である。「第十二次五ヶ年計画」の時期は、主に二期作稻作を行う水稻産業地帯、主に良質軟質、中間質小麦を生産する良質専門小麦産業地帯、良質綿花産業地帯、キャノーラ（エルカ酸とグルコシノレートを含まない菜種品種）を生産する良質菜種産業地帯、養豚、家禽を主とする畜産物産業地帯、淡水魚類、川蟹を主とする水産物産業地帯を重点的に建設する。

（四）汾渭平原主産区

本地域は温帯半湿潤気候に属し、地層が深くて厚く、土壤は肥沃で、日照・温度・水分・土壤の条件のバランスが良い。「第十二次五ヶ年計画」の時期は、硬質、中間質小麦を主とする小麦産業地帯、穀粒とサイレージ兼用のトウモロコシを生産するトウモロコシ産業地帯を重点的に建設する。

（五）河套（オルドス）灌漑区主産区

本地域は気候が乾燥して雨量が希少で、地形は平坦で、黄河の河川水を利用して重力灌漑をおこなうのに適している。日照は十分で、積算温度は比較的高く、昼夜の温度差が大きく、農業生産気候条件は独特である。「第十二次五ヶ年計画」の時期は、硬質、中間質小麦を主とする小麦産業地帯を重点的に建設する。

（六）華南主産区

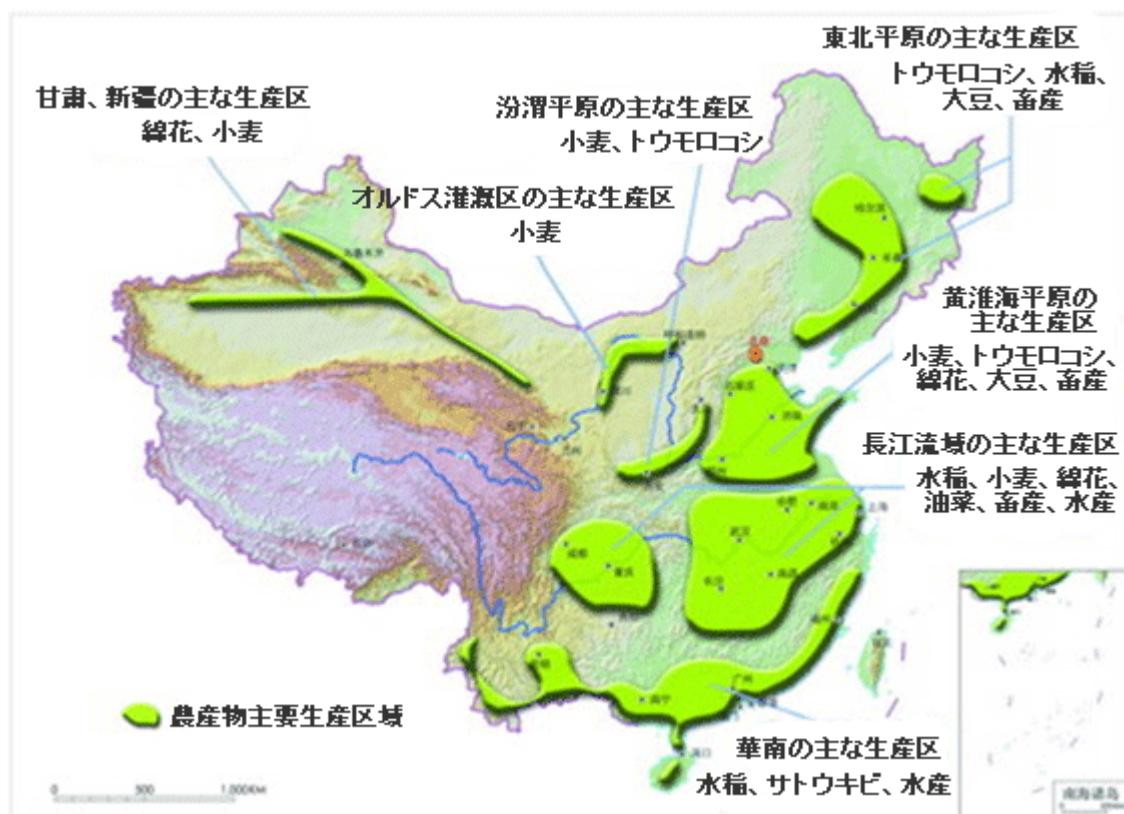
本地域は高温多雨で、四季常緑の熱帯～南亜熱帯区域に属し、丘陵が広がり、我が国の特色的な赤土（ラテライト）が集中的に分布している地域で、農業生産の類型は多様である。「第十二次五ヶ年計画」の時期は、主に良質高級インディカ米を生産する水稻産業地帯、サツマイモ産業地帯、クルマエビ、ティラピア、ウナギを主とする水産物産業地帯を重点的に建設する。

（七）甘肅、新疆主産区

本地域は、我が国西北の乾燥地区に属し、日照時間は長く、気温は十分で、オアシス灌漑農業と草食畜牧業を主とする。「第十二次五ヶ年計画」の時期は、硬質、中間質小麦を主とする小麦産業地帯と、良質綿花産業地帯を重点的に建設する。

同時に、その他の農業地区とその他の優位性があり差別性がある農産物産業地帯の建設を急ぐ。主に：西南と東北の小麦産業地帯、西南と東南のトウモロコシ産業地帯、南方の高たんぱく及び野菜用大豆生産地帯、北方の菜種生産地帯、東北、華北、西北、西南及び南方のジャガイモ産業地帯、広西、雲南、広東、海南のサツマイモ産業地帯、海南、雲南と広東の天然ゴム産業地帯、海南の熱帯農産物産業地帯、沿海部の養豚産業地帯、西北の肉牛・肉羊産業地帯、北京・天津・上海の郊外と西北の酪農産業地帯、黄海、渤海の水産物産業地帯など。

“七区二十三地帯” 農業戦略構造



（訳者注：図は独立行政法人 科学技術振興機構 Science Portal China による『国民経済と社会発展 第十二次五ヶ年計画』仮約より抜粋 http://www.spc.jst.go.jp/policy/national_policy/plan125/chapter02/index_2.html）

二、農業産業立地の最適化

（一）作物栽培

主要方向：食糧安全保障の強化、主要農産物の十分な供給、農産物品質安全水準の継続的な向上等の目標要請に対して、水稻、小麦、トウモロコシ、ジャガイモ、綿花、油糧種子、サツマイモ、野菜、リンゴ、柑橘、天然ゴム等の優位地区の建設を着実に強化する。

発展重点：「二つの大規模創設」と「五つの加速」の推進に注力する。①食糧・綿花・油糧種子・砂糖原料の高収量達成を大規模に展開し、優位性産地と主要品目すべてのカバーを着実に実現する。②園芸作物

標準農園の創建を大規模に展開し、生産資材の共同購入共同提供、種苗の共同栽培共同提供、病害虫の統一的防除・対策、產品商品化処理、ブランド化販売を 100% 実現できるよう努力し、產品が 100% 食品安全国家基準を満たすようにする。専門的防除・対策の推進を加速し、全ての重点地区と主要品種をカバーするよう着実に実現する。③現代的種子産業の発展の推進を加速し、応用できる将来性が大きくあり、知的財産権を備えた飛躍性のある優良な品種を多く育成することに力を注ぎ、大規模かつ規格化・集約化・機械化された良質種子生産基地を多く建設する。④耕地の質の向上推進を加速し、干ばつと洪水に強い高標準農地の建設を大規模に推進する。⑤土壤測定に基づく施肥の推進を加速し、肥料利用率を向上に尽力する。⑥科学的な災害対策の推進に力を入れ、防災・減災の長期システムの形成に努力する。

コラム 3 優位性のある品種の栽培を急速に発展させる

| | |
|--------|--|
| 水稻 | 東北及び長江流域、東南沿海の 3 カ所の水稻優位区を重点的に建設し、二期作の拡大と南方インディカ米西安の安定と同時に、東北において畑地の水田造成と、揚子江及び淮河の適した地域でのインディカ米からジャポニカ米への転換を推進し、ジャポニカ米生産を拡大させる。スーパーライス（超級米）とハイブリッドジャポニカ米の育種等の科学技術研究推進と技術普及を強化し、病虫害の専門的防除水準を高め、簡易栽培技術を普及し、全生行程の機械化水準を高める。 |
| 小麦 | 黄淮海、長江中下流域、西南、西北、東北の 5 カ所の優位地区の生産能力を高め、良質の専用品種の発展に力を入れ、土壤測定に応じて施肥をするような普及活動を加速し、半不耕起（不耕起）栽培、機械化生産等の先進実用技術の普及を加速し、標準化した生産と管理を推進する。 |
| トウモロコシ | 東北春トウモロコシ地区と、黄淮海夏トウモロコシ地区の優位地区を増強し、西南、華北、西北地区の生産ポテンシャルを積極的に引出し、専用トウモロコシ栽培面積を安定的に増加させ、農地インフラ設備建設を増強し、排水・灌漑条件を改善し、全行程の機械化の推進に注力し、単収水準の引き上げに尽力する。 |
| ジャガイモ | 東北、華北、西北、西南、南方の 5 カ所の優位地区の建設を推進し、ウィルスフリー種イモ、加工専用イモ、生鮮食品用種イモの産業立地を最適化し、ウィルスフリー品種と半不耕起・不耕起栽培、マルチ（被覆）栽培等の重要技術の統合的普及を組み立て、ジャガイモ生産の全行程機械化を積極的に推進し、生産量と品質を高める。 |
| 油糧種子 | 長江流域の菜種優位産業帯、北方菜優位地区を重点とし、南方の冬季の休耕地利用を開発し、菜種の機械化生産水準を高める。河北、山東、河南省と東北農牧交錯地区における落花生生産を積極的に発展させ、東北大豆産業の向上を強固にし、西北、東北の塩性アルカリ土壤でのヒマワリ等油糧種子の生産を発展させる。 |
| 綿花 | 黄河流域と長江流域の綿花地区を安定させ、西北内陸の綿花地区の発展に注力し、新疆綿花地区の建設を重視する。優良品種の普及を促進し、マルチ点滴灌漑等の節水技術の普及を加速し、改良土壤を造成し、綿花収穫処理の機械化水準を高め、品質を改善し、綿花畠の総合的生産能力を高める。 |
| サツマイモ | 広西、広東、雲南、海南のサツマイモ優位生産地区を重点的に建設し、生産面積を 2,500 万ムーで安定させ、品種を改良し、施肥を合理化し、総合的病害虫管理を推進し、生産過程の機械化水準を着実に高め、単収とショ糖分を向上させる。 |
| 野菜 | 大中都市の郊外における野菜農園を安定的に増加させ、河南、長江上中粒の冬春野菜、黄土高原と雲貴高原の夏秋野菜、黄淮海と環渤海の施設野菜の 5 大優位地区の野菜生産基地を着実に建設し、海南と広西の南部産野菜の北部輸送基地建設を特に強力に推し進め、標 |

| | |
|------|---|
| | 標準化、施設課生産を推進し、野菜供給総量がバランスがとれ、季節的に均衡し、地域と品種でバランスがとれるよう保障する。 |
| リンゴ | 渤海湾と黄土高原の 2 つのリンゴ優位地区の産業化発展プロセスを加速し、「面積を安定し、品質を高め、輸出を拡大し、収益を増加させる」との考え方を維持し、標準果樹園の建設推進に尽力し、苗木の繁殖と育成、栽培耕作、病害虫防除等の段階において、標準化生産管理を実施する。生産後の商品化処理能力の育成を強化し、我が国リンゴ産業の市場競争力を全面的に向上させる。 |
| 柑橘 | 長江上中流域の柑橘優位地区産業化発展プロセスを加速し、産業構造、品種構造、熟期構図、地域構造等の最適化を目標として、現代の集約的柑橘生産基地建設の歩みを加速する。柑橘の商品化処理能力をさらに高め、生鮮柑橘の保存能力を保ち、柑橘缶詰やジュース加工を大いに発展させる。 |
| 天然ゴム | 広東、海南、雲南の天然ゴムの優位地区の建設を増強し、良質苗木を向上させ、新品種と老朽化した生産能力の低いゴム園の更新を加速し、非生産期のゴム園管理を強化し、単収を着実に向上させ、標準化模範ゴム園の建設を発展させ、天然ゴム基地建設水準を高め、科学技術研究・開発と生産サービス体系を整備し、天然ゴムの一次加工の集中化を推進し、衛生的生産を励行し、產品の品質を高める。 |

(二) 畜牧業

主要方向：肉類・家禽卵・乳製品の有効供給の保障、飼料と畜産物の品質安全の保障、環境と生態安全の保障を核心的な使命として、畜産業の生産方式を転換させ、全国の養豚、肉牛、肉羊と酪農の優位地域の配置計画の実施を継続し、畜産物優位産業帯建設を強力に推し進める。

発展重点：①健全な優良品種繁殖・育成体系を設立し、家畜品種の改良の歩みを早める。②健全で標準的な飼養体系を急いで設立し、畜産標準化大規模飼養場（小区）の建設を積極的に推進する。③健全な飼料安全保障体系を急いで確立し、飼料効率が高く、安全な新しい飼料の研究開発を推進し、優良牧草等の飼料原料の生産を発展させる。④健全な動物疾病制御体系を急いで築き、科学規範、責任の明確化、効果の高い動物疾病制御ネットワークの確立を着実に実施する。⑤健全な草原生態保護造成体系を急いで設立し、草原と放牧のバランスがとれるよう推進し、草原生態の回復を急ぎ、現代草原畜牧業を発展させる。⑥健全な防災・減災システムを確立し、草原の防火やネズミ害・虫害対策を増強し、草原の畜牧業の防災・減災能力を高める。

| コラム 4 畜産・牧畜業において優位性のある品種を急速に発展させる | |
|-----------------------------------|---|
| 養豚 | 東北、中部、西南と沿海部地域の優位産地を重点的に建設し、全国養豚遺伝改良計画の実施を全面的に推進し、地方の特色ある品種資源の保護と利用を拡大し、我が国の良質な豚の国内供給能力を高める。標準化された大規模飼養の発展に力を入れ、廃棄物の総合利用を強化し、養豚水準を高め、豚肉の有効供給を保障し、養豚が持続的に発展できるようにする。 |
| 肉牛 | 東北、西北、南方と中原の肉牛優位地区の建設を強化し、品種改良を加速し、地方の優良品種の選抜育種を開拓し、国外の優良品種を適度に取り入れる。粗飼料の豊富な地方では、繁殖雌牛の繁殖を積極的に発展させ、専業肥育の集中化を奨励し、標準的大規模飼養の推進に力を入れ、生産効率を高める。 |
| 肉羊 | 中原、中東部の耕種農業と牧畜を組み合わせた地帯、西北、西南等の肉羊優位地区の建設 |

| | |
|------|--|
| | を増強する。新品種、優良品種の選抜育種と地方品種の保護開発を強化し、肉羊飼養の改良品種利用を加速する。舍飼、半舍飼方式の発展に力を入れ、品種改良、規模拡大、標準化飼養を積極的に推進する。 |
| 乳牛 | 東北内蒙古山地の建設、華北産地、西部産地、南方産地と大都市周辺産地等の 5 大酪農地区を建設し、牛乳原料供給基地建設を強化する。乳牛の遺伝改良計画の実施を加速し、良質な牧草供給基地（クローバー等）を設立し、搾乳機械化水準を高める。乳牛群を重大疾病から清浄化し、生乳の品質監視管理を強化する。学童牛乳飲用計画を積極的に推進し、乳製品消費を促進する。 |
| 採卵家禽 | 中原、東北等の主産地での生産を確固たるものとしながら、採卵家禽飼養地域を南に移す。①高生産量、高効率の採卵鶏と採卵鴨を重点的に発展させる。国内優良品種の選抜育種と普及を加速し、地方品種資源の開発利用を進め、種鶏産業的生産水準を高める。②種鶏の疾病からの清浄化を強化し、雛鳥の品質を保証する。③標準化大規模飼養を積極的に推進し、家禽卵產品のトレーサビリティ体系の構築を加速し、生産効率を高め、家禽卵市場の供給と品質安全を保障する。 |
| 肉用家禽 | 伝統的な肉用家禽主産地区の生産を安定させ、潜在力のある地域の発展を急速に促す。優良な黄羽肉鶏（在来種とブロイラーの掛け合わせ）と水鳥（アヒル、ガチョウ、カモ等）の発展を加速し、ブロイラーを適度に発展させ、家禽產品の品質を高める。地方の肉用家禽品種資源の保護への注力を強化し、肉用家禽新品種の選抜育種プロジェクト構築の強化を重点的に強化し、家禽肉產品の高度加工技術の発展に力を入れ、産業の高品質、高効率、安全生産の目標を達成する。 |

（三）漁業

主要方向：水產品の安全な有効供給と漁民の持続的で安定的な增收、水域の生態安全と漁業資源の持続可能な利用の確保を主要な目標として、着実に漁業発展方式を転換し、現代漁業の発展を加速させる。水産物の輸出の 3 カ所の優位地区の建設推進を継続し、多獲性の淡水魚類と、高品質水產品種の養殖を積極的に発展させ、水産物の有効供給を保障し、漁業生態安全と水產品品質安全と生産安全水準を全面的に向上させる。

発展重点：①標準化水産健康養殖の発展に注力し、良質な水產品種、疾病制御、技術普及、質量安全建設水準を引き上げる。②工業化養殖、深水生簀（大型生簀）養殖、水田養殖、塩性・アルカリ地での養殖等、現代的養殖方法を積極的に普及し、水産養殖発展のさらなる余地を開拓する。③観測評価を強化し、漁業資源を保護しながら合理的に開発利用し、漁獲圧力をコントロールし、近海で漁猟する漁民の業種転換を推進する。④国内外の 2 種の資源、2 つの市場が釣り合いをとれた漁業体系を開発構築し、遠洋漁業国際競争力を強化する。⑤放流規模と質を高め、海洋牧場と水生生物保護区の建設を強化し、水生生物資源の育成と保護水準を高める。⑥漁業行政の設備及びチームの設立を強化し、漁港建設の歩みを加速し、漁業行政、漁港、漁船管理の現代化水準と安全生産、突發的事件への対応能力を高める。

| コラム 5 漁業の優位品種を急速位発展させる | |
|------------------------|--|
| 優位性のある輸出水産物 | 黄海・渤海、東南沿岸と長江流域の「2 ベルト 1 地域」の輸出水産物優位地区の建設を強化し、優位区域内でのウナギ、クルマエビ、貝類、ティラピア、黄魚（フウセイ）、川蟹、ナマズと海藻の 8 種の優位品種生産の良質化、組織化、産業化をは |

| | |
|-----------------|--|
| | かり、水産優良品種体系の着実な改善と高効率運転を促進し、水生動物防疫体制と品質安全保障体系を基本的に確立し、重大水生動物疾病の予防と制御の効果を高め、產品の品質安全水準を高める。 |
| 多獲性 淡水 魚類 | 長江中上流域、長江中下流域、華南と「三北（西北、華北、東北）」の 4 種の多穫性淡水魚の優位生産地域の建設を強化し、健康的養殖池改造、水産養殖標準化創出と水産動物防疫プロジェクト構築の推進を重点とし、「買い物かご」プロジェクトの建設を強化し、雌魚更新と優良品種推進を加速し、多獲性淡水魚類の養殖の総合的生産能力を高める。養殖水域の環境修復を強化し、健康的な養殖モデルを推進する。多獲性淡水魚類の加工技術と加工產品を開発する。 |
| 高品質 水產品種 | 沿海海水魚類、東中部のブランド淡水魚類、「三北」と西南の冷水性魚類、長江中下流域と珠三角の淡水海老類の優位産地の建設を強化する。ナマコ、真珠、スッポン等特色があり土着の品種養殖を積極的に発展させる。工業化養殖、深水イクス養殖と高標準冷水魚養殖等の施設漁業規模を高め、原種・優良品種プロジェクトの構築を強化し、自主的遺伝育種能力と原種・優良品種カバー率を高める。種苗の繁殖能力の構築を強化し、種苗供給を保障する。良質な完全栄養配合飼料の研究開発を強化し、配合飼料養殖技術を普及する。 |

（四）農産物加工業

主要方向：農作物生産、畜産、漁業の産業配置を基礎とし、農産物加工業が作物生産優位地区と都市郊外及び県域に集中するように導き、理にかなった分業で、優位性を互いに補い、協調発展的な農産物加工業の配置を推進し、農産物加工業と農産物生産力のバランスのとれた相互作用を実現し、農産物加工と農業の協調的な発展を促進する。

発展重点：①農産物加工転化能力を高め、かつ農民の就業拡大と農民の収入増を目標とし、農産物加工技術のボトルネックの突破を切り口として、産地加工を着実に発展させ、産業集積を促し、生産額が 100 億元を超える産業集積を多く発展させる。②高度な加工を推進し、リーディング企業を育成し、産業の優位性の向上を促進し、生産額が 100 億元を超える大型企業集団を多く育成する。③科学技術の刷新に注力し、農産物加工技術の研究開発体制を構築し、農産物加工技術の革新と応用能力を高める。④企業と農民の利益の連結システムを構築することに力を注ぎ、農産物加工業が現代農業建設と農民就業增收効果をもたらす効果を十分に發揮させ、同じペースでの発展を実現する。

| コラム 6 各種農産物加工業を急速に発展させる | |
|-------------------------|---|
| 食糧作物 加工 | 東北平原、黄淮海平原、長江流域等の食糧優位地区では、食糧産地における第一次加工、高度加工及び保管物流業の発展に力を入れ、現代国家級の食用、工業用、飼料用食糧加工基地を造成し、產品の付加価値を向上させる。 |
| 経済作物 加工 | 黃河流域、長江流域等の経済作物優位地区では、綿花、油糧種子、砂糖原料、柑橘、リンゴ等の経済作物產品の加工業の発展に力を入れる。生産後の加工処理技術と施設・設備のボトルネックの突破に力を入れ、高度加工の水準を安定的に向上させる。 |
| 畜水產品 加工 | 中原、東北、西北、沿海等の家畜・水産優位地区では、食肉、乳製品、水產品の加工業を積極的に発展させ、伝統的で特色のある畜水產品の工業化生産を推進し、産業チェーンを整備し、品質管理体制とトレーサビリティ体系を整え、地区水產品の食用安全を保証する。 |

(五) 国営農場

主要方向：①食糧、綿花、ゴム、砂糖原料、酪農、種苗等の優位性のある農産品生産において突出し、特色ある農業と熱帯農業の積極的な発展をはかる。②農産品加工を基礎として、国営農場における鉱業を発達させ、農業サービス、販売流通、居住サービスを重点的に発展すべき第3次産業とする。③それぞれ異なる現代農業モデル地区を創出し、農場と県・郷の共同的発展を積極的に推進し、モデル地区の波及作用をさらに發揮する。

発展重点：①食糧、綿花等の農産物大型生産基地と国家天然ゴム基地の建設水準の向上を確固たるものとし、現代農業の施設設備建設を強化し、全工程の機械化を推進する。②家畜・家禽良質品種の基地建設水準を高め、乳牛、養豚等の標準化大規模飼養と食肉生産を推進する。③農業標準化実施範囲を拡大し、現代情報技術の主導産業の中での運用を強化し、先進的な生産様式の模索と普及を進め、農産物の品質トレーサビリティ確立の範囲を拡大し、農産物品質安全水準を高める。④主業が突出し、市場競争力が強く、比較的大きい業界影響力を備えた大型企業集団を多く積極的に育成する。⑤「走出去（海外投資推進）」の戦略の実施に注力し、国営農場の発展の余地を開拓する。

コラム 7 国営農場経済地区を急速に発展させる

| | |
|---------|---|
| 東北墾区 | 水稻、トウモロコシ、大豆等の優位品種の大型商品食糧生産基地建設を継続的に強化し、農業機械化の推進を加速し、農場と県・郷が協同する領域と範囲を積極的に拡大し、酪農、肉牛飼養、養豚等の重点家畜の標準化、大規模化、専業化飼育を推進し、農産物の保管、加工、物流の発展に力を注ぎ、国際競争力のある大型の現代農業企業集団を打ち立てる。 |
| 西北墾区 | 綿花と種苗業、特色のある農産物の生産を着実に発展させ、節水農業と施設農業を積極的に発展させ、生産基地建設の基礎を固め、現代畜牧業の発展に力を注ぎ、家畜飼養基地の建設水準を高め、龍頭企業とブランド育成に力を注ぎ、農業産業化経営水準を高め、生態系保全と環境保護の強化に尽力し、持続可能な発展を促進する。 |
| 中東部墾区 | 特に小麦、水稻、養豚等の発展を促し、高水準の良質品種生産基地建設を向上させ、現代的育種企業を積極的に育成し、育成と繁殖の一体的な発展推進に尽力し、特色ある作物栽培と畜産等の産業優位性をより深く発掘し、市場競争力を高める。 |
| 南方墾区 | 天然ゴム、砂糖原料、熱帯果実等の熱帯作物の生産推進に注力し、標準化、高品質化、ブランド化確立を強化し、熱帯産品産業化の水準を高め、大型蔗糖等の加工龍頭企業の拡大をさらに進め、糖業循環経済の発展の高度化を図る。 |
| 都市郊外型墾区 | 牛乳、野菜等の「買い物かご」産品の生産水準を積極的に高め、農産物の有効な供給と品質安全水準を高めることに注力し、産業構造の高度化に尽力し、産業連結とブランド確立を強化し、都市型現代農業発展に注力し、全体的実力を強化する。 |

第五章 建設を強化し、発展の新しい水準を向上させる

「基礎を固め、能力を向上させ、発展を保障する」との考え方から、現存する重点的プロジェクト基礎の実施を継続した上で、農業建設計画と整合させ、投資規模を拡大し、6 つの方面の建設に特に力を注ぐ。

一、高水準農地建設を大規模に進展させる

薄弱な農業基礎施設、老朽化した水利施設、中・低収量農地の比重が高い等の問題に的を絞って、包括的計画、分担実施、県レベルの整合の原則に従って、全国高標準農地建設全体計画を制定し、県レベルでの建設計画の策定と実施を推進し、新規 5 千万トン食糧生産農地建設プロジェクト、主要農産物生産基地建設、中低収量農地改造による農業総合開発、土地整理、小型農業水利建設、大型・中型灌漑区の継続的な建設と節水改良等のプロジェクト建設を統一的に遂行し、中・低収量農地の大規模な改造を行う。「第十二次五ヶ年計画」の時期は、全国の干ばつと洪水に強い高標準農地の保有量が全国耕地総面積に占める割合を明らかに増加させる。

二、「買い物かご」産物供給能力建設を適切に強化する

新しい時代の「買い物かご」産品の季節的、構造的、地域的な不足や品質安全事件が時々起るとの問題に対処するため、新しい「買い物かご」プロジェクト実施を開始する。「買い物かご」産品の主な生産地区において、園芸作物生産小区、畜産標準化大規模飼養施設（小区）、水産標準化健康養殖場を建設し、建設規模を拡大する。優位性のある産地において多くの国家レベルの重点的大型卸売市場と地域レベルの産地卸売市場を建設・改造し、完全な農産物流通のトレーサビリティ体系を整備する。2015 年までに、「買い物かご」産品の均衡のとれた供給を実現し、品質安全管理水準を明確に向上させ、全国農産品大市場・大流通の新しい枠組みを形成する。

コラム 8 新しい「買い物かご」プロジェクト

1 園芸作物標準化生産基地

大中都市郊外及び野菜、果実等の園芸産品優位産地において、施設化、集約化による「買い物かご」産品生産基地の建設をサポートし、育苗の集約化、生産の標準化、商品化処理等の方面的インフラ建設の強化に重点的にとりくみ、園芸作物の標準化生産を発展させる。

2 畜産標準化大規模飼養場（小区）

養豚、酪農、肉牛、肉羊、肉用鶏と採卵鶏の標準化大規模飼養場（小区）の建設をサポートし、飼養場（小区）の畜舎標準化の改築、畜産廃棄物処理利用施設や、水、電気、道路等の付帯インフラ設備の建設を重点的に強化し、疾病予防・制御等の方面における設備建設を進め、家畜飼育の標準化と大規模化を推進する。

3 水産健康養殖モデル場

既存の老朽化した大規模養殖場の標準化改築を加速し、水産健康養殖モデル場の発展に力を注ぎ、養殖場の水、電気、道路等の基礎的インフラ及び関連機械施設、環境保護施設、水生動物防疫設備、品質安全検査施設等の建設をサポートする。大中都市の水産物供給の保証のために、都市周辺及び陸上養殖主産地における水産養殖を重点的に発展させ、施設養殖面積を拡大する。増殖漁業を発展させ、水産生物

増殖放流を適切に行い、遠洋漁業の発展をサポートする。

4 「買い物かご」 産品産地卸売市場

①優位生産地域における多くの国家級重点大型卸売市場の建設・改築をサポートし、情報サービス、オンライン取引、貯蔵・物流、品質安全検査、環境衛生処理当施設を重点的に発展させる。②「買い物かご」 産物の大規模生産基地において、地域レベルの産地卸売市場の建設をサポートし、情報サービス、品質検査、収穫後処理等の条件を改善し、冷蔵保管施設と流通加工施設の一体的建設を奨励し、収穫後急速冷却、商品化加工処理、最盛期収穫産品の冷蔵保存を実現する。

三、現代農業公共サービス能力養成の推進に注力する

農業公共サービス施設がぜい弱であるとの問題について、現代農業発展の要請に相応しくないとの問題が目立っており、「中国共産党中央農村改革発展推進に係る若干の重大問題の決定」を踏まえて、農業公共サービス能力構築のための部署を設置し、農業科学技術創出と普及サービス、動植物疾病制御、農産物品質管理、農業機械化推進、農業生産経営情報、農業資源環境保護、農村経営管理等の公共サービス体系の建設を重点的に強化し、管理体制を刷新し、サービス条件を改善し、スタッフの素質を高め、サービス能力を高める。2015 年までに、農業公共サービス能力の安定した上昇を実現し、全工程をカバーし、総合的に配備し、敏捷で効率の高い社会的サービス体系をさらに完全なものとし、農民の農業公共サービスに対する需要の拡大に応える。

コラム 9 「第十二次五ヶ年計画」 現代農業公共サービス能力構築プロジェクト

1 郷鎮農業公共サービス能力構築プロジェクト

健全な郷鎮若しくは区レベルの農業技術普及、動植物疾病制御、農産物品質安全管理等の公共サービス機構の基礎の上に、資源の統合、実効の重視、不足の補填、各地の事情の反映、適正の標準化の原則に照らし合わせて、農業技術普及、病害虫防除、農産物検査・監督、農民訓練等の施設設備条件を改善する。

2 動植物保護プロジェクト

6 段階の動物疾病制御体制を整え、動物疾病の区レベルの建設、動物衛生管理制度の施行、動物識別及び疾病の追跡体系の建設を加速し、動物用医薬品の品質安全管理体の建設を強化し、動物防疫技術のサポート体系の構築を強化する。4 段階の農産物有害生物観測警報と防除・制御、重大植物疾病管理・防護、農薬リスク評価と管理、植物防除科学技術のサポートと物理化学的サポート等の植物保護の基礎構築を強化する。

3 現代種苗産業プロジェクト

①農作物育種施設設備条件を改善し、良質種子生産優位地区において農産物良質種子繁殖育成基地を建設することをサポートし、西北、西南、海南の農産物種子生産基地建設への注力を拡大し、農産物品種試験と種子検査施設条件を改善する。②家畜品種選抜育成に係る核心育種場、原種・優良品種育種場、種畜飼養所、新品種育成場等の建設をサポートし、国家レベルの家畜品種資源場と種畜性能測定センタ

一を重点的に建設する。③水産遺伝育種センターと原種・優良品種育成場を建設する。④重要動植物のジーンバンク及び遺伝子組み換え技術発展のプラットフォームを建設する。

4 農産物品質安全検査測定能力構築プロジェクト

①各段階での品質検査機構検査観測機器設備を整備し、部レベルの水産品品質安全研究センターを建設し、多くの部レベルの専門品質建設センターの建設を補充し、全方位的に地（市）レベルの総合品質検査センターと県（場）レベルの総合品質検査所を建設する。②全国農産物品質安全検査情報警報プラットホームを構築する。

5 漁政漁港構築プロジェクト

多くの沿海の中心的漁港、一級漁港、二級漁港、安全錨地、内陸重点漁港の改築・建設を行い、健全な海区レベル、省レベルの漁業行政基地を構築し、一連の漁業行政執行法施設を購入配備する。

6 農業機械化推進プロジェクト

農民と農民専業合作社が大型の複式、高性能農機具を購入することをサポートし、適切な地区が中小型の先進技術を活用した農業器具を購入することをサポートし、農業機械技術普及、農業機械安全管理、農業機械試験鑑定等の公共サービス機構の条件を改善し、国家と地域の農業機械化科学技術創出センターを建設し、農業航空サービス拠点と農業航空作業離着陸場のインフラ建設を増強する。

7 農業情報化構築プロジェクト

①一群の農業生産経営情報化モデル基地を建設する。②国家、省、県（場）の三段階の「三農」総合情報サービスプラットフォームを構築する。③農業情報総合統計数値の共有化とネットワーク化情報サービスサポートシステムを構築する。

8 農民専業合作社能力構築プロジェクト

①産地において合作社が農業生産サービス施設建設を行うことをサポートし、都市への直売網、地域のチェーン店やスーパーの専用売り場建設を増強する。②合作社構成員書類記録を確立し、安全生産記録管理を実施し、合作社の財務管理体系を整え、市場情報収集と伝達を強化する。

9 農村土地移転と仲裁機構条件構築プロジェクト

①土地請負経営権の流動市場交易プラットフォームを建設し、土地流動市場交易の環境を改善する。②仲裁審問施設設備を建設する。③健全な土地請負経営権登記流動と紛争処理管理情報システムとプラットフォームを確立する。

10 耕地品質観測能力構築プロジェクト

耕地品質観測警報システム、肥料農地試験モデル基地、土壤湿度観測システムを構築する。

四、草原等の農業生態系の造成をより急速に推進する

我が国の草原退化が深刻になり、農業生態の脆弱性と生物資源の衰退が問題になっているということに鑑み、重点的なブレークスルーと、面的保全を結合させることを堅持し、北方の乾燥半乾燥草原、チベット高原草原等の地区を重点地域とし、天然草地における放牧停止と草地回復プロジェクト、京津風沙源草地保全プロジェクト、三江源草地造成プロジェクトと放牧地区水利プロジェクト実施への注力を強化し、砂漠化草原保全プロジェクト、草原自然保護区建設プロジェクト、南方草地保護・造成プロジェクトの実施を開始する。草原防災・減災インフラ建設を増強し、農業生物資源保護プロジェクト推進の注力を強める。2015 年まで、草原放牧業と経済結合を継続的に適切化し、水生生物資源が効率の良い保護を得られ、生態環境が安定的に改善し、環境の許容能力と持続的発展能力を継続的に高め、生態バリア機能を絶えず増強させる。

コラム 10 「第十二次五ヶ年計画」草原造成と農業資源保護プロジェクト

1 農業生物資源保護プロジェクト

農業生物資源保護区と水生生態修復モデル区を建設し、農業生物資源観測・鑑定評価条件の構築を強化し、農業生物資源保護科学技術サポートを強化する。

2 天然草地放牧停止・草地還元プロジェクト

草原フェンス、家畜用柵を設置し、退化草地を改良再生し、人工粗飼料生産地を造成し、管理観測能力の必要要素構築を強化する。

3 草原自然保護区建設プロジェクト

管理保護と公共・生活施設を整備し、交通、通信、科学的研究、観測、宣伝と教育施設を配備する。

4 草原防災・減災プロジェクト

草原災害観測警報体制、防災物資保証システムと指揮体系等の基礎インフラ構築を強化し、災害防御・緊急時対応能力を高める。

5 放牧地域水利プロジェクト

①放牧地区に中小の貯水槽、貯水池、重力式導水路、揚水場等の地表水源プロジェクトを建設し、地下水源利用の井戸建設を強化する。②農地灌漑設備の建設を強化し、放牧民の飲料水供給施設及び付帯設備の改善に注力する。

6 砂漠化草原管理プロジェクト

草原の柵や小型放牧地区の水利関連設備等を建設し、航空播種の改良、人工草地造成、放牧禁止・休止等の措置を推進する。

7 京津風沙源管理プロジェクト

家畜舎を建設し、草地での柵飼い、人工草地造成、航空での牧草播種等を実施し、飼料機械等の設備を購入して配備する。

8 南方草地保護・造成プロジェクト

天然草地改良、人工草地等の造成を展開し、生態環境を保護し、草地生産力を高める。

9 岩溶地区石漠化草地管理プロジェクト

草地での柵飼いを実施し、人工草地、草地改良を実施し、草地の植栽カバー率を高める。

10 三江源草地造成プロジェクト

放牧停止・草地還元、草原開拓停止・統治還元、生態悪化草原の保全、草原防火、草原のネズミ害制御等実施し、保護管理施設を整備する。

11 青海湖流域生態保護・管理プロジェクト

砂漠化草地、黒土渦（高山植生が劣化した状況）、有毒雑草、ネズミ害・虫害を保全・管理し、入山停止による草地育成等を行う。

五、農産物加工能力増設強化に注力する

我が国農産物の一次加工の停滞が深刻で、収穫後の損失が重大になっており、加工による付加価値増加の水準が比較的低い等の問題を鑑み、農家と農民専業合作組織の技術使用を成熟させ、経済的に適した収穫後貯蔵、保管、乾燥等の産地一次加工施設、設備をサポートする。食糧生産の中心地区、特色農産物優位地区では、農産物加工業技術研究開発体系の整備を重点的に強化し、一群の農産物加工リーディング企業が技術設備更新によってレベルアップすることをサポートする。2015 年までに、我が国農産物加工技術水準が顕著に向上し、農産物の収穫後損失率が大幅に低下し、農産物加工技術が現代農業の発展を支えられるようにし、それに伴って農民就業増収の効果を効果的に発揮できるようにする。

六、農村廃棄物の資源化利用を積極的に推進する

茎・藁資源の浪費と深刻な汚染、農村居住環境が劣ること、エネルギー不足等の目立った問題を鑑み、「減量化、再利用、資源化」の循環経済理念に照らし合わせて、各地の事情に配慮しながら農業廃棄物の循環利用を展開させ、農村メタンガスプロジェクト、農村衛生プロジェクト、藁・茎エネルギー化利用等のプロジェクトを重点的に実施する。2015 年までに、①家畜排せつ物、藁・茎等の農業廃棄物資源化利用の水準を大幅に向上させ、②農村メタンガス、省薪炭窯の普及率を大幅に向上させ、農村生活のエネルギー構造を顕著に最適化し、農村居住環境の効果のある改善を促進する。

コラム 11 「第十二次五ヶ年計画」農村廃棄物資源利用プロジェクト**1 農村メタンガスプロジェクト**

戸別メタンガス、小型メタンガスプロジェクト、大中型メタンガスプロジェクト、メタンガスサービスシステムを構築し、ガス供給への注力を拡大し、メタンガス精製ポンベ生産を発展させ、適合農家のうち 50%以上がメタンを利用できるようにする。

2 農村衛生プロジェクト

農村の有機廃棄物処理利用と無機廃棄物収集移転を推進し、農村の舗装・緑化を一体的に進める。

3 茎・藁のエネルギー利用プロジェクト

効率の高い低排出のバイオマス炉を推進し、薪炭が節約できる炉と架空式オンドルへ更新し、茎・藁のバイオマスガス集中ガス供給所、茎・藁熱分解ガス集中ガス供給所、茎・藁バイオリアクターと茎・藁固化成型燃料のモデルスポットを建設する。

第六章 対策を強化し、発展の新局面を創始する。

一、多元的な投入を強化する

①国家の農業農村への投入の集中を継続的に拡大し、財政支出を重点的に農業農村に傾斜させ、農業、農村の総生産量、增加分を等しく向上させる。②予算内の中央投資を重点的に農業農村インフラ施設建設に充てる。③土地譲渡収益を重点的に農業土地開発、農地水利と農村インフラ建設に充て、満額計上と一定方向での使用を確保する。農村記入組織の刷新、農産物の刷新、サービスの刷新、制度の刷新を推進し、各種の新しい金融組織を発展させる。課税減免、財政補助と投資補助等の措置を通じて、各種主体の現代農業への投資を牽引し、農村産業発展と公共施設建設に参画し、多元的投資の新しいシステム形成に努力する。

二、農業助成・補助の度合いを高める

食糧作付け直接補助、優良品種補助、農業機械購入補助、農業資源総合補助政策を整備し、農業産業発展と農民增收をより有効に促進する農業補助機構を設立する。新しい補助を食糧等の主要農産物向けに傾斜させ、生産量が高く、販売量が多い地域に傾斜させる。漁業用ディーゼル補助政策を継続・完備する。農業生産の核心技術とサービスサポート政策をさらに整備する。食糧・綿花・油糧種子・砂糖原料の高収量生産の創出、食肉・卵・乳製品・水産物と野菜等園芸作物標準化建設範囲の拡大を着実に進める。地域に応じた施肥補助の実施を継続し、土壤有機質向上補助の規模を拡大する。エネルギー消費の多い老朽化した機械の廃棄制度の設立について検討し、廃棄更新補助の実施について調査する。農産物重大病虫害総合防除補助を実行する。動物疾病制御経費の投入を拡大し、飼養サイクルの病死動物及び無害化処理補助制度設立を検討し、末端防除作業補助システムを確立する。末端農業技術普及体系改革とモデル県事業の実施を拡大し、農村労働力の教育訓練「太陽プロジェクト」、農村実用人材資質向上計画、現代農業人材サポート計画を継続して実施する。貧困支援開発への投入を継続的に拡大させる。

三、農業補助金・奨励金機構を整える

主要産業地区での利益補償システムを整備し、中央財政の食糧、油糧種子の主要生産県に対する移転交付水準を高め、主要食糧生産県、主要養豚県の奨励を継続的に拡大し、食糧主要生産県の農業投資項目に係る地方割当てを規格化し、主要生産区の食糧リスク基金の地方資金割当てを全面的に廃止する。主要食糧生産地区における県レベルの一人当たり財政水準を安定的に増加させる。草原生態保護奨励補助システムを整備し、政策措置の整備を確実に進める。村レベルの公益事業実施建設における事業個別の財政奨励補助規模を拡大する。

四、農村金融サービスを強化する

県の銀行業金融システムが新しく預金を集めてそれをその土地での融資に用いることを奨励し、審査・評価を強化し、現代的農業発展を促進する。政策的金融の農業に対するサポートの度合いを高める。村・鎮銀行等の新しい農村金融組織の建設を加速し、条件の合う農民専業合作社が信用事業を展開できるようサポートし、登記と管理方法を整備する。農業融資に係る課税優遇措置、農村金融システムへの一定の費用補助、県の金融機関の農業向け融資拡大奨励等の政策を整備する。農業信用融資担保組織の発展をサポートし、農村における有効な担保範囲を拡大する。農業保険の発展を加速し、農業保険金補助政策を整備する。地方の特色ある農業保険の発展を奨励し、農業に係る保険の発展の推進について検討する。財政のサポートの下での農業大災害リスク分散システムを研究する。

五、農産物市場調整を改善する

コメ、小麦の最低買い上げ価格政策を整備し、食糧の有効な供給保証を基礎とした目標価格政策の制定について検討する。トウモロコシ、大豆、菜種、綿花等の農産物の臨時在庫政策を整備し、主要農産物の

流通量調整システムを整備し、重要農産物の備蓄制度を整備し、基幹企業に肯定的な影響を与え、大量生産される農産物市場の調整システムと機構を整備・完備する。豚肉等の主要な「買い物かご」產品の観測・警報システムの構築の強化を継続し、応急的調整対策プランを整備し、生鮮農産物の調整方法を制定する。クリーン開発メカニズム（CDM）を積極的に利用し、炭素貿易、排出権取引システムの設立を検討する。

六、農業の対外開放水準を高める

「引進来（外資の国内導入促進）」と「走出去（内資の海外投資促進）」の相互連動を堅持する。外資利用水準を高め、外国資本の農産物・農業生産資本参入制度を WTO ルールに適合させ、「外国資本投資産業指導目録」に従って、農業領域における外資投資を促し、「引進来」の質と水準を高め、農業産業の安全性を維持する。農業の「走出去」のサポートに対する注力の程度を拡大し、企業のためのプラットフォームを構築し、農業の対外提携と交流を拡大し、お互いに ウィン・ウィン の関係を実現する。貿易促進公共サービス能力の強化をさらに進め、優位のある農産物輸出の推進を積極的に行う。農業の国際的な提携の拡大を継続し、二国間農業貿易交渉と農業関連国際規則制定に積極的に参与し、公平で合理的な貿易秩序の構築を推進する。WTO ルールの関連措置に沿って運用し、国際貿易摩擦に積極的に対応し、農産物輸出入調整機構を改善する。農産物貿易監視警報体制を整備し、産業協会が企業の合法的権利・利益を守ることができるようにサポートし、損害補償システムの設立を推進する。

七、改革刷新を深める

家庭請負経営を基礎とし、密接に結合した二段階の経営体制を安定させ、整備士、農村発展体制システムの改革推進を加速する。都市と農村の協調的発展を制約する体制的障害を除去し、都市と農村の要素の平等な交換関係を築き、都市と農村の経済発展、労働就業、インフラ、工業サービス、社会管理の一体化を促進する。農村総合改革を高度化する。農村集団経済組織財産権制度の改革を積極的に推進し、集団経済の有効な実現形式を探る。農業科学技術体制の改革とシステム刷新を推し進め、獣医、栽培等の各方面的管理体制改革を積極的に推進する。国有農場体制の改革を急ぎ、国有農場における現代農業発展を推進する。新しい状況下での農村改革のテスト区を創設し、モデル波及効果の調査を展開する。

八、法制度の保障を強化する

農業法律法規を整備し、現代農業発展投資、食糧安全、農産物品質安全、農業産業安全と生態安全、農民権利・収益保護、農産物補助政策等の方面で立法を強化し、国の農業強化、農業優遇政策の制度化と規範化を推進する。法の執行への力加減を再編し、農業の総合的な法執行システム構築を強化し、法律執行条件を改善し、全国農業県全てにおいて農業において総合的に法律を執行し、農業の法律施行水準を全面的に引き上げる。農村の法律教育の程度を拡大し、農民と農村末端公務員の法律意識を増強する。

「第十二次五ヶ年計画」の時期に農業と農村経済施策を適切に実施する意味は非常に重要で、任務は非常に大きく、使命は光栄である。各レベルの農業部門と関連機関は政治的戦略的重要性に立ち、組織の統率を適切に強化し、部門間の交流協調を強化し、中央の農業強化、農業優遇政策を着実に最後まで真面目に実施し、各重大プロジェクトを組織的に実施し、世論宣伝を重視、強化し、農業と農村経済発展の強大な相乗効果の形成推進を先導し、計画の各項目の目標・任務を円満に完成させることができるようにし、農業発展方式のさらなる急速な転換を全力で推進し、農業と農村経済科学発展の新局面の創造に努力する。

添付資料 3 2012 年 1 号文件《農業科学技術の創出を推進し持続的に農産物供給保障能力を増強することに係る若干の意見》

日本語仮約

《農業科学技術の創出を推進し持続的に農産物供給保障能力を増強することに係る若干の意見》

2011 年は、各地区各部門が中央意思決定配備を眞面目に貫徹し、力を合わせて協力し、着実に仕事を行い、多様な困難や課題を克服し、農業農村は強靭な発展趨勢を保ってきた。食糧生産は安定して新しい段階に飛躍し、農民の増収は人を喜ばせ、水利建設は明らかに加速し、農村民生は持続的に改善し、農村社会は安定し穏やかであった。農業農村の形勢は良く、経済の安定した急速な発展を力強く支え、改革発展が安定して大局を維持することに効果をもたらした。

2012 年の農業農村政策を着実に実施し、農業生産を安定的に発展させ、農産物の有効な供給を確保することは、全ての任務推進、戦略的主導を勝ち取るために極めて重要である。現在、国際経済形勢は複雑で厳しく、地球気候変動の影響は強まっており、我が国では耕地・水資源の不足という圧力が高まっており、農業発展が直面するリスクと不確実性は明らかに上昇しており、農業・農村の良い形勢を強固なものとし、さらに発展させるという任務は、より重大なものとなっている。全党では、認識を呼び覚まし続けることが必要で、連続した数年の増産増収によって感覚を麻痺させることは絶対にしてはならず、農村風景に改善が見られたからと言って、投入を減らすことは絶対にしてはならず、また農村発展が持続的に良い方向に向かっているからといって、任務の気力を緩めるようなことは絶対にあってはならない。ますますはげみ、困難にあたってもくじけず、開拓進取といった精神を必ず持ち続け、高い出発点からスタートして、新しい飛躍を実現し、新しい優秀な成果を再創出することに努力しなければならない。

農業の持続的で安定した発展と、長期の農産物の有効な供給の確保を実現するという、その根本は、科学技術にある。農業科学技術は、国家食糧安全を確保するための基礎を支えており、資源環境制約という必然的な限界を突破し、現代農業建設を決定する力量を加速し、明らかな公共性を備え、基礎的で社会性がある。世界科学技術革命が盛り上がっている歴史的な好機をかならずしっかりと捕まえ、科学研究・普及によって農業を振興するとの戦略を維持し、農業科学技術をさらなる重点的な位置に置き、体制機構の障害を突破する決心を持ち、農業科学技術の投入を大幅に増加させ、農業科学技術が益々発展するよう推進し、農業増産と農民増収、農村繁栄のために、強靭な動力を注入しなければならない。

2021 年農業農村任務の全体的な要請は以下の通りである。全面的に共産党十七次全国代表大会、十七期三中、四中、五中、六中全会及び中央経済工作会议精神を全面的に完遂し、中国の特色ある社会主义の偉大な旗を高く掲げ、鄧小平理論と「三つの代表」重要思想を指針として、科学発展観を深く具体化し、工業化、都市化と農業現代化を同じスピードで推進し、科学技術の保護と発展、生産増強と供給確保、民生強化と安定保持を巡って、今一步農業強化、農業優遇の農業政策への注力を拡大し、農業が良い収穫を得られるよう奮起し、農民所得の素早い向上のために力を併せて推進し、農村社会の調和安定の維持に努力する。

一、投入強度と実施程度を拡大し、農業の安定した発展の推進を持続する

1. 食糧生産の確保については絶対におろそかになってはならない。農産物の有効な供給を保障し、まずは食糧増産を安定させることが必要で、停滞が絶対に出現しないようにしなければならない。「米袋」省長責任制²⁴を着実に実施し、食糧の安定的増産行動を継続し、食糧播種面積をあらゆる手段を講じて安定させ、不足品種の生産を拡大し、単収と品質を着実に高める。全国で新しく 5,000 万トン生産能力を増加させるとの計画実施を継続し、800 ヶ所の食糧生産主要県（市、区、場）の生産能力を急速に上昇させる。食糧増産科学技術プロジェクト、スーパーライス新品種育種とモデル事業の実施を継続する。優位生産区での綿花、油糧種子、砂糖原料生産基地建設をサポートし、今一步進んで配置を最適化し、単収増加に注力し、収益を交渉させる。食糧、綿花、油糧種子、砂糖原料の大生産の創出を深く推進し、大規模化を積極的に推し進め、基礎条件が良く増産の潜在能力の高い県、郷を選択し、体制創立の展開に力を注ぐ。農業作期の重要時期及び重点区域において、防災・減災の技術指導と生産サービスの展開をサポートすることに力を入れ、農作物病害虫の専門的総合防除の推進を急ぎ、重大病虫害制御サポート政策を整備する。

2. 「買い物かご」産物供給に全力を尽くして指導する。「買い物かご」を保つためには、生産地を良く建設し、販売流通を良く管理しなければならない。区域の配置、標準化生産、大規模化栽培の推進を加速しなくてはならず、「買い物かご」産品の全体的な供給保障能力と品質安全水準を高める必要がある。施設農業の発展に力を注ぎ、園芸作物標準園、畜産・水産のモデル飼養場の創建発展を継続し、農業標準化の全体的推進モデル県の構築を開始する。全国野菜産業発展規則を実施し、優位野菜産地のインフラ設備建設をサポートする。豚肉生産を安定的に発展させ、肉牛・肉羊生産の主要な県において標準化飼養場と原種・優良品種育成場の建設することをサポートする。動物疾病制御の 2 期規則を制定・実施し、重大疫病についてタイミング良く処置をする。水産養殖生態環境の修復テストプログラムを展開し、遠洋漁船の更新・改良をサポートし、漁業行政整備と管理を強化する。農業産業化龍頭企業が「買い物かご」産品生産と流通の中での積極的な作用を十分發揮できるようにする。食品の品質安全管理総合協調を強化し、検査測定体系とトレーサビリティシステムの構築を強化し、品質安全リスク評価を展開する。効率の高い安全な肥料、低毒低残留の農薬の推進に力を入れ、食品と飼料の添加物使用について厳格に規制する。「買い物かご」市長責任制を実施し、都市農業の応急的な保障能力を十分發揮させ、大中都市で一定の野菜等の新鮮な食品の自給能力の保有を堅持できるようにしなければならない。

3. 農業への投入と補助程度を増加させる。財政の「三農」支出を継続的に増加させ、国家の固定資産の農業農村への投入を持続的に拡大し、農業への科学技術投入を持続的に拡大し、全体の增量かつ割合の増加を確保する。政府が農業科学技術投入において主導的な立場を發揮し、財政の農業科学技術への投入の増加幅を財政経常収入増加に比べて明らかに高いことを保証し、農業研究開発への投入が農業付加価値における比重を安定的に高め、投入を安定的に増加させる長期的なシステムを構築する。総量の増加、範囲の拡大、機構の整備との要請に従い、農業補助の強度の強化を継続し、新しい補助が主要産地、大規模生産農家、農民専業合作社へ傾斜させる。食糧作物生産農民に対する直接補助の水準を高める。農業資源総合補助動態調査システムを実現し、適切な時期に補助を増加させる。優良品種への補助の注力を強める。農業機械購入補助の規模と範囲を拡大し、補助システムと管理方法をさらに整備する。主要産地の利益補償システムを導入し、食糧・油糧種子生産の大きい県への奨励資金を増加し、養豚屠畜・出荷量の多い県への奨励の程度を増大する。森林、草原、水土保持等の生態補償制度の完備に向けた単作を行う。公益林の補償標準動態調整システムの創立を研究し、湿地保護の程度をさらに拡大する。草原放牧業の発展方式の転換を加速し、牧畜業、牧畜区、牧畜民に対する支持の程度をさらに拡大し、草原生態保護補助奨励政策が国家の定めた牧区及び半牧区県（市、旗）の全てをカバーするようにする。村レベルの公益事業建設における個別財政奨励補助の程度を拡大し、農民と社会資金の「三農」分野への投入を積極的に引き出す。

²⁴ 食糧生産（米袋）について省長が責任を負う制度のこと。なお、畜産物・野菜・果実生産（買い物かご）については市長が責任を負う。

国家の投入を有効に整理し、資金利用効率を高める。財政の「三農」への投入と補助資金の使用管理をしっかりと増強し、虚偽申告による横領や資金の流用等の違法行為を必ず阻止し、また捜査に基づき罰する。

4. 農村金融サービス水準を向上させる。農村金融政策のサポートへの注力を拡大し、農村の信用融資への投入を持続的に増加させ、銀行業金融機関の農業向け貸付の成長率を、全体の貸付平均成長率よりも高める。農業向け貸付に係る課税優遇政策を整備し、金融機関の県レベルでの金融サービスの評価方法を整え、県レベルの銀行業金融機関の農村信用融資サービスの強化を促す。農村信用システムの建設の推進に注力し、農家信用評価システムを整える。農村信用社の改革を深化させ、県（市）の農村信用社法人の地位を安定させる。農村金融機関の多元化を発展させ、民間資本が農村金融サービスの領域に入ることを奨励し、商業銀行が中西部地区の県に村・鎮銀行を設立することをサポートする。農村資金の互助組織の発展に秩序をもたらし、農民専業合作社規範によって信用合作を展開する。農村銀行業金融機関と業務特質差別化管理政策を整備し、農業に対する貸付リスク許容度を適切に高め、市場参入障壁を下げ、弾力性のある預貸率のある政策を実行する。農家向け少額信用貸付業務の発展を継続させ、大規模生産農家、農民専業合作社、県の小企業に対する信用貸付への注力の程度を拡大する。科学技術型農村企業、科学技術者が農村で創業した企業に対する信用貸付へのサポートを強め、農業科学技術特許を担保とする融資業務について積極的に実現可能性を探る。農業発展銀行による農業科学技術に対する貸出への注力をサポートする。条件に合致する農業企業向けの直接金融を奨励し、農業金融リース業務を積極的に発展させる。農業保険の種類とカバー対象を拡大し、農業保険料補助制度の試験的運用を開始し、森林保険の保険料補助の試験的実施範囲を拡大し、漁業互助保険の発展をサポートし、地方において農産物生産保険を発展させることを奨励する。農業再保険体系を構築し、中央財政によるサポートの下で、農業の大災害リスクの転移分散システムを着実に構築する。

5. 農業土地政策を安定させ、整備する。関連法律の修正・整備を急ぎ、土地請負関係の保持安定と将来的に安定した政策を実現する。法に則った自由意志・有償の原則に基づき、土地請負経営権の移転を促し、多様な形式の適切な規模の経営を発展させ、農業生産経営規模の刷新を促進する。農村地籍調査の進行を加速し、2012 年には全ての村落・集団の各種の土地の所有権の登記証書発行を基本的に完成させ、農家住宅基地の農村集団建設用地使用権の登記証書発行事業も包括して執行し、農村土地請負経営権登記の試験的実施範囲を安定して拡大し、財政から事業経費に対して適切な補助を与える。土地請負経営権移転の管理とサービスを強化し、土地請負経営紛争調停仲裁制度を整備する。土地管理法の改正を急ぎ、農村集団土地の接收に関する条項を整備し、厳格な規範をもった農村土地管理制度を整備する。放牧地区草原請負事業の推進を加速する。集団林権制度改革を深化させ、林地家庭請負関係を安定させ、2012 年には財産権と各戸請負を明確にするという改革任務を基本的に完成させ、関連する付帯政策を整備する。国有林場、国有林区改革の試験的実施をしっかりと施行する。農村総合改革の進行を深め、農村改革のパイロット地区での試験的実施を強化する。

二、科学技術刷新を原動力として、現代農業建設をサポートし引率する。

6. 農業科学技術刷新の方向を明確にする。長期的な発展に着眼し、農業最先端技術と基礎研究の配備をリードし、世界農業科学技術先端領域で重要な位置を占めるよう全力で取り組む。産業需要にしたがって、農業の重大な核心技術と基盤技術での飛躍に力を入れ、科学技術と経済がかみ合わないという問題を的確に解決する。我が国の基本的な国の情勢に立って、農業科学技術規律を遵守し、国家食糧安全を最も重要な使命として、土地産出率、資源利用率、労働生産率の向上を主要な目標として、生産増と効率増とともに重視し、種子改良と技術改良を対応させ、農業機械と農業技術を結合させ、生産と生態を強調させることを基本的要請とし、農業技術の集成化と労働過程の機械化、生産経営の情報化を推進し、高生産かつ、高品質、高効率で、生態保全的で、安全な農業発展との要請に適した技術体系を構築する。

7. 農業科学技術刷新の新しい重点に特に着目する。農業の基礎的、先端的、公益的な科学技術研究を安定的にサポートする。農業基礎研究を大いに強化させ、農業生物遺伝子制御及び分子育種、農林動植物のストレス抑制メカニズム、農地資源効率的利用、農林生態修復、有害生物制御、生物安全と農産物安全等の方面において、一連の入内な基礎理論と方法について飛躍的な成果を上げる。先端技術研究の推進を加速し、農業生物技術、情報技術、新材料技術、先進製造技術、精密農業技術等の方面で、一連の重要なオリジナリティーのある新しい成果を上げ、現代農業科学技術のトップレベルを征する。農業技術のボトルネックの突破に注力し、優良品種の育種、コスト削減、節水灌漑、農業機械装備、新型肥料・農薬、防疫・制御、加工・貯蔵・輸送、循環農業、海洋農業、農村民生等の方面において、多くの重要な実用的技術成果を上げる。

8. 農業科学技術創出の新しい体制を整える。部門、区域、学科の域を超えて、科学技術資源を有効に再編し、協同刷新システムをつくりあげ、産学研究、農業・科学研究・教育普及の緊密な結合を推進する。事業単位分類の改革との要請に基づき、農業科学技術研究所の改革を深化させ、現代の研究所制度を整え、研究所の自主権を拡大し、科学技術の人員が研究に専念できるような制作環境を努力して打ち立てる。農業科学技術プロジェクトシステムを整備し、委託及び自主選択研究課題がお互いに結合できるよう、支援と適度な競合がお互いに結合できるように方向を整える。農業科学技術評価システムを整え、分野別評価を堅持しながら、実際の問題解決という点を重視し、論文を重んじて発明を軽んじたり、数量を重んじて質を軽んじたり、成果を重んじて応用軽んじたりするような状況を改革する。現代農業産業技術体系の構築を、力を入れて推進し、産業の要請に基づき、農産物を単元とし、産業連携を本筋とし、総合試験所を新しい農業技術資源の組み合わせのモデルケースの起点とするよう整備し、タイミングよく生産上の技術的難題を発見・解決し、技術革新、試験的なモデル実施、波及効果等の積極的な作用を十分に發揮させる。課税減免、企業研究開発費の課税控除、高度新技術優遇等の制度を導入し、企業が技術研究開発の程度を拡大することをサポートし、企業が国家の各種の科学技術プロジェクトを分担することを奨励し、自主的な創造・刷新能力を増強する。企業を主導的な役割を担う農業産業技術創出のための新戦略連盟を積極的に育成し、農業における新興産業を発展させる。農業技術の移転と成果の転化を加速し、農業知的財産権の保護を強化し、農業技術の交易市場を穏やかに発展させる。

9. 農業科学技術創出の条件を改善する。国家の各種科学技術計画が農業の領域に傾斜することへの支持を強化し、公益性のある科学技術研究機構の運営経費に対する保障水準を高める。農業科学技術創出基金の発展をサポートし、金融信用融資、リスク投資等の民間資金の農業科学創出創業に対する参加を積極的に先導・奨励する。遺伝子組み換えによる品種育種技術重要プロジェクトの実施を継続し、農業への公益性事業科学技術プロジェクト実施の程度を拡大する。国家農業高度・最新技術産業モデル区と国家農業科学技術農園の建設を推進する。統括的計画と共同構築と共有の要請に従って、農業領域に係る国家プロジェクト実験室、国家重点実験室、国家プロジェクト技術研究センター、科学技術資源共有プラットフォームの数を増加させ、実験室や実験モデル基地建設を部門が対外開放することをサポートする。市・地レベルでの農業科学技術機構の構築を強化し、条件のそろった地方について省レベルの科学技術研究機構の直接管理に組み込むことを奨励する。国際農業科学技術の交流と協力を増強し、国外先進農業技術の消化吸収の推進に力を入れる。農業気象研究と試験的事業に力を入れ、天気に人為的な影響を与えることができるインフラと科学技術能力の構築を強化する。

10. 種苗業に関する科学技術の創出・刷新の達成に力を入れる。科学技術によって農業を振興し、優良種子を先行させる。種苗の基礎的・公共的研究への投入を増加させ、遺伝子源収集、保護、鑑定を強化し、育種理論の方法・技術を刷新し、改良育種材料を作り出し、飛躍的な性質のある多くの新品種の育種を加速させる。重要育種科学技術プロジェクトは育種・繁殖の一貫生産を行う種子企業をサポートしなければならず、企業を主体とした商品化育種の新しい体制を確立することを急ぐ。種子企業の配置を適正化し、市場参入条件を引き上げ、種子企業の統合・再編を推進し、大規模企業が合併・買収・資本参加等の方法

で種苗業界に参入することを奨励する。種苗業発展基金を設立し、育種・繁殖一貫経営大規模基幹企業群を育成し、企業と優秀な科学研究所が育種プラットフォームを設置することをサポートし、科学研究所と大学科学研究所の研究員が企業と合弁事業により共に利益を分かち合うことを奨励する。動植物の優良な種苗プロジェクトの実施度合いを拡大し、西北、西南、海南等の優位種子繁殖・育成基地の建設を強化し、種子企業と農民専業合作社の連合を設立が安定的な種子生産基地に集中することを奨励し、食糧、綿花、油糧種子の主要生産県が新品種の導入モデル農場を建設することを奨励する。条件に適合する種子産業において保険の展開を試行し、種子備蓄財政補助の程度を高める。品種の査定・保護・利用中止制度を整備し、種子生産経営の行政許可管理を強化し、劣悪、偽物、育成者権違反、闇取引、相対取引等の違法行為を厳格に阻止する。

三、農業技術普及能力を高め、農業社会的サービス発展を推進する

11. 末端での公益性の高い農業技術普及サービスを強化する。各レベルの農業技術普及機構の作用を十分に發揮して、末端農業技術普及サービス能力の増強に力を入れ、農家経営において先進科学技術を取り入れ、生産手段の方向を転換できるよう推進する。郷鎮あるいは区レベルにおいて、農業技術普及、動植物疾病制御、農産物品質管理等の公共サービス機構の構築を全国で普遍的に展開し、公共的な位置付けを明確にし、産業発展の実態に基づいて公共サービスの職位を設立する。全面的に職員採用制度を実行し、採用条件を厳格にし、職位責任を明確にし、県の主管部門、郷镇政府、農民の三つの方面からの評価方法を遂行する。郷・村に根をおろし、農民に奉仕し、困難を乗り越え奉職する農業技術普及職員に対し、待遇水準を適切に高めなければならず、賃金傾斜と能力給政策を実施し、現在の職員賃金と末端事業単位職員の賃金の平均水準が平衡するようとする。郷鎮農業サービス機構の管理体制の整備をさらに進め、農業技術普及活動に対する管理と指導を強化する。末端農業技術普及活動の条件の改善をすすめ、農畜産業規模とサービス実績・効果に応じて普及活動経費を振り分ける。2012 年は、末端農業技術普及体系の改革とモデル県プロジェクトが、基本的に農業県（市、区、上）をカバーし、農業技術普及機構条件整備プロジェクトが全ての郷鎮をカバーするようとする。農業防災・減災・安定生産・増産の核心的技術に対する適切な補助を大幅に増加させる。末端農業技術普及機構における経営的職務を分離することを加速し、市場化方式にしたがって運用し、公益性サービスの多様な実現形式を探る。末端農業技術普及サービス手段を改革し、ラジオ・テレビ、新聞、インターネット、携帯電話等の媒体と現代情報技術を十分に利用し、それによって、農民に対して効果が高く敏捷で、簡潔で直観的で、相互に連動するようなサービスを提供する。郷鎮もしくは小流域の水利と、末端林業公共サービス機構の設立を強化し、農業標準化サービス体系を打ち立てる。農業農村公共気象サービスのカバー範囲を拡大し、農業気象サービスと農村気象災害防御科学技術水準を引き上げる。

12. 科学研究教育機構による農業技術サービスの積極的な展開を指導する。大学、科学研究所が公益性のある農業技術普及における重要な役割を担うよう指導し、「三農」の職責への奉仕を強化し、機構奨励を整え、科学研究教育人材が末端に深くかかわって農業普及サービスに従事することを奨励する。大学、科学研究所が農業技術普及プロジェクトを担うことをサポートし、農業技術普及サービスの成果を専門的技術職務評価と事業査定に組み入れ、普及教授、普及型研究員制度を推進する。大学と科学研究所が農業試験モデル地区を建設することを奨励し、専門大学院、大学と市の連携、大学院と県の連携でのサービス様式を推進し、農業技術成果を集め、良く練り、普及する。科学技術特派員による農村における科学技術による創業活動の実施に注力し、科学型企業と技術の連携組織の創業を奨励する。

13. 新型農村社会化サービス組織を育成・サポートする。政府発注、方向性を定めた委託、入札等の方式により、農民専業合作社、販売合作社、専業技術協会、農民用水合作組織、農業関連企業等、民間のパワーが広範囲に農業の生産前段階、生産段階、生産後段階のサービスに参画することをサポートする。農

民専業合作社組織、農民を組織して市場に参入し、先進技術を応用し、現代農業を発展させる積極的效果を十分に発揮させ、支持程度を拡大し、指導サービスを強化し、模範企業設立活動を推進し、農民専業合作社規範が運用されることを促進する。農民専業合作社が農産品加工業企業を興し、あるいは龍頭企業に資本参加することをサポートする。農村集団経済を発展させ、有効な実現形式を探り、集団組織の農家生産經營に対するサービス能力を増強させる。条件の良い末端組織が農業サービス型企業を創立することを奨励し、加工・流通一体型のサービス企業化の試行を推進し、政府によって公共サービス購入を行う。農村の総合的サービスセンターの発展をサポートする。全面的に農業農村の情報化を推進し、農業生産經營と品質安全管理、市場流通の情報サービス水準の向上に力を入れる。農村の党员・公務員が現代通信教育等のインターネット資源を利用できるようにし、三大ネットワーク（通信網、放送網、インターネット網）融合の情報サービスの高スピードチャネルを構築する。国家農村情報化モデル省の建設を急ぎ、末端農業関連情報サービス拠点と情報モデル村の建設を重点的に強化する。星火計画の実施を継続し、科学技術による豊民強県活動、科学を普遍化し農業を優遇し村を発展させる計画等の事業を推進する。

四、科学教育訓練を強化し、新しい農業農村人材の隊伍を全面的に創造する

14. 農業教育の発展を振興する。部と部、あるいは省と部が協力して、高等農業院校を共同で建設することを推進し、卓越農林教育育成計画を実施し、農業に関連した学科の専攻を促し、農業科学教育の共同的人材養成基地の形成を強化する。農業関係学科（専攻）への学生あたりの政府資金割当て標準をさらに高める。大学に対する国家奨励奨学金と助学金を農業専攻の学生により多く配分し、農業関連専攻の入学希望者の質を高める。大学が農村、特に貧困地区から学生を募集することに対してより注力させる。大学卒業生が農村末端の仕事に携わることを奨励・指導し、条件に合う者に対しては、学費補助と国家支援ローン代償政策を実行する。大学生「村官」計画を確実に実施し、それぞれの地域に合わせて「三支一扶（大学卒業生が農村で農業支援、教育支援、医療支援、貧困支援（扶貧）に携わること）」、大学生ボランティア西部奉仕等の計画を実施する。中等教育職業教育学費免除プログラムの実施を急ぎ、職業技能訓練補助政策を実施し、農業関連業界の職業教育振興を奨励し、各農村の予備労働力が何らかの技能を習得できるように努力する。

15. 農業科学技術人材の養成を加速する。国家の重要な人材プロジェクトは、農業教育に傾斜させなければならず、人材創出実施プログラムと農業科学研究傑出人材養成計画の実施を継続し、農業科学技術をリードする人材を育て、チームを養成することを加速する。農業科学技術研究人材激励システム、自主的流動システムをさらに整備する。科学技術の質、創出能力と成果応用による評価基準を制定する。末端農業技術普及人員の層別類別定期訓練の展開を拡大する。末端農業技術普及員の評価基準を整え、業績と普及の実効に重きを置いて、郷鎮と生産の第一線に傾斜した職員を評価する。農業技術普及活動サービスの農業技術普及サービス特別職場計画の試行を展開し、大学生を選抜して郷・鎮において特別職員を担当させる。農民技術人員のモデル波及効果を積極的に発揮させ、担当する仕事の量に応じて、それに応じた補助を与える。

16. 農村実用人材の教育に注力する。科学技術の素質、職業技能、経営能力を重視し、農村実用人材育成を大規模に展開する。各部門、各業界の効果を十分に発揮し、各種の農村人材養成計画の実施の程度を強化し、訓練規模を拡大し、補助基準を引き上げる。村役人、農民専業合作社責任者、村で就業する大学生等の農村発展を率いる人、あるいは農民植物保護員、防疫員、水利員、情報員、メタンガス工等の農村技能サービス型人材、そして大規模生産農家、農業機械農家、仲買人等の農村生産經營型人材の訓練を加速する。新しい職業農民の育成に力をれ、高校又は中学を卒業して大学に入っていない若者に対して無料で農業技能訓練を提供し、条件に合う農村青年の農業創業と農民工が農村に戻って創業することに対して補助や融資等のサポートを与える。

五、施設装備条件を改善し、農業発展の物質的基礎を不斷に強固にする

17. 農地水利建設への強化を怠らず続ける。水源プロジェクト建設、大規模河川・湖水と中小河川の治水、老朽化したため池・水路の改造強化、なだれ危険地域の災害防止の推進を加速し、大型・中型の灌漑設備の建設継続と節水改造、大型・中型灌漑排水ポンプ施設の更新・改造への注力を増加させ、水土資源条件を備えた地方で新しい灌漑地区をつくり、有効灌漑面積の拡大に努力する。中央財政の夜小型の農地水利施設建設に対する補助専門資金を継続して増加させ、農地水利の重要県における建設が基本的に農業生産の重要な県を全てカバーするようとする。山岳地区での「五小水利（小ダム、小池、小ため池、小用水路、小ポンプ）」プロジェクトの建設、農村川筋統合整備、ダム・堰の浚渫に対する注力を拡大し、放牧区での水利を発展させる。高効率の節水灌漑新技術、新設備の普及に努め、設置購入補助の範囲と貸借利利息割引の規模を拡大し、節水灌漑施設課税優遇政策を整備する。農地水利建設管理システムを新しく作り、土地収用による利益の農地水利建設資金活用についての中央と省レベルの統一の推進を加速し、農業灌漑排水運用管理費用に対する財政の適正な補助政策を実施する。水利科学技術普及、洪水・干ばつ防止、灌漑テスト等の専門的サービス組織を発展させる。

18. 高標準の農地建設を強化する。永久基本農地確定作業を加速し、耕地保護補償テストを開始する。全国高標準農地総合計画と関連計画を制定し、各種のルートから資金を集め、農業総合開発への投入を増加し、農村土地修復重要プロジェクトとモデル建設を発展させ、干ばつと洪水に強い生産量が高く安定した農地の建設推進を集中的に加速し、東北 4 省における高効率節水農業灌漑プロジェクトを実施し、全面的に耕地の持続的増産能力を高める。耕地建設重要プロジェクトを活用し、積極的に「移土培肥（土壌移植による土壌改良）」の経験と方法の推進を積極的に進めなければならない。農地品質調査と観測事業の実施を継続し、土壌測定による施肥を強力に推進し、土壌中有機質向上補助の規模を拡大し、乾燥地農業プロジェクトの実施を継続する。農業設備と技術モデル基地の建設を強化する。現代農業モデル区の建設の推進を加速し、国営農場が率先して現代農業の発展を支える。

19. 農業機械化を加速する。農業機械集成技術、コスト削減・効率向上、大規模経営推進等の重要な効果を十分に発揮させ、農業機械作業領域をより広げ、農業機械サービスの水準を高める。水稻の田植え機、トウモロコシ、菜種、サツマイモ、綿花の収穫機等の特に難しい問題の解決に力を入れ、施設農業、畜牧行水産の飼養等の機械装備の発展に力を注ぎ、農業全行程の機械化生産様式を探る。精密播種、化学肥料の深層施肥、保護的耕作等の技術を積極的に普及する。農業機械の重要部品と重要製品の研究開発を強化し、農業機械工業技術の革新をサポートし、製品の適合性、敏捷性、安全性を高める。信用融資サポート程度を強め、大規模生産農家、農業機械農家、農業機械合作社が大型・中型農業機械・器具を購入することを奨励する。農業機械化発展の課税優遇政策を支持し、農業機械サービスの市場化と産業化を推進する。農業機械購入後のアフターサービスと農業機械安全管理事業を強化する。

20. 生態構築を推進する。「退耕還林（耕作をやめて林地に還元する）」の成果を固め、河川水源域と湖・ダム周囲等の国家重点生態地区において退耕還林規模を適切に拡大する。天然林資源保護プロジェクトの 2 期目の実施方策を実行に写し、就業困難と一時の職工避難社会保険補助問題を統一的に解決する。防護林の造成に対する投資への中央補助水準を順次高めて、「三北（西北・華北・東北）」、沿海部、長江島の防護林体系プロジェクト建設を強化する。京津風沙源地区保全 2 期プロジェクトの計画を急いで編成し、石漠化に対する総合的保全実施範囲を拡大し、沙漠化した土地の封鎖保護補助テストを開始する。チベット高原の生態安全障壁を建設し、区の重要生態プロジェクトを開始する。樹木優良品種と造林補助の規模を適度に拡大し、森林育成補助政策を整備する。森林権を抵当とした融資管理方法を整備し、融資の利息補助の規模を増加させる。国家级の公益林における買い取りシステムを探る。食用・油用林産物、アグロフォレストリー、森林レジャー、竹・藤等の林産業の発展をサポートする。企業等が民間のパワーを活用し

て産業化する方式による砂漠化防止、砂漠化制御を奨励する。「退牧還草（放牧をやめて草地を回復させる）」プロジェクトの実施範囲を拡大し、草原の家畜柵、粗飼料生産基地、畜舎建設と重度に退化した草原の改良をサポートする。牧区、半牧区の草原管理事業を強化する。漁業増殖放流の発展を継続する。國家の水土保持の重点建設プロジェクト実施への注力を拡大し、傾斜耕地整備の歩調を早め、清潔な小流域の建設を推進し、水土の流失観測予報と生産建設プログラムにおける水土保持監督管理を強化する。農村環境の整備を環境保全業務の重点都市、奨励によって促進する政策を整備し、都市と農村を等しく治めることの推進を着実に行う。農業の衛生的生産を推進し、農民が化学肥料や農薬を適切に用いるよう指導し、農村メタンガスプロジェクトと小型水力発電が薪炭燃料を代替する生態保護プロジェクトの実施を強化し、農業の面源汚染の防止と農村汚水、ごみ処理を加速し、農村の居住環境を改善する。

六、市場流通効率を高め、農産物の安定均衡した供給を的確に保障する

21. 農産物流通施設建設を強化する。全国農産物流通施設配置を統一的に計画し、都市農村の農産物流通網が行き渡るように整備を加速する。全国レベル、区レベルの中心的農産物卸売市場の建設と改造を推進し、交易拠点、電子決算、情報処理、検査測定等の施設建設のサポートを重点的に行う。農産物卸売市場と城・市・社・区の野菜市場、郷鎮の集中交易市場の建設が土地利用総合計画と都市・農村建設計画に組み込まれるようにし、農産物加工流通設備建設の用地政策のサポート制度の制定を研究する。条件の適した地域が、資本参加、財産権置換、公的建設配置、賃貸契約付き売却等の方式によって、非営利の農産物卸売、小売市場を建設することを奨励する。食糧・綿花・油糧種子・砂糖原料等の大量生産農産物の保管物流施設建設の推進を継続し、全国的な経営網を持つ販売合作社と郵便物流、食糧流通、大型流通企業等が農産物卸売市場や保管物流体系建設経営に参入することをサポートする。生鮮農産物のチェーン配送物流センターの発展を加速し、統合された冷蔵物流体系の設立をサポートする。農村の公共道路建設と管理の強化を継続する。産地が農産物の集荷、加工、包装、貯蔵等の関連設備を建設することを助け、農民専業合作社が一次加工と貯蔵設備を建設することへの補助を重点化する。

22. 農産物流通方式を刷新する。現代情報技術手段を十分に利用し、農産物電子取引等の現代的流通方式を発展させる。生産と消費の有効な連結、活発で多様な農産物生産・販売モデルの設立を検討し、流通段階を減少させ、流通コストを引き下げる。契約農業の発展に力を注ぎ、生産者と卸売市場、自由市場、スーパー、ホテル・外食、学校・企業食堂等の直接連携の発展に注力し、生産基地、農民専業合作社が都市・地域社会における直売ネットワーク拠点を置き、安定した農産物供給関係を形成することをサポートする。販売合作社と農民合作社等が都市・農村市場の中における双方向の流通ネットワークを築くことを助ける。「南菜北運（南の野菜を北に運ぶ）」、「西果東送（西の果実を東に運ぶ）」という現代流通の総合的な試験的プロジェクトを開始する。農村流通ニュースサービスを展開し、多くの形式の多層的な農作物販売促進活動を展開し、全国性と地域の特色を備えた農産物ブランドを育成する。農産物の先物市場が生産を先導し、リスクを回避する積極的な作用を十分に発揮する。野菜の卸売と小売段階での増価税（消費税に類似した間接税）を免除し、農産物仕入に対する課税額の査定控除テストを展開し、生鮮農産物輸送のための「緑色通道」政策を整備・実施し、農産物卸売市場、都市・地域の野菜市場、郷鎮自由市場とスーパーの手数料を合理的な水準として引き下げる。

23. 農産物市場調整を実施する。国内外の農産物市場の変化をしっかりと把握し、狙いを定めた調整措置を採り、主要農産物の有効な供給と市場の安定を確保し、価格を合理的水準に保つ。小麦とイネの最低買い上げ価格を引き上げ、トウモロコシ、大豆、菜種、綿花、砂糖等の臨時の買い上げ保管を適宜実施し、食糧・綿花・油糧種子・砂糖原料等の農産物備蓄制度を整備する。生鮮農産物の市場調整方法の整備を急ぎ、豚肉市場価格調整の案を策定し、主要野菜品種価格安定システムを探る。国内外の農産物市場監視警報を強め、輸出入、市場調整等の手段を総合的に運用し、国内農産物市場を安定させる。農産物輸入関税

割当の管理を整備し、密輸違法行為を厳格に取り締まる。全国レベル、区レベルの農産物情報共有プラットフォームを早急に設立し、農業統計調査と予測分析を強化し、農業生産の主要県の統計調査能力を向上させ、重要なニュースが適時に発表され権威ある公表制度を推進し、各種のニセの情報が産業発展に影響を与えて農民の利益を損なうことを防ぐ。

各レベルの共産党委員会と政府は「三農」問題を上手く解決することを徹頭徹尾堅持し、農業農村事業の指導を絶えず強化・改善し、各項の政策実施を確実に実施し、全社会の関心が「三農」を支持する良好な雰囲気を形成することに努力する。共産党第十七期六中全会（「第十二次五ヶ年計画」を扱う）の精神を全面的に貫徹し、都市と農村の文化が一体となった発展を促進し、農村文化サービスの全体量が増加し、都市と農村の文化発展の距離を縮小する。社会主義新農村建設の推進を加速し、農村公共事業の発展に力を入れ、「中国農村扶貧開発綱要（2011～2020 年）」を真面目に実施する。共産党组织を中心的な農村末端組織建設とすることを推進し、農村末端自治体制を整備し、農村法制を整え、農村社会管理を強化・刷新し、農村社会の穏やかな安定を確保する。

農業農村事業の確実に強化し、農業科学技術の創出・刷新を加速し、農產品供給保障能力の増強を継続し、使命は光栄であり、責任は重大であり、任務は巨大である。我々は胡錦濤同志を総書記とした共産党の中央周囲に緊密に団結し、固い信念をもって、着実に実行し、これを持って素晴らしい成果を上げて、共産党第十八期全国代表大会を勝利のうちに開催しよう！

添付資料 4 参考文献

- 阿古智子, 2013. 土地・戸籍問題から考える中国の政治経済. Available at:
http://www.mof.go.jp/pri/research/conference/china_research_conference/2012/chu24_05.pdf.
- 河原昌一郎, 2011. 中国食糧の基本的事情. Available at:
http://www.maff.go.jp/primaff/meeting/kaisai/2011/pdf/110607_2sec.pdf.
- 河原昌一郎, 2010. 平成 21 年度カントリーレポート：中国, 農林水産政策研究所. Available at:
<http://www.maff.go.jp/primaff/koho/seika/project/pdf/nikokukan10-1.pdf> [Accessed March 5, 2011].
- 郭慶海, 2009. 中国のトウモロコシ市場に関する分析. 農業経済研究, 81(2), pp.128–135.
- 高屋和子, 2010. 改革開放以降の東北三省農業の特徴と課題(2)政府の食糧政策とその展望 (西口清勝教授退任記念論文集). 立命館經濟學, 58(5), pp.1206–1229.
- 小田美佐子, 2004. 中国における農村土地請負經營権の新たな展開—「農村土地請負法」制定を手がかりに. 立命館法學, 2004(6), pp.1385–1416.
- 中国气象报社, 2012. 围绕需求 强化基础 进一步提升人工影响天气工作水平和服务效益 ——第三次全国人工影响天气工作会议工作报告. Available at:
http://www.cma.gov.cn/2011xwzx/2011xqxxw/2011xqxyw/201205/t20120522_173450.html [Accessed October 17, 2012].
- 農林中金総合研究所, 2009. 変貌する世界の穀物市場, 家の光協会.
- 楊健, 2010. 第 11 章 中国の競争的 FTA 戦略：自由主義の基盤の上の現実主義. In アジア太平洋の FTA 競争. 劲草書房, pp. 261–284.
- 阮蔚, 2004. 再び改革を加速した中国農政—食糧増産, 直接支払い, 農村行政体制改革を中心に (今月のテーマ変化のなかの農業・農政). 農林金融, 57(12), pp.751–770.
- 阮蔚, 2010. 矛盾深まる中国の農地制度—経済成長に取り残された農民 (中国・東アジアの現況と課題). 農林金融, 63(8), pp.426–439.